

平成28年度

福岡市交通安全実施計画

福岡市交通安全対策会議

ま　え　が　き

交通安全実施計画は、交通安全対策基本法（昭和 45 年法律第 110 号）第 26 条第 4 項の規定により「第 10 次福岡市交通安全計画」（計画期間：平成 28 年度～平成 32 年度）に基づき、福岡市及び関係機関が福岡市域内の陸上に関する交通の安全に関して、平成 28 年度に実施する施策をとりまとめたものです。

特に「第 10 次福岡市交通安全計画」に掲げる講じようとする施策の中で、「飲酒運転の撲滅」と「自転車安全利用の推進」は本市独自の取り組みとして重点的に位置づけており、本実施計画に平成 28 年度の対策を具体化し、記載しております。

さて、福岡市の交通事故は、平成 27 年において、発生件数 11,810 件、傷者数 14,804 人は前年から減少しております。一方、死者数は 31 人と前年に比べ 4 人増加しており、さらには、飲酒運転による交通事故は 53 件と、前年と比べ 6 件増加、20 政令市中ワースト 4 位と未だ飲酒運転撲滅には至っておりません。

また、自転車関連の交通事故は 2,582 件発生し、市内で発生する交通事故全体の約 5 分の 1 を占め、自転車と歩行者の交通事故も増加傾向にあるなど、憂慮すべき状況にあります。さらには、平成 27 年中の交通事故死者数 31 人のうち、高齢者が 17 人を占め、高齢者の交通安全の確保は喫緊の課題となっています。

このような状況を踏まえ、福岡市としては、本実施計画に基づき、道路交通環境の整備や交通安全意識の高揚を図る広報啓発活動、鉄道施設や車両の安全性向上、踏切道の安全確保等、ハード・ソフト両面にわたる総合的な交通安全対策を推進し、交通事故のない安全で安心なまち福岡を目指してまいります。

関係機関におかれましては、相互の連携を密にし、本実施計画に基づく諸施策を計画的かつ効果的に推進されるようお願いいたします。

平成 29 年 1 月

福岡市交通安全対策会議

目 次

第1章	道路交通の安全	
1	飲酒運転の撲滅	
(1)	飲酒運転撲滅に向けた気運の醸成	1
(2)	飲酒運転撲滅に向けた規範意識の確立	1
(3)	飲酒運転取締りの強化	2
(4)	運転者教育等の充実	3
(5)	自動車運送事業者に対する指導監督の充実等	3
2	自転車安全利用の推進	
(1)	自転車利用環境の総合的整備	4
(2)	交通安全教育及び指導・啓発	6
(3)	自転車の安全性の確保	7
(4)	自転車利用者に対する指導取締りの推進	7
(5)	「福岡市自転車の安全利用に関する条例」等の周知	8
3	道路交通環境の整備	
(1)	生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備	9
(2)	幹線道路における交通安全対策の推進	11
(3)	交通安全施設等の整備事業の推進	16
(4)	歩行者空間のバリアフリー化	20
(5)	無電柱化の推進	21
(6)	効果的な交通規制の推進	22
(7)	高度道路交通システムの活用	23
(8)	交通需要マネジメントの推進	24
(9)	災害に備えた道路交通環境の整備	25
(10)	総合的な駐車対策の推進	27
(11)	道路交通情報の充実	29
(12)	交通安全に寄与する道路交通環境の整備	30
4	交通安全思想の普及徹底	
(1)	段階的かつ体系的な交通安全教育の推進	36
(2)	効果的な交通安全教育の推進	43
(3)	交通安全に関する普及啓発活動の推進	44
(4)	交通の安全に関する民間団体等の主体的活動の推進	50
(5)	市民の参加・共働の推進	51
5	安全運転の確保	
(1)	運転者教育等の充実	51
(2)	安全運転管理の推進	58
(3)	事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進	58
(4)	交通労働災害の防止等	62
(5)	道路交通に関する情報の充実	62
6	車両の安全性の確保	
(1)	自動車の検査及び点検整備の充実	67
(2)	リコール制度の充実・強化	69
7	道路交通秩序の維持	
(1)	交通の指導取締りの強化等	70
(2)	交通事故件等に係る適正かつ緻密な捜査の一層の推進	71
(3)	暴走族等対策の推進	72

8 救助・救急活動の充実	
(1) 救助・救急体制の整備	75
(2) 救急医療体制の整備	78
(3) 救急関係機関の協力関係の確保等	78
9 被害者支援の充実と推進	
(1) 被害者救済の充実等	79
(2) 交通事故相談活動の推進等	79
(3) 交通事故被害者支援の充実強化	80
10 道路交通事故要因の総合的な調査分析の推進	82
 第2章 鉄道交通の安全	
1 鉄道交通環境の整備	
(1) 鉄道施設等の安全性の向上	83
(2) 運転保安設備等の整備	84
2 鉄道交通の安全に関する知識の普及	85
3 鉄道の安全な運行の確保	
(1) 保安監査の実施	86
(2) 運転士の資質の保持	87
(3) 安全上のトラブル情報の共有・活用	88
(4) 気象情報等の充実	89
(5) 大規模な事故等が発生した場合の適切な対応	90
(6) 運輸安全マネジメント評価の実施	90
4 鉄道車両の安全性の確保	91
5 救助・救急活動の充実	92
 第3章 踏切道における交通の安全	
1 踏切道の立体交差化、構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備の促進	93
2 踏切保安設備の整備及び交通規制の実施	94
3 踏切道の統廃合の促進	95
4 その他踏切道の交通の安全と円滑化等を図るための措置	96
 交通事故抑止目標達成のための各区の施策	
第10次福岡市交通安全計画における抑止目標の設定について	97
東 区	98
博多区	99
中央区	100
南 区	101
城南区	102
早良区	103
西 区	104
 資料集	
福岡市自転車の安全利用に関する条例	105
福岡市交通安全対策会議条例	109
交通安全対策基本法（抄）	111

第1章 道路の交通安全

(福岡県警察、福岡市市民局、教育委員会、各区)

種 目	1 飲酒運転の撲滅
項 目	(1) 飲酒運転撲滅に向けた気運の醸成 (2) 飲酒運転撲滅に向けた規範意識の確立
細 目	

1 計画の実施方針及び重点

飲酒運転による悲惨な交通事故の記憶を風化させず、全市を挙げて飲酒運転撲滅の気運を高めるため、飲酒運転による交通事故の実態や飲酒運転の危険性及び飲酒運転による社会的・経済的制裁を周知するための交通安全教育や広報啓発活動を推進するとともに、「福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例」（以下「飲酒運転撲滅条例」という。）の周知を図る。また、交通ボランティアや安全運転管理者、酒類製造・販売業者、酒類提供飲食店、駐車場関係者等と連携してハンドルキーパー運動の普及啓発に努めるなど、地域及び職域における飲酒運転撲滅の取組を推進し、「飲酒運転は絶対しない、させない、許さない」という市民の規範意識の確立を図る。

2 計画の内容

(福岡県警察、教育委員会)

(1) 飲酒運転撲滅に向けた推進基盤の整備

「飲酒運転撲滅の日」（毎月25日）や「飲酒運転撲滅週間」（8月25日～8月31日）における取組等、飲酒運転撲滅条例に基づく自治体等の自主的な活動を促進する。

また、関係機関・団体のほか企業等に対し適宜情報提供や支援活動等を行い、各団体による自主的な活動を促進する。

酒類提供飲食店に対しては、酒類提供罪及び飲酒運転撲滅条例の周知徹底を図るほか、飲酒運転撲滅宣言及び運転代行業者の利用推奨、ハンドルキーパー運動への参加等、飲酒運転撲滅のための取組を促進する。

(2) 飲酒運転の悪質性・危険性の理解を深める交通安全教育の充実

ドライビングスクール等において飲酒体験ゴーグルを活用した飲酒運転の疑似体験等の参加・体験・実践型の交通安全教育を積極的に行うとともに、飲酒運転撲滅条例の周知及び交通安全教育用DVD「もう、誰もあなたを信じない～すべてを失う飲酒運転の代償～」を活用した心に響く教育を推進する。

また、子供会、敬老会等の会合を通じて飲酒運転の危険性等の理解を深め、子供から大人に対して飲酒運転の防止を呼びかける取組を行うほか、運転免許取得直前の高校生や大学生に対する飲酒運転の危険性の理解を深める交通安全教育を実施し、学生の飲酒運転撲滅に関する自主的な活動を推進する。

(3) 効果的な広報啓発活動の推進

関係機関・団体、ボランティアとの連携を図り、大学生や若年の社会人など若い世代の参加促進を図った上で街頭キャンペーンを実施するとともに、新聞、テレビ、ラジオ、インターネット等あらゆる広報媒体を活用し、飲酒運転情勢等についてタイムリーかつ効果的な広報活動を行う。

(福岡市市民局、各区)

(1) 「飲酒運転ゼロを誓う、市民の集い2016」（飲酒運転撲滅大会等）の開催

悲惨な飲酒運転事故を風化させず、飲酒運転を「しない、させない、絶対許さない」ことを確認するため、関係機関・団体の協力のもと8月25日に「飲酒運転ゼロを誓う、市民の集い2016」を開催する。

(2) 「飲酒運転ゼロを誓う折り鶴プロジェクト～想いをカタチに～」の実施

飲酒運転撲滅に対する市民の願いや誓いを込めた折り鶴を募集し、市民運動として飲酒運転撲滅への気運を高める。

- (3) 願いのメッセージはがきプロジェクト
市内の小学4年生を対象に家族など大切な人に向けて、飲酒運転ゼロの願いを込めたメッセージを送るプロジェクトを実施する。
- (4) 「みんなで撲滅飲酒運転」のポスター等の掲示拡大
市内の様々な場所に飲酒運転撲滅ポスター等を掲示するよう、地域や企業、団体に対し、掲示の協力を求める。
- (5) 「飲酒運転撲滅宣言の店」の拡充
飲食店営業者（酒類を提供して飲食させる営業を行う者）に対して飲酒運転撲滅条例第21条の規定に基づく「飲酒運転撲滅宣言の店」の登録を促進する。
- (6) 映画「0（ゼロ）からの風」の上映会の実施
- (7) 関係機関・団体、地域等と連携した飲酒運転撲滅キャンペーン等の実施
四季の交通安全運動期間や飲酒運転撲滅週間を中心に、警察などの関係機関・団体や地域と連携し、飲酒運転の撲滅を訴える広報啓発を実施する。
- (8) 各保健所主催の「アルコール講演会」において警察官を講師とした指導啓発の実施
- (9) 各種広報媒体を活用した広報啓発の実施
各種広報媒体へ市長メッセージ等を掲載する。
また、アビスパ福岡主催試合でグラウンド内に啓発看板「STOP!!飲酒運転」を掲出する。

(福岡県警察)

種 目	1 飲酒運転の撲滅
項 目	(3) 飲酒運転取締りの強化
細 目	

1 計画の実施方針及び重点

飲酒運転の取締りを強化するほか、飲酒運転周辺者三罪等の捜査を徹底し、飲酒運転を許さない社会規範の確立を図る。また、飲酒運転撲滅条例に基づく通知に必要な調査を行い、酒類提供飲食店並びに通勤先及び通学先に対する通知を迅速に行い、同条例の効果的運用を図る。

2 計画の内容

(1) 実効ある取締りの推進

飲酒運転による交通事故の発生実態を始め、あらゆる角度から収集した飲酒運転情報を基に、「飲酒運転撲滅の日」及び「飲酒運転集中取締期間」等における検挙を主眼とした実効ある取締りを推進する。

(2) 飲酒運転周辺者三罪等の積極的な捜査

飲酒運転を検挙した場合には、運転者のみならず、車両の所有者、飲酒場所、同乗者又は飲酒の同席者等に対し、背後責任追及のための捜査を徹底する。

(3) 飲酒運転撲滅条例の効果的運用

飲酒運転を検挙した場合には、条例に基づき、通知に必要な飲酒場所、勤務先等の調査を徹底する。

種 目	1 飲酒運転の撲滅
項 目	(4) 運転者教育等の充実
細 目	
1 計画の実施方針及び重点	
アルコールが車の運転に及ぼす影響や飲酒運転の危険性等を理解させるため、各種講習において飲酒運転に関する教育の充実を図る。	
2 計画の内容	
(1) 各種講習における飲酒運転に関する教育の推進	
ア 更新時講習等における飲酒運転撲滅に関する運転者教育の推進 更新時講習等において、飲酒運転による交通事故発生状況、飲酒運転に関する罰則等について説明し、飲酒運転の撲滅に関する講習を推進する。	
イ 飲酒取消処分者講習の推進 飲酒運転を理由として運転免許の取消処分を受けた者を対象とした飲酒取消処分者講習において、アルコールスクリーニングテスト、ブリーフ・インターベンション（短時間カウンセリング）、ディスカッション等を実施し、運転免許再取得後の飲酒運転の再犯防止に関する講習を推進する。	

種 目	1 飲酒運転の撲滅
項 目	(5) 自動車運送事業者に対する指導監督の充実等
細 目	
1 計画の実施方針及び重点	
飲酒運転等の悪質違反を犯した事業者に対する監督を徹底し、労働基準法等の関係法令等の履行及び運行管理の徹底を図る。不適切な事業者に対しては厳正な処分を行う。 また、平成23年5月1日施行の自動車運送事業者に対する点呼時におけるアルコール検知器の使用義務付けにより、自動車運送事業者における飲酒運転ゼロを目指す。	
2 計画の内容	
(1) 都道府県公安委員会からの酒気帯び運転等の通報があった場合、監査を実施する。 (2) その他、新聞報道等により酒気帯び運転の違反が報道された場合、調査を行って監査を実施する。	

種 目	2 自転車安全利用の推進
項 目	(1) 自転車利用環境の総合的整備
細 目	ア 安全で快適な自転車利用環境の整備（自転車条例第18条） イ 自転車等の駐車対策の推進

1 計画の実施方針及び重点

(福岡国道事務所)

自転車道や自転車専用通行帯、自転車の通行部分を示した道路等の自転車通行空間ネットワークの整備により、自転車利用環境の総合的な整備を推進する。

(福岡県警察)

良好な自転車交通秩序を実現するためには、道路管理者と県警察が連携し、安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン（平成28年7月19日国土交通省・警察庁）を踏まえた普通自転車専用通行帯等の整備を推進し、自転車の走行ネットワークを確保する。

(福岡市道路下水道局)

自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律に基づく施策を総合的に推進する。

また、福岡市自転車利用総合計画に基づき、都市交通の一つであり、また、環境負荷を低減する交通手段として、自転車の安全で適正な利用を促進するため、交通量や幅員等に応じて自転車通行空間の整備を進める。

2 計画の内容

(福岡国道事務所)

自転車利用環境の整備（自転車道、自転車専用通行帯、自転車の通行部分を示した道路等の自転車通行空間ネットワークの整備）

(福岡県警察)

(1) 自転車通行環境の整備

ア 普通自転車専用通行帯等の整備

道路管理者と連携した計画的な普通自転車専用通行帯等の自転車専用の走行空間の整備を推進し、自転車の走行ネットワークを確保する。

イ 広幅員歩道における普通自転車の歩道通行部分の指定

普通自転車歩道通行可の交通規制を実施している4メートル以上の広幅員歩道を抽出して、普通自転車の歩道通行部分指定の交通規制を検討する。

ウ 普通自転車歩道通行可の交通規制の実施場所の見直し

○ 幅員3メートル未満の歩道においては、自転車の車道通行の安全対策を講じながら、段階的に普通自転車歩道通行可の交通規制を解除する。

○ 普通自転車の歩道通行部分の指定がある場合等を除き、歩道をつなぐ自転車横断帯を撤去し、自転車と歩行者の分離を図る。

エ パーキング・メーター設置道路における自転車道等の整備

パーキング・メーター設置道路において自転車道等を整備するに当たっては、利用率が低いパーキング・メーターを撤去する。

(2) 自転車走行空間を確保するための総合的な駐車対策の推進

ア 自転車の安全走行に障害となる違法駐車に対する指導取締りの推進

自転車の安全な走行空間を確保するため、自転車指導啓発重点地区・路線等の駐（停）車違反に対する指導取締りを推進する。

イ 自転車道等における駐停車・荷捌き車両対策の推進

路外駐車場が付近になく、かつ、駐停車需要の多い路線において、自転車道等の整備により駐停車ができなくなる場合は、地域住民や道路利用者等の理解、協力のもと、周辺道路又は路外に、荷捌き車両、タクシー等の一時的な駐停車に対応した駐停車空間を確保することに努める。

また、自転車の安全な走行空間を確保するため、自転車専用通行帯等では、交通実態や地域住民の意見要望等を踏まえた適切な駐車規制の実施・見直しを図る。

ウ 路外駐車(輪)場の整備促進

違法駐車が常態化している地区・路線において、路外駐車(輪)場の整備が必要な場合は、市や関係機関・団体、施設管理者に対する路外駐車(輪)場の整備促進を図る。

(福岡市道路下水道局)

ア 安全で快適な自転車利用環境の整備

平成26年3月に策定した「福岡市自転車通行空間ネットワーク整備計画」に基づき、原則、車道部での自転車通行空間の整備を推進し、早期のネットワーク化に努める。

- (1) 自転車道、自転車レーン（自転車専用通行帯）、車道混在等による通行空間の確保
- (2) 自転車歩行者道内での構造物や着色による物理的・視覚的分離での通行空間の確保

イ 自転車等の駐車対策の推進

- (1) 市営及び民間の駐輪場を有効に活用するとともに、駅周辺の開発動向や放置自転車の状況等を見ながら、新たな整備も含め、必要な駐輪場を確保する。
- (2) 放置自転車が歩行者の安全な通行を妨げている区域を「放置禁止区域」に指定し、放置自転車の撤去や街頭指導員等による指導を行う。
- (3) 市民や関係者と一体となり、自転車利用に関するモラル・マナーを向上させるため、「放置自転車ZERO宣言！」をキーワードとした啓発活動を行う。

種 目	2 自転車安全利用の推進
項 目	(2) 交通安全教育及び指導・啓発
細 目	ア 交通安全教育の推進（自転車条例第4条、第7条、第11条、第13条） イ 指導・啓発の推進（自転車条例第15条、第16条、第19条）
1 計画の実施方針及び重点	
車両としての交通ルールを遵守するとともに交通マナーを実践しなければならないことを理解させるための交通安全に関する教育、指導及び啓発を充実する。	
2 計画の内容	
(福岡県警察)	
(1) 自転車利用者等に対するルールの周知徹底	
「自転車安全利用五則」等を活用し、車両として自転車が従うべき基本的ルールの周知徹底を図るとともに、交通ルールを守らなかつた場合の罰則や交通事故発生時のリスクについて、分かりやすく周知する。	
また、自転車事故の実態やヘルメットの被害軽減効果についての広報啓発活動を推進し、特に幼児や児童が自転車に乗車する際のヘルメットの着用を積極的に推進する。	
(2) 参加・体験・実践型の交通安全教育の実施	
自転車の利用者として必要な知識及び技術を習得させるとともに、自己の安全だけでなく他人の安全にも配慮できるようにするため、子供自転車大会、スタントマンや自転車シミュレーターを活用した教室を開催し、参加・体験・実践型の交通安全教育を実施する。	
(3) 学校における交通安全教育への支援	
各学校において自転車免許制度の導入を始めとする自主的な交通安全活動が活性化されるよう、中学・高校におけるモデル案や交通安全情報の提供等により、学校への支援を行う。	
(4) 事業所に対する働き掛け	
自転車通勤者等に対する事業所単位での自主的な取組を促進させるため、モデル案や交通安全情報の提供等により事業所を支援するとともに、自転車販売店等の自転車関係事業所に対しては、車両として自転車が従うべき基本的なルールを周知するよう積極的に働き掛ける。	
(5) 交通ボランティア等との街頭指導	
交通ボランティア等と協働し、5月の「自転車安全利用促進月間」、毎月8のつく日の「自転車一斉街頭指導日」、季節ごとの「交通安全県民運動」等において定期的に街頭活動を実施するほか、地域の交通実態・要望等に基づいた活動を実施する。	
(6) 広報啓発活動を実施	
関係機関・団体、地域、N P O、企業、エリアマネジメント団体などと連携し、広報啓発活動を実施する。	
(福岡市市民局、各区)	
(1) スケアード・ストレイト教育技法を用いた体現型自転車教室をはじめとした自転車教室等の開催	
(2) 自転車安全利用推進員の配置及び活動支援	
指導者講習会の受講者を「自転車安全利用推進員」として委嘱し、その活動を支援する。	
(3) 自転車安全利用五則チラシ、自転車安全利用の手引きの配布	
(4) 児童・生徒に対する子どもたちのセーフティプランを市H Pに掲載	
(5) 広報啓発活動の推進	
四季の交通安全運動における街頭キャンペーンや、様々な媒体を活用し、積極的な広報啓発活動を推進する。	
(6) モラル・マナー推進員による指導啓発の実施（天神・大名地区、博多駅周辺地区、西新地区）	
(7) 損害賠償責任保険の加入促進	

種　　目	2　自転車安全利用の推進
項　　目	(3)　自転車の安全性の確保（自転車条例第6条、第7条、第9条、第10条）
細　　目	

1 計画の実施方針及び重点

自転車の正しい乗り方、点検整備の励行等について指導を強化するとともに、反射材の貼付、ライト点灯、罰則や交通事故発生時のリスク等の周知徹底を図り、自転車利用者に対する安全意識を高め、自転車の安全利用を促進する。

2 計画の内容

(1) 自転車交通安全教育等における指導の強化

自転車交通安全教室、各種交通安全講習等の機会において、自転車の正しい乗り方、点検整備の励行等について指導を強化する。

(2) 反射材の貼付、ライト点灯の促進

夜間における自転車の安全確保を図るため、反射材の貼付、早めのライト点灯を促進する。

(3) 罰則や交通事故発生時のリスク等の周知

交通ルールを守らなかった場合の罰則や交通事故発生時のリスクについて、年齢層に応じて周知徹底を図る。その際、交通事故の加害者となった場合は、刑事責任を負ったり、損害賠償を求められたりする可能性があることや損害賠償責任保険等の加入の必要性についても、事故事例を活用するなどして認識させる。

種　　目	2　自転車安全利用の推進
項　　目	(4)　自転車利用者に対する指導取締りの推進
細　　目	

1 計画の実施方針及び重点

依然として多発する自転車対歩行者の交通事故及び自転車利用者のルール・マナー違反に対する市民の批判が後を絶たない状況を踏まえ、街頭活動における指導警告をより一層積極的に推進するとともに、制動装置不良自転車運転を始めとする悪質、危険な交通違反に対しての指導取締りを強化推進する。

2 計画の内容

(1) 街頭活動の強化

毎月8の付く日（8日、18日、28日）の「自転車一斉街頭指導日」、特に本部で指定する「自転車一斉指導取締り（8の日）作戦」においては積極的な指導取締りを推進する。

(2) 指導警告活動の強化（自転車指導警告票・自転車安全指導カードの活用）

「自転車一斉街頭指導日」を中心に、自転車指導警告票・自転車安全指導カードを活用した指導警告活動を推進する。

(3) 指導取締り活動の強化

ア 「自転車一斉街頭指導日」等における効果的な指導取締り活動を推進する。

イ 自転車関連交通事故の実態及び取締り要望等に応じた効果的な指導取締り活動を推進する。

ウ 制動装置不良自転車運転を始めとする悪質、危険な交通違反に対しては、積極的な検挙措置を講じる。

種 目	2 自転車安全利用の推進
項 目	(5) 「福岡市自転車の安全利用に関する条例」等の周知
細 目	ア 押し歩き推進区間の指定（自転車条例第 14 条） イ 自転車安全利用推進員の委嘱（自転車条例第 16 条） ウ 自転車安全利用の日の制定（自転車条例第 19 条）

1 計画の実施方針及び重点

自転車の安全利用に関する普及啓発及び環境の整備を図るための諸施策を推進し、市民の交通安全の確保及び自転車の利用促進に寄与するため、自転車の安全利用の推進及び促進に関し、基本理念を定め、市、市民等その他の主体の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定める「福岡市自転車の安全利用に関する条例」について、様々な機会をとらえ、周知を図り、自転車の安全利用を推進する。

2 計画の内容

ア 押し歩き推進区間の指定

渡辺通り西側歩道の天神交差点から渡辺通四丁目交差点までの約 400m を平日は 8 時から 19 時まで、土・日・祝日は 10 時から 19 時まで「押し歩き推進区間」として指定し、自転車安全利用指導員（モラル・マナー推進員）による指導・啓発を実施する。

イ 自転車安全利用推進員の委嘱

地域等において自転車の安全利用に関する教育及び啓発を行うとともに、自転車利用者に対し、必要な指導を行うボランティア「自転車安全利用推進員」を委嘱している。この自転車安全利用推進員に対する支援を行い、活動を促進する。

- ・平成 29 年 3 月 11 日 「自転車安全利用推進員講習会」開催

ウ 自転車安全利用の日の制定

自転車の安全利用について市民等の関心と理解を深めるため、毎月 8 日を「自転車安全利用の日」と定め、市内各所において街頭啓発キャンペーン等を実施し、自転車安全利用五則をはじめとする自転車の交通ルールの周知徹底を図る。

種 目	3 道路交通環境の整備
項 目	(1) 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備
細 目	ア 生活道路における交通安全対策の推進 イ 通学路等における交通安全対策の推進 ウ 高齢者、障がい者等の安全に資する歩行空間等の整備

1 計画の実施方針及び重点

(福岡国道事務所)

ア 生活道路における交通安全対策の推進

科学的データや、地域の顕在化したニーズ等に基づき抽出した交通事故の多いエリアにおいて、国、市、地域住民等が連携し、徹底した通過交通の排除や車両速度の抑制等のゾーン対策に取り組み、子供や高齢者等が安心して通行できる道路空間の確保を図る。

イ 通学路等における交通安全対策の推進

通学路における交通安全を確保するため、定期的な合同点検の実施や対策の改善・充実等の継続的な取組を支援するとともに、道路交通実態に応じ、警察、教育委員会、学校、道路管理者等の関係機関が連携し、ハード・ソフトの両面から必要な対策を推進する。

ウ 高齢者、障がい者等の安全に資する歩行空間等の整備

高齢者や障がい者等を含め全ての人が安全に安心して参加し活動できる社会を実現するため、駅、公共施設、福祉施設、病院等の周辺を中心に平坦性が確保された幅の広い歩道等を積極的に整備する。

(福岡県警察)

市街地等における生活道路の安全対策として、区域内の最高速度を30km/hに規制するとともに、歩道や路側帯の設置・拡幅等を行うことにより通過交通の抑制を図る「ゾーン30」を、県警察本部と道路管理者が連携して整備し、人優先の道路交通環境を推進する。

(福岡市道路下水道局)

少子高齢化等の社会情勢の変化に対応し、身近な生活道路をはじめとして、歩行者及び自転車利用者の安全で快適な通行を確保するため、歩行者等の交通事故が発生する危険性の高いエリアや区間等について、より「人」の視点に立ち、人優先の道路交通環境の整備を推進する。

2 計画の内容

(福岡国道事務所)

ア 生活道路における交通安全対策の推進

ビックデータの活用により潜在的な危険箇所の解消を進めるほか、交通事故の多いエリアでは、国、市、地域住民等が連携して効果的・効率的に対策を実施する。

イ 通学路等における交通安全対策の推進

通学路等の歩道整備等を積極的に推進するとともに、路肩のカラー舗装、防護柵の設置、自転車道・自転車専用通行帯・自転車の通行位置を示した道路等の整備を推進する。

ウ 高齢者、障がい者等の安全に資する歩行空間等の整備

歩道の段差・傾斜・勾配の改善、歩行者用休憩施設等の整備を推進する。あわせて高齢者、障がい者等の通行の安全と円滑を図るとともに、高齢運転者の増加に対応するため、道路標識の高輝度化等を推進する。

(福岡県警察)

(1) 「ゾーン30」の整備

平成24年度から28年度までの5か年で、県警察本部と道路管理者が連携して、「ゾーン30」を県下142箇所以上を目標に整備する。

平成27年度末の時点で143箇所の整備を達成したものの、平成28年度にあっても積極的に整備推進する。

- ア 最高速度 30km/h の区域規制
- イ 歩道や路側帯の整備
- ウ 各種法定外表示の設置

(2) バリアフリー化を始めとする歩行空間等の整備

駅、公共施設、福祉施設、病院等の周辺を中心にバリアフリー化施策を推進し、高齢者、身体障がい者等が公共交通機関を利用した場合の利便性及び安全性の向上を図る。

ア 歩行者及び自転車利用者の安全・安心な道路交通環境を確保するため、歩行者等の交通事故が発生する危険性の高い区間等について、道路管理者事業に併せて交通規制及び交通安全施設等を整備・促進する。

イ 高齢者や身体障がい者等の自立した日常生活及び社会生活を確保するため、道路管理者事業に併せた交通規制及びバリアフリー対応型信号機（視覚障がい者用付加装置信号機、歩車分離式信号等）等の交通安全施設の整備を推進する。

ウ 高齢運転者の増加に対応するため、信号機のLED化、道路標識・標示の高輝度化、新たな法定外表示等高齢者が見やすく分かりやすい交通安全施設の整備を推進する。

エ 高齢運転者等の安全な運転を支援するため、高齢運転者等が日常生活において利用する官公庁、病院、福祉施設等の駐車場が駐車需要を満たしていない場合は、当該施設の周辺道路における高齢運転者等専用駐車区間の整備を推進する。

(3) 通学通園における交通安全対策の推進

- 幼児・児童の安全な通行を確保するため、
 - 歩行者用道路、一方通行等の交通規制
 - 押しボタン式信号機、視覚障がい者用付加装置信号機等及び照明灯付横断歩道標識等の整備や歩行者用信号灯器の増灯
 - 横断歩道等の新設・更新・高輝度化
- を推進する。

(福岡市道路下水道局)

ア 生活道路における交通安全対策の推進

幹線道路等に囲まれた地区においては、区域内の最高速度を30km/hとする「ゾーン30」の設定が交通管理者により進められており、歩行者や自転車の安全確保に向けて、連携して取り組む。

○ 「ゾーン30」の整備

道路管理者による対策として、路側帯のカラー化やイメージハンプの設置、標識等を整備しており、引き続き、交通管理者と連携して取り組む。

イ 通学路における交通安全対策の推進

福岡市通学路交通安全対策プログラムに基づき、地元、警察、教育委員会、学校等の関係機関と連携を図り、合同点検を実施しながら通学路の交通安全対策を実施する。

ウ バリアフリー化を始めとする歩行空間等の整備

高齢者、障がいのある人をはじめ、全ての人の自立した日常生活及び社会生活を確保するため、ユニバーサルデザインの考え方に基づき、駅、公共施設、福祉施設、病院等の周辺を中心にバリアフリー化施策を推進するとともに、公共交通機関を利用した円滑な移動と利用の向上を図る。

特に、福岡市バリアフリー基本計画に基づく市内19の「重点整備地区」においては、各施設間を結ぶ生活関連経路について、歩道のバリアフリー化の整備を重点的・集中的に行う。

種 目	3 道路交通環境の整備
項 目	(2) 幹線道路における交通安全対策の推進
細 目	ア 事故危険箇所対策の推進 イ 幹線道路における交通規制 ウ 重大交通事故の再発防止 キ 交通安全施設等の高度化
1 計画の実施方針及び重点	
(福岡国道事務所)	
特に事故の発生割合の大きい幹線道路の区間や、ビックデータの活用により潜在的な危険区間等を事故危険箇所として指定し、警察と連携して集中的な事故抑止対策を実施する。	
また、社会的に大きな影響を与える重大交通事故が発生した際は、速やかに事故要因を調査し、同様の事故の再発防止を図る。	
(福岡県警察)	
社会資本整備重点計画（平成 27 年 9 月 18 日閣議決定）に基づき、事故が多発している交差点又は単路の事故危険箇所について、県警察本部と道路管理者が連携して、交通規制の見直し、交通安全施設の整備、道路改良等を推進し、安全な道路交通環境の整備を推進する。	
(福岡市道路下水道局)	
交通事故対策については、事故発生状況等の把握・事故要因の分析等を行い、早期に安全で円滑・快適な交通環境を確保するため、交通安全施設等の整備を行うことにより、効果的な事故対策を集中的に行う。	
(1) 事故危険箇所対策の推進	
死傷事故率が高く、又は死傷事故が多発している交差点・単路部を「事故危険箇所」に指定し、県警察本部と道路管理者が連携して集中的に事故防止対策を推進する。	
(2) 交通安全施設等の整備	
夜間の自動車運転は、自転車や歩行者やカーブ等の危険箇所の認識が遅れるなど、重大な事故に発展しやすいため、幹線道路や交差点部、カーブ区間には道路照明灯の整備や視線誘導標等の整備を推進する。	
2 計画の内容	
(福岡国道事務所)	
道路標識の高輝度化、歩道等の整備、交差点改良、視距の改良、付加車線等の整備、中央帯の設置、バス路線等における停車帯の設置及び防護柵、区画線等の整備、道路照明・視線誘導標等の設置等の対策を推進する。	
また、重大事故が発生した際には、速やかに当該箇所の道路交通環境等の事故発生要因について調査するとともに、発生要因に即した所要の対策を早急に講ずることにより、同様の事故の再発を防止する。	
(福岡県警察)	
ア 事故危険箇所対策の推進	
平成 24 年度から 28 年度までの 5 年間で、県警察本部と道路管理者が連携して、市内 31 箇所（県内 119 箇所）の事故危険箇所の整備を推進する。	
① 信号機の新設・改良（多現示化・右折分離化等）及び LED 化等の高輝度化 ② 道路標識等の高輝度化等 ③ 交通情報提供等 ④ 交通指導取締り等	

イ 幹線道路における交通規制

① より合理的な交通規制

交通実態の調査・分析により、当該交通規制の合理性を点検し、交通の安全と円滑等という目的を達成するためにより合理的な形に改善できる点があると認められる場合は、当該交通規制自体の見直しを含め、必要な道路交通環境の改善を図る。

② 道路事業に合わせた交通規制

道路の新設及び改良については、道路管理者との協議に基づき、供用時期に合わせて交通規制を実施する。

ウ 重大事故の再発防止等

交通死亡事故等の重大事故が発生した場合に、同一場所における交通事故の再発防止対策を講じるために実施している現場点検、現地検討会等に加えて、その結果等を警察本部及び警察署等で共有することにより、同様に道路交通環境の改善を図るべき危険箇所を発見し、当該危険箇所においても同様の交通事故の再発を防止するために必要と認められる措置を講じ、道路管理者において進める「事故ゼロプラン（事故危険区間重点解消作戦）」の事故危険区間リストに盛り込むよう所要の働き掛けを行う。

キ 交通安全施設等の高度化

交通実態に応じて、複数の信号機を面的・線的に連動させる集中制御化・プログラム多段系統化等の信号制御の改良を推進するとともに、市内の信号灯器について疑似点灯防止による視認性の向上に資するLED化を推進する。

(福岡市道路下水道局)

ア 事故危険箇所対策の推進

○「事故危険箇所」の解消

福岡市管理分の「事故危険箇所」として選定された19箇所（うち道路管理者対策分17箇所）について平成25年度から平成28年度までの4箇年で道路管理者と県警察本部が連携して、各種交通安全対策を集中的に実施する。

種　　目	3　道路交通環境の整備
項　　目	(2) 幹線道路における交通安全対策の推進
細　　目	エ　適切に機能分担された道路網の整備

1 計画の実施方針及び重点

(福岡国道事務所)

歩道や自転車道等の整備を積極的に推進し、歩行者、自転車、自動車等の異種交通の分離を図り、通過交通の排除と交通の効果的な分散により、円滑で安全な道路交通環境を確保するため、バイパス等の整備を推進する。

(福岡市道路下水道局)

高規格幹線道路から住居地域内道路に至る道路のネットワーク化を図り、適切に機能が分担されるよう体系的な整備を推進する。

また、他の交通機関への連携強化を目的とし、アクセス道路の整備を推進する。

さらに、地域高規格道路の整備を始め、幹線道路ネットワークの形成や補助幹線道路、区画道路、生活道路等についてそれぞれの道路を機能別に整備を行い、交通流の分散化や生活地区内の通過交通を幹線道路に転換させるなど、道路ネットワーク全体の安全性を向上させる。

2 計画の内容

(福岡国道事務所)

国道3号博多バイパスの整備を推進する。

(福岡市道路下水道局)

幹線道路のネットワーク整備として、都市計画道路等の整備を推進する。

種 目	3 道路交通環境の整備
項 目	(2) 幹線道路における交通安全対策の推進
細 目	エ 適切に機能分担された道路網の整備 オ 高速自動車国道等における交通事故防止対策の推進

1. 計画の実施方針及び重点

(福岡県警察)

高速自動車国道等においては、緊急に対処すべき交通安全対策を総合的に実施する観点から、交通事故多発区間における交通安全施設等の整備と適正な交通規制を推進するとともに、積極的に道路交通情報を提供する。

(福岡北九州高速道路公社)

道路の構造、交通の状況等を勘案し、交通事故の発生を抑制するため、路面舗装、区画線の視認性の向上を図り、安全な走行の確保に努める。

(福岡市港湾空港局)

博多港においては、東部地区のアイランドシティ整備事業を主要施策として事業の推進を図っており、事業の進展や貨物量の増加に伴う交通需要の増大に対応するため、広域幹線道路であるアイランドシティ1号線の整備、及びコンテナターミナルと一体となって高度な物流拠点の形成を図るため、幹線臨港道路等の整備を推進する。

また、箱崎ふ頭においては、臨港交通ネットワークの充実・強化を図るため、幹線臨港道路の改良を行う。都心に近い中央ふ頭においては、円滑な人流・物流動線の確保を図るため、中央ふ頭1号線の整備を推進する。

2. 計画の内容

(福岡県警察)

交通事故多発区間のうち緊急に対策を実施すべき場所については、交通事故原因等の詳細な分析を行い、かつ道路管理者と連携を図りながら、高機能舗装や高輝度路面表示の整備等を重点的に推進するとともに、逆走による交通事故防止のための諸対策を推進する。

また、過労運転やイライラ運転を防止し、安全で快適な自動車走行環境を確保するため、道路管理者と緊密な連携を図り、交通事故車両や故障車両の早期撤去等を推進するとともに、情報通信を活用したリアルタイムな道路交通情報の提供を推進する。

(福岡北九州高速道路公社)

平成28年度における交通安全対策として、次の事業を予定している。

(単位：千円)

事業内容	事業量	事業費
排水性舗装	7, 100 m ²	221, 430
区画線補修	1, 800 m	2, 220

(福岡市港湾空港局)

種別	路線名	区間
臨港道路	アイランドシティ1号線	アイランドシティ内
	アイランドシティ2号線	アイランドシティ内
	幹線臨港道路等	アイランドシティ内
	幹線臨港道路箱B-9号線外	箱崎ふ頭内
	中央ふ頭1号線	中央ふ頭内

種 目	3 道路交通環境の整備
項 目	(2) 幹線道路における交通安全対策の推進
細 目	カ 改築等による交通事故対策の推進

1 計画の実施方針及び重点

(福岡国道事務所)

バイパスの整備に併せ、自転車道や自転車専用通行帯、自転車の通行部分を示した道路の整備等を推進する。

(福岡市道路下水道局)

交通事故の多発等を防止し、安全かつ円滑・快適な交通を確保するため、道路の改築等による交通事故対策を推進する。

2 計画の内容

○街路事業、道路事業による主な整備路線

(福岡国道事務所)

【道路事業（新設改良）】

路線名（工区）	事業内容
一般国道3号博多バイパス	道路新設

【道路事業（交通安全）】

路線名（工区）	事業内容
一般国道3号千早自歩道整備	自転車・歩行者空間整備
一般国道202号六本松交差点改良	交差点改良
一般国道202号中村大学前交差点改良	交差点改良

(福岡市道路下水道局)

【街路事業】

路線名（工区）	事業内容
都)長尾橋本線（飯倉）	幹線道路拡幅
都)国道3号線（半道橋～板付）	幹線道路拡幅
都)博多箱崎線（千代・馬出）	幹線道路拡幅
都)和白新宮線	幹線道路拡幅

【道路事業（新設改良）】

路線名（工区）	事業内容
主)福岡東環状線(土井2)	幹線道路拡幅
市)千代今宿線（興徳寺橋）	幹線道路拡幅
県)周船寺有田線（橋本2）	幹線道路拡幅

【道路事業（交通安全）】

路線名（工区）	事業内容
主)福岡志摩線(元浜)	歩道設置
県)大原周船寺停車場線(周船寺駅前)	自転車歩行者道設置
市)博多駅草ヶ江線(六本松)	交差点改良

種 目	3 道路交通環境の整備
項 目	(3) 交通安全施設等の整備事業の推進
細 目	ア 交通安全施設等の戦略的維持管理

1 計画の実施方針及び重点

「福岡県公共施設等総合管理計画」に基づき、中長期的視点に立って老朽施設の点検、更新、施設の長寿命化を図る。

2 計画の内容

(1) 定期点検の充実

専門的な知見を有する業者に点検委託を行うとともに、職員の点検技能向上を図る。

(2) 計画的な維持管理の推進

点検状況、補修、更新などの情報をもとに、更新の優先順位を付け、計画的な維持管理を推進する。

(3) 長寿命化

耐久性に優れた新たな部材の導入を検討するなどし、各施設の長寿命化を図る。

(4) 施設総量の最適化

交通状況の変化などにより、必要性の低下した施設については、当該施設がこれまで果たしてきた役割を考慮のうえ、代替の交通安全対策、地域住民の意見などさまざまな要素をもとに、廃止、統合を検討する。

種 目	3 道路交通環境の整備
項 目	(3) 交通安全施設等の整備事業の推進
細 目	イ 歩行者・自転車対策及び生活道路対策の推進 ウ 幹線道路対策の推進 エ 交通円滑化対策の推進

1 計画の実施方針及び重点

(福岡国道事務所)

イ 歩行者・自転車対策及び生活道路対策の推進

生活道路において人優先の考え方の下、「ゾーン30」等の車両速度の抑制、通過交通の抑制・排除等の面的かつ総合的な交通事故対策を推進するとともに、少子高齢化社会の進展を踏まえ、歩行空間のバリアフリー化及び通学路における安全・安心な歩行空間の確保を図る。

ウ 幹線道路対策の推進

幹線道路では交通事故が特定の区間に集中して発生していることから、事故危険箇所等の事故の発生割合の大きい区間において重点的な交通事故対策を実施する。

(福岡県警察)

社会资本整備重点計画（平成27年9月18日閣議決定）に基づき、計画的な交通安全施設等の整備充実を図るとともに、適切かつ効果的な運用を推進する。

(1) 歩行者等の安全通行の確保

歩行者・自転車利用者の安全な通行を確保するため、区域内の最高速度を30km/hに規制するとともに、歩道や路側帯の設置・拡幅等を行うことにより通過交通の抑制を図る「ゾーン30」を道路管理者と連携して整備推進する。

また、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（平成18年法律第91号）に基づき指定した「バリアフリー重点整備地区」については、主要な生活関連経路のバリアフリー化を推進する。

(2) 通学児童等の安全通行の確保

緊急合同点検の結果を踏まえた通学路等における計画的な交通安全施設等の整備を推進する。

(3) 生活ゾーン、スクールゾーン内の交通規制の見直し

生活ゾーン、スクールゾーン内の交通規制で、長期間見直しがなされていないものについて、交通実態に応じた交通規制を行う。

(道路下水道局)

交通安全施設整備事業を推進することにより、道路交通環境を改善し、交通事故の防止と交通の円滑化を図る。

2 計画の内容

(福岡国道事務所)

イ 歩行者・自転車対策及び生活道路対策の推進

自転車利用環境の整備、無電柱化の推進等による歩行者・自転車の安全な通行空間の確保を図る。

ウ 幹線道路対策の推進

交通事故データの客観的な分析による原因の検証に基づき、交差点改良等の対策を実施する。

(福岡県警察)

(1) 信号機の整備

生活道路等における歩行者や自転車の事故多発箇所への信号設置、高齢者や障がい者に配慮したバリアフリー対応型信号機（視覚障害者用付加装置信号機、歩車分離式信号等）の整備や信号機のLED化を推進するとともに、既存の信号交差点における待ち時間の短縮を図り、歩行者及び自転車にとって守られやすい信号機の運用見直しを行う。

(2) 道路標識の整備

昼夜間の道路標識の視認性・識別性向上のため、標識の高輝度化等を図るとともに、照明灯付横断歩道標識又は自発光式標識の整備を推進する。

(3) 道路標示の整備

夜間、降雨時の視認性向上のため、横断歩道を始めとする道路標示の更新、高輝度化を推進するとともに、道路管理者と連携し、停止線強調表示、交差点クロスマーカー、減速マーク等を整備する「セーフティ・フクオカ・ペイント作戦 2016」を推進する。

(福岡市道路下水道局)

交通安全施設等整備事業（事業内容）

(単位：千円)

種 別		事 業 量	事 業 費
一 種	歩 道	6.3 km	1,953,850
	自 転 車 歩 行 者 道	3.1 km	1,131,400
	歩 行 空 間	8.9 km	128,000
	交 差 点 改 良	11 箇所	474,100
	そ の 他 (注 1)	—	189,800
	小 計	—	3,877,150
二 種	防 護 栅	6.3 km	171,150
	照 明 灯	1,208 基	428,700
	反 射 鏡	169 基	94,950
	道 路 標 識	1 基	4,120
	区 画 線	67.2 km	86,400
	自 転 車 駐 車 場	12 箇所	424,300
	そ の 他 (注 2)	—	493,563
	小 計	—	1,703,183
合 計		—	5,580,333

(注1) その他は、踏切改良等の整備費。

(注2) その他は、歩道の交差点部段差解消や視覚障がい者誘導用ブロックの整備費。

(単位：千円)

事 業 内 容 内 訳	事 業 費
特定交通安全施設等整備事業費	2,767,500
地方単独交通安全施設等整備事業	2,812,833
合 計	5,580,333

※事務費除く

(福岡市港湾空港局)

(単位：千円)

事 業 内 容	事 業 量	事 業 費
臨港地区内 区画線	5,628m	5,683
防護柵	26m	374
照明灯	19基	26,555
道路標識	19基	6,083
計		38,695

種 目	3 道路交通環境の整備
項 目	(3) 交通安全施設等の整備事業の推進
細 目	オ ITSの推進による安全で快適な道路交通環境の実現

1 計画の実施方針及び重点

平成 27 年度を初年度とする第4次社会資本整備重点計画に基づき、高度道路交通システム（ITS）の整備を計画的に推進し、安全かつ円滑・快適な交通環境の確立を図る。

2 計画の内容

- (1) 集中制御機の高度化更新を図る。
- (2) 光ビーコンの整備拡充、交通管制センターの高度化等により新交通管理システム（UTMS）を推進するとともに、情報収集・提供環境の拡充等により、道路交通情報提供の充実等を推進し、安全で快適な道路環境の実現を図る。

種 目	3 道路交通環境の整備
項 目	(3) 交通安全施設等の整備事業の推進
細 目	カ 道路交通環境整備への市民参加の促進

1 計画の実施方針及び重点

(福岡国道事務所)

安全な道路交通環境の整備に当たり、道路利用者の視点を生かすための施策を実施する。

(福岡県警察)

交通安全への参加意識を高め、誰もが安全・快適に利用できる道路交通環境を創造するための実践活動として、道路管理者等と連携して、地域住民等の参加による交通安全総点検を推進する。

(福岡市道路下水道局、各区)

安全な交通環境を確保するため、自治協議会等の地域団体や道路利用者である市民からの要望や意見を踏まえながら地域の通学路や生活道路の交通安全対策を実施する。

2 計画の内容

(福岡国道事務所)

「道の相談室」を活用し、道路利用者の意見を道路交通環境の整備に反映する。また、道路交通環境の整備に係る住民の理解と協力を得るため、事業の整備効果等について積極的に公表する。

(福岡県警察)

県警ホームページ（「標識BOX」、「信号機BOX」等）に寄せられた意見や地域住民等による交通安全総点検等の意見を道路交通環境整備に反映する。

種 目	3 道路交通環境の整備
項 目	(3) 交通安全施設等の整備事業の推進
細 目	キ 連絡会議等の活用
1 計画の実施方針及び重点	
県警と道路管理者で設置している「福岡県道路交通環境安全推進連絡会議」を活用し、学識経験者のアドバイスを受けつつ、施策の企画、評価、進行管理等に関して協議を行い、的確かつ着実に安全な道路交通環境の実現を図る。	
2 計画の内容	
事故危険箇所の進捗状況や事故ゼロプラン（事故危険区間重点解消作成）の取組状況等について、福岡県道路交通環境安全推進連絡会議で報告を行うとともに、学識経験者を含む各委員からのアドバイスを受け、今後の取組へ反映する。	

種 目	3 道路交通環境の整備
項 目	(4) 歩行者空間のバリアフリー化
細 目	
1 計画の実施方針及び重点	
高齢者、障がい者等の自立した日常生活及び社会生活を確保するため、ユニバーサルデザインの考え方に基づき、駅、公共施設、福祉施設、病院等の周辺を中心にバリアフリー化施策を推進し、高齢者、障がい者等の公共交通機関を利用した移動の利便性及び安全性の向上を図る。	
2 計画の内容	
「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」に基づく市内19の「重点整備地区」においては、各施設間を結ぶ生活関連経路について、歩道のバリアフリー化の整備を重点的・集中的に行う。 ア 歩行者及び自転車利用者の安全・安心な道路交通環境を確保するため、歩行者等の交通事故が発生する危険性の高い区間等について、道路管理者事業に併せて交通規制及び交通安全施設等の整備を推進・促進する。 イ 高齢者や身体障がい者等の自立した日常生活及び社会生活を確保するため、道路管理者事業に併せた交通規制及びバリアフリー対応型信号機（視覚障がい者用付加装置信号機等）等の交通安全施設の整備を推進する。 ウ 高齢運転者の増加に対応するため、信号機のLED化、道路標識・標示の高輝度化、新たな法定外表示等、高齢者が見やすく分かりやすい交通安全施設の整備を推進する。	

種 目	3 道路交通環境の整備
項 目	(5) 無電柱化の推進
細 目	

1 計画の実施方針及び重点

(福岡国道事務所)

安全で快適な通行空間の確保、道路の防災性の向上、良好な景観の形成、情報通信ネットワークの信頼性の向上、観光振興の観点から、道路の新設、拡幅等を行う際に同時に同時整備を推進するとともに、電線共同溝の浅層埋設等低コスト手法の導入によるコスト縮減等を図るなど無電柱化を推進する。

(福岡市道路下水道局)

無電柱化（電線類の地中化）は、安全で快適な通行空間の確保、都市景観の向上、都市災害の防止、情報通信ネットワークの信頼性の向上等の観点から、事業計画に基づき整備を行う。

2 計画の内容

(福岡国道事務所)

無電柱化推進計画等に基づき、無電柱化を推進する。

(福岡市道路下水道局)

福岡市無電柱化計画に基づき、整備推進を図る。

【主な電線共同溝整備箇所及び整備延長】

事業箇所	整備延長(道路延長)
都)博多箱崎線	L=1,300m(L=650m)
一般県道 大原周船寺停車場線	L=560m(L=280m)
一般県道 桧原比恵線	L=1,750m(L=850m)

種 目	3 道路交通環境の整備
項 目	(6) 効果的な交通規制の推進
細 目	

1 計画の実施方針及び重点

道路整備、地域開発、商業施設の新設、高速道路料金の改定等による交通事情の変化を的確に把握して、ソフト・ハード両面での総合的な対策を実施するとともに、最高速度、駐車、信号制御等の交通規制について、地域の交通実態、地域住民等の意見も踏まえ、計画的に交通規制の見直しを推進する。

2 計画の内容

(1) 地域の特性に応じた交通規制

幹線道路では、駐停車禁止、転回禁止、指定方向外進行禁止及び進行方向別通行区分等の交通流を整序化するための交通規制を実施する。

生活道路では、最高速度30km/hの区域規制、路側帯の設置・拡幅、歩行者専用道路の交通規制等を実施するなどの「ゾーン30」を整備し、区域内の走行速度及び通過交通の抑制に重点を置いた対策を推進する。

(2) 安全で快適な都市交通確保のための交通規制

都市部における計画的な交通規制を推進し、交通流・量の適切な配分・誘導を図るとともに路線バス等の大型輸送機関の安全と円滑な通行を確保し、一般交通との調和を図る。

(3) 最高速度規制の点検・見直し

交通事故の抑止、被害軽減等を図るため、適切な最高速度規制の見直しを実施する。

(4) より合理的な交通規制の推進

利用率の低いパーキング・メーター等の撤去、歩行者の待ち時間の長い押ボタン信号の改善、幅員の狭い従道路を横断する歩行者の待ち時間の短縮を推進する。

また、交通規制の見直し後についても、道路交通環境の変化を踏まえ、継続して見直しを実施する。

種 目	3 道路交通環境の整備
項 目	(7) 高度道路交通システムの活用
細 目	ア 道路交通情報通信システムの整備 イ 新交通管理システムの推進 ウ 交通事故防止のための運転支援システムの推進 エ ETC 2.0の展開 オ 道路運送事業に係る高度情報化の推進
1 計画の実施方針及び重点	
(福岡国道事務所)	
道路利用者の安全性・利便性の向上を図るために、情報通信技術を活用した路面情報の提供等による安全運転支援、道路工事や規制等の道路情報提供の高度化等に必要なシステムの整備を推進する。	
(福岡県警察)	
(1) 人と道路と車とを一体のシステムとして構築し、安全性、輸送効率及び快適性の向上を実現するとともに、渋滞の軽減等の交通の円滑化を通じて環境保全に寄与することを目的とした高度道路交通システム（ITS）を推進する。 (2) 高度化された交通管制センターを中心に、個々の車両等との双方向通信が可能な光ビーコン等のインフラ整備を推進する。	
2 計画の内容	
(福岡国道事務所)	
VICSを活用した情報の提供を推進するとともに、道路情報板、ホームページ、携帯電話等を活用して、情報提供の充実を図る。	
(福岡県警察)	
道路交通情報を提供する光ビーコン等の整備・拡充を推進するとともに、情報提供の充実を図る。	

種 目	3 道路交通環境の整備
項 目	(8) 交通需要マネジメントの推進
細 目	ア 公共交通機関利用の促進 イ 自動車利用の効率化

1 計画の実施方針及び重点

(福岡県警察)

道路の交通渋滞を緩和・軽減して、都心部等の交通混雑及び交通公害を防止するため、事業者等と連携して、公共交通機関への転換、交通需要平準化等の対策を推進する。

(福岡市住宅都市局)

福岡市都市交通基本計画（H26.5改定）に「都心拠点間の公共交通軸の形成と回遊性の向上」や「公共交通の利便性向上と自動車交通の円滑化」を方針として掲げ、福岡市総合交通戦略（H27.3策定）において市民、企業、事業者と行政が連携して交通施策に取り組むこととしており、都心部内の道路交通混雑の緩和を図るために必要な幹線道路の整備と公共交通の利用促進を進めるとともに、既存道路の機能が十分に発揮できるよう、エリアマネジメント団体等と共に働く交通マネジメント施策^(※1)を推進する。

※1) 交通マネジメントとは

道路、鉄道など交通施設の整備による交通容量の拡大に対し、自動車利用（需要者）側への規制・誘導・啓発等により交通行動の変更を促す交通需要マネジメントと、既存交通施設の有効活用や効率的運用により、交通問題を解決しようとするソフト面の施策。

2 計画の内容

(福岡県警察)

(1) 公共交通機関利用の促進

パーク・アンド・ライド施策を推進して、マイカー利用者が公共交通機関を利用促進することにより、マイカーの都心部への流入抑制を図る。

(2) 自動車利用の効率化

物流の効率化等の促進を自治体、事業者等とともに推進する。

道路交通情報の充実を図り、積極的な道路交通情報の提供による交通分散化を推進する。

(福岡市住宅都市局)

(1) 公共交通による都心部の交通アクセスの向上

- ・バスによる公共交通幹線軸の形成 など

(2) 公共交通の利便性向上と利用促進

- ・乗継時における誘導案内強化の実施
- ・モビリティマネジメントの推進（転入者を対象としたモビリティマネジメントの実施など）
- ・交通関連情報提供の充実・強化（案内マップ等の作成・配布など）
- ・多様な交通手段の提供（パークアンドライド環境の充実など） など

(3) バス交通の円滑化

- ・バス路線の再編

(4) タクシーの適正利用の促進

- ・適正利用の検討（タクシー乗場、タクシーベイ、客待ち対策などの検討）

(5) 物流交通の円滑化

- ・荷捌き駐車施設の確保（荷捌き施設の集約化の検討など）

(6) エリアマネジメント団体等と共に働く取組みの推進

- ・啓発・PRイベントの推進 など

種　　目	3　道路交通環境の整備
項　　目	(9) 災害に備えた道路交通環境の整備
細　　目	ア　災害に備えた道路の整備

1 計画の実施方針及び重点

(福岡国道事務所)

地震、豪雨、豪雪、津波等による災害が発生した場合においても安全で安心な生活を支える道路交通の確保を図る。

(福岡市道路下水道局)

災害時における人命救助活動、消防活動及び物資輸送活動等の緊急活動に不可欠な緊急輸送道路を確保する必要があるため橋梁の耐震補強を推進する。

(福岡市港湾空港局)

震災時における安全で安心な市民生活を確保するため、海上からの緊急物資の輸送など円滑な災害支援・救助活動を図るための緊急物資輸送対応岸壁や、経済活動への影響を最小限に抑え、物流機能の確保を図るための幹線貨物輸送対応耐震強化岸壁と背後圏を結ぶ緊急輸送道路の整備を推進する。

2 計画の内容

(福岡国道事務所)

緊急輸送道路上にある橋梁の耐震対策及び道路斜面等の防災対策等を推進する。

(福岡市道路下水道局)

国の「緊急輸送道路の橋梁耐震補強 3箇年プログラム」に基づき、緊急輸送道路に架かる昭和55年以前の設計基準を適用し、かつ橋長15m以上の対象橋梁11橋について耐震補強対策を推進する。(対策済：10橋、対策中：1橋)

【平成28年度実施予定橋】

路線名及び橋梁名	備考
千代今宿線（興徳寺橋）	工法：架け替え

(福岡市港湾空港局)

種　別	路　線　名	区　間
臨港道路	アイランドシティ1号線	アイランドシティ内
	アイランドシティ2号線	アイランドシティ内
	幹線臨港道路等	アイランドシティ内
	中央ふ頭1号線	中央ふ頭内

種 目	3 道路交通環境の整備
項 目	(9) 災害に備えた道路交通環境の整備
細 目	イ 災害に強い交通安全施設等の整備 ウ 災害発生時における交通規制 エ 災害発生時における情報提供の充実

1 計画の実施方針及び重点

地震等の災害が発生した場合に備え、交通監視用テレビ、交通情報板等の交通安全施設等の整備及び通行止め等の交通規制を実施するため交通規制資機材の整備を推進する。

2 計画の内容

(福岡国道事務所)

ウ 災害発生時における交通規制

災害発生時は必要に応じて緊急交通路を確保し、地元自治体や公安委員会等と連携して、交通誘導を実施するとともに、道路情報板、VICS、日本道路交通情報センター等を活用し災害や迂回路情報を提供する。

エ 災害発生時における情報提供の充実

災害発生時において、道路の被災状況等を、迅速かつ的確に収集・分析し、道路利用者等への提供の充実を図るため道路情報提供装置等の整備を推進する。

(福岡県警察)

(1) 災害に強い交通安全施設等の整備

信号機柱をコンクリート柱から強度の高い鋼管柱への立て替え及び交通監視用テレビ、交通情報板等の整備を図る。

(2) 災害発生時における交通規制

福岡県西方沖地震等の大規模災害の教訓を踏まえ、関係機関と緊密に連携した総合的かつ実践的な訓練を実施する。

(3) 災害発生時における情報提供の充実

交通監視用テレビ及び交通情報板等の整備を推進し、情報提供を行う。

(福岡市市民局)

福岡市地域防災計画に基づき、災害の発生により道路等が危険な状態にあるとき、または危険が予想されるとき、若しくは危険を予知したときは、被災地及びその付近の状況により市長、その他の関係機関で交通制限、迂回等措置を行う。

種 目	3 道路交通環境の整備
項 目	(10) 総合的な駐車対策の推進
細 目	ア 交通実態に応じた駐車規制の推進 イ 違法駐車対策の推進 ウ 駐車場等の整備 エ 違法駐車を排除しようとする気運の醸成・高揚 オ ハード・ソフト一体となった駐車対策の推進

1 計画の実施方針及び重点

(九州運輸局福岡運輸支局)

- ・違法駐停車の排除とタクシーのりばの適正使用

幹線道路の慢性的な渋滞を惹起し、都心部における交通体系全体に重大な影響を及ぼすタクシーの違法駐停車を抜本的に排除する。

とりわけ、違法行為が散見される中央区、博多区、早良区の3地域において、関係機関による適正化協議会を設置し、具体的な改善施策を確立する。

(福岡県警察)

違法駐車取締りの推進、駐車監視員制度の効果的な運用及び放置違反金制度による使用者責任の追及など、駐車対策法制の適正かつ円滑な運用を図るとともに、道路環境、交通量及び駐車需要等交通実態に応じた駐車規制の見直しや違法駐車防止に係る広報啓発活動など、総合的な駐車対策を推進し、駐車秩序の確立を図る。

(福岡市道路下水道局)

駐車需要が見込まれる一定規模以上の建築物に対し、新築時等において駐車施設の整備を義務付けた「福岡市建築物における駐車施設の附置等に関する条例（昭和47年福岡市条例第55号）（以下「附置義務駐車場条例」という。）」の運用により、駐車施設の適切な整備・誘導を行い、安全で円滑な道路交通の確保を図る。

(福岡市市民局)

「福岡市迷惑駐車の防止に関する条例」に基づき、天神地区、西新地区及び博多駅周辺地区の重点区域においてドライバーへの指導活動を実施し、駐車マナーの向上を図るとともに、関係機関、団体と緊密な連携を図り、事業者への協力要請を行うなどの効果的な指導啓発活動を実施する。

2 計画の内容

(九州運輸局福岡運輸支局)

- エ 違法駐車を排除しようとする気運の醸成・高揚

タクシーのりば等の適正化協議会

平成23年5月、上記3地域に適正化協議会を設置。

平成27年6月までに、中央区17回、博多区23回、早良区16回の協議会を開催。

協議会では、それぞれの地域の実情に応じた対策を計画、実行、検証し、さらなる対策へと反映させている。

現在、各地区の重点対策地域において指導員を配置し、違法駐車排除を基本とする巡回指導を実施中。

(福岡県警察)

(1) 違法駐車取締りの推進

違法駐車の実態、地域住民の意見・要望等を踏まえ、悪質性、危険性、迷惑性の高い駐（停）車違反に重点を置いた指導取締りを推進する。このほか、駐車監視員による放置車両の確認等に関する事務の適切かつ円滑な運用、悪質な運転者の責任追及、放置違反金制度による使用者責任の追及等を徹底することにより、地域の駐車秩序の確立を図る。

(2) 駐車規制及び駐車許可制度の適切な運用

地域の駐車実態に即した駐車規制を実施するため、現行規制を継続的に点検し、道路交通環境の変化、地域住民の意見・要望等を踏まえた適切な見直しを行うなど、より合理的な駐車規制を推進する。

駐車許可については、申請者の負担軽減の観点から、審査の迅速化及び申請受理窓口の整備等を図る。

(3) 自動車の保管場所の確保等に関する法律の効果的な運用

保管場所証明等により、自動車の保管場所の確保を図り、自動車の路上放置を防止するとともに、保管場所としての道路使用や車庫飛ばし事件等、「自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）」違反の検挙に努め、同法の効果的な運用を図る。

(4) 広報啓発活動の効果的展開

報道機関、地域交通安全活動推進委員等の協力を得て、違法駐車に起因する交通事故の実態、交通渋滞の状況等違法駐車の悪質性、危険性、迷惑性に関する広報啓発活動を効果的に展開し、違法駐車を排除しようとする気運の醸成を図る。

(5) 路外駐車場の整備促進

福岡市、施設管理者等と連携して路外駐車場の整備促進を図る。

(福岡市道路下水道局)

附置義務駐車場条例の適正な運用

駐車需要を喚起する建築物の新築時等において駐車施設の整備を義務づけた附置義務駐車場条例の運用により、駐車施設の適切な整備・誘導を促進する。

(福岡市市民局)

(1) モラル・マナー推進員による迷惑駐車、歩行喫煙、自転車安全利用に関する指導啓発

① 配置

天神・大名地区 15名、博多駅周辺地区 4名、西新地区 2名
主任指導員（嘱託職員）1名 指導員（嘱託職員）13名 8名／日
活動員（警備会社委託）13名／日

② 指導啓発活動

祝日・年末年始除く毎日、午前8時から午後7時まで指導員 5.5時間・活動員 7時間
(単位：千円)

事業内容	事業量	事業費
重点区域内指導啓発	活動日数 344日 推進員延べ人数 7,224人	89,062

(2) 広報啓発活動の推進

市政だより等の媒体の活用

種 目	3 道路交通環境の整備
項 目	(11) 道路交通情報の充実
細 目	ア 情報収集・提供体制の充実 イ I T S を活用した道路交通情報の高度化 ウ 適正な道路交通情報提供事業の促進 エ 分かりやすい道路交通環境の確保

1 計画の実施方針及び重点

(福岡国道事務所)

道路利用者に対し必要な道路交通情報を提供することにより、安全で円滑な道路交通を確保するため、光ファイバーネットワーク等の新たな情報技術を活用しつつ、情報提供・提供体制の充実を図る。

また、最先端の情報通信技術を用いて人と道路と車とを情報でネットワークすることにより、交通事故、渋滞などといった道路交通問題の解決を目的とした高度道路交通システム（I T S）を推進する。

(福岡県警察)

多様化する道路利用者のニーズに応えるため、道路交通情報を正確かつリアルタイムに提供することにより、安全かつ円滑な道路交通を確保する。

また、警察や道路管理者により収集された道路交通情報を活用した民間事業者による正確かつ適切な道路交通情報の提供を推進する。

2 計画の内容

(福岡国道事務所)

事前通行規制区間のライブカメラや雨量計、山間地における温度計等により情報収集し、光ファイバーネットワークで結ばれた道路情報板への表示、ホームページ、携帯電話等を活用して、情報提供の充実を図る。

また、福岡市都心部の交通環境改善に向けた取り組みとして、I T S を活用した道路利用者への迅速な情報提供手法を検討し、他地域への展開も視野に入れた交通円滑化方策を推進する。

(福岡県警察)

(1) 交通監視用テレビ、交通情報板、車両感知器等の情報収集・提供体制の整備を図る。

(2) 交通の分散や交通渋滞の解消による交通の安全と円滑化を図るため、道路交通情報通信システム（V I C S）の整備を図る。

(3) 新交通管理システム（U T M S）の充実及びキーインフラである光ビーコンの整備を図る。

種 目	3 道路交通環境の整備
項 目	(12) 交通安全に寄与する道路交通環境の整備
細 目	ア 道路の使用及び占用の適正化等
1 計画の実施方針及び重点	
交通の円滑化を図るとともに、休憩場所の提供やわかりやすい道路案内を進めるとともに、道路の使用及び占用の適正化等によって、道路交通の円滑化を図る。	
2 計画の内容	
道路の占用の許可等に当たっては、道路の構造を保全し、かつ、道路交通の安全と円滑を確保するため、適正に運用するとともに、許可条件の遵守、占用物件等の維持管理の適正化について指導する。また、道路上の不法占用物件に対しては、警察等との共同取り締まりを行い、快適な道路環境の保全に努める。さらに、掘り返しを防止する抜本的対策として電線共同溝等の整備を推進する。	

種 目	3 道路交通環境の整備
項 目	(12) 交通安全に寄与する道路交通環境の整備
細 目	ア 道路の使用及び占用の適正化等

1 計画の実施方針及び重点

道路使用の許可に当たっては、道路交通環境、交通規制等の諸条件を総合的に勘案し、道路における危険の防止、その他交通の安全と円滑の確保に配意した適正な運用に努める。

(1) 道路工事の調整と交通保安対策の徹底

無秩序な道路使用等に起因する交通事故及び交通渋滞等を抑止するため、道路使用許可に係る事務の適正な運用に努めるとともに、道路管理者との緊密な連携による工事の範囲、時期及び安全対策等についての具体的な工事調整及び工事施工者に対する道路使用許可条件の付与等による交通保安上の必要な措置の徹底を図る。

(2) 屋台、露店等の道路不正使用事案の是正等措置の徹底

道路使用の条件を遵守していない屋台又は無許可での路上販売等の道路不正使用事案については、営業者等に対して、道路交通法違反等として是正指導等の措置を徹底する。

2 計画の内容

(1) 道路工事の調整と交通保安対策の徹底

ア 道路工事の調整及び縮減

道路使用許可申請時において、道路調整会議における道路管理者の年間工事計画や路上工事縮減協議会における年末・年始時期等の路上工事縮減目標に基づき、合理的な工事調整等を実施する。

イ 道路使用現場における点検・指導の強化

道路使用現場における許可条件の履行及び路面回復並びに交通安全施設等の原状回復措置の状況について点検・指導を強化する。

ウ 交通安全活動推進センター等の積極的活用

交通安全活動推進センター調査員による道路工事等の現地調査活動を強化するとともに、福岡県道路使用適正化協議会による広報啓発等の自主活動に関する積極的な支援により、道路使用の適正化を図る。

(2) 屋台、露店等の道路不正使用事案の是正措置等の徹底

ア 道路上における屋台、露店等の道路不正使用の実態調査を行うとともに、交通の妨害となっているものに対しては強力に是正指導等の措置を行う。

イ 屋台、露店等の道路不正使用事案は、道路管理上の支障も大きいことから、各道路管理者との連携を強化し、道路使用許可の適正化を図る。

種 目	3 道路交通環境の整備
項 目	(12) 交通安全に寄与する道路交通環境の整備
細 目	ア 道路の使用及び占用の適正化等

1 計画の実施方針及び重点

(1) 道路の使用及び占用の抑制

道路の占用は、一般交通の障害となり、地下埋設工事、その他の道路の掘り返しを伴う占用工事については、道路交通に与える影響が大きいため、福岡市道路占用工事調整協議会により、工事の時期、工法等の調整を行い、無秩序・不経済な道路の掘り返しの防止に努めるとともに、工事施工者に工事施工の際、遵守すべき事項の周知徹底を図り、交通の安全の確保を図る。

また、占用工事事故防止連絡会により、地下埋設工事、その他の道路の掘り返しを伴う占用工事に際し、地下埋設物件の破損事故防止に努め、占用物件の保全と道路占用工事の安全かつ円滑な推進を図り、もって道路構造の保全と交通の危険防止を図る。

(2) 不法占用物件の排除

不法占用物件については、その実態の把握に努め、許可基準に適合するものには、占用許可を受けるよう指導し、適合しない物件については排除を促進する。特に広告宣伝等を目的とする看板等は、歩行者・車両の通行に支障があるため、行政指導による撤去勧告や監督処分等により、排除に努める。

(3) 路上違反広告物対策

屋外広告物法及び福岡市屋外広告物条例に違反して道路上に掲出されるはり紙、はり札、立看板については、街の美観風致の維持及び市民への危害防止の観点から、除却するとともに違反広告物の広告主に指導等を実施する。

また、路上違反広告物追放推進団体（市民ボランティア団体）への支援を行う。

2 計画の内容

(1) 道路の使用及び占用の抑制

① 占用工事施工方法等の点検指導

占用工事の工期短縮、保安設備の完備等を指導し、交通の安全を確保する。

② 福岡市道路占用工事調整協議会運営の充実化

無秩序・不経済な道路の掘り返しを防止し、交通の円滑化に努める。

③ 占用工事事故防止対策

道路交通の障害除去と道路構造の保全及び地下埋設物件の保全を図り、占用工事または道路に関する工事に起因して発生する占用物件の事故を未然に防止するため、関係機関相互の連絡調整を図る必要がある。

(2) 不法占用物件等の排除

① 不法占用物件の実態調査

市内の幹線道路及び商店街周辺などを中心に、実態調査を行う。

② 不法占用物件の撤去・除去

チラシの配布等を行い、市民への啓発を図るとともに、不法占用物件の多い地域については、警察の協力を得て撤去・指導・除去を行う。

③ 不法占用拠点対策

置看板、のぼり、露店・店舗の出商品、放置自転車等が複合的に道路を不法占用している地域に、関係行政機関と連携し、啓発活動・撤去指導・除去作業を行う。

(単位：千円)

事業内容	事業量	事業費
不法占用物件除却	378	566

(3) 違反広告物対策

① 路上違反広告物除却

電柱や街路樹など禁止されている物件に掲出しているはり紙、はり札、立看板について、主要な幹線や交通量の多い道路などを中心に、年間を通じて除却を実施する。

② 路上違反広告物廣告主への指導等

路上違反広告物を調査し、廣告主に法令を順守するよう注意喚起文書又は指導文書を送付して、違反広告物が減少するよう対策を強化する。

③ 路上違反広告物追放推進団体（市民ボランティア団体）への支援

路上違反広告物追放推進団体として登録した地域団体や企業等の路上違反広告物除却活動に、ボランティア保険加入や作業用具購入等支援を行っている。

種 目	3 道路交通環境の整備
項 目	(12) 交通安全に寄与する道路交通環境の整備
細 目	イ 子どもの遊び場の確保

1 計画の実施方針及び重点

(福岡市住宅都市局)

- 街区公園等（都市公園）の整備

子供の遊び場の不足を解消し、路上遊戯等による交通事故の防止、市街地における住みよい環境づくり等に資するため、日常生活に密着した街区公園等の整備を進める。

(福岡市市民局)

- 児童広場

付近に街区公園等がない地域において空地を利用して、安全で簡易な児童・幼児の遊び場の設置を図る団体に対し、施設の貸与その他必要な助成を行う。

- 地域交流広場

地域において、幼児から高齢者までの住民のために、空地を利用して自由に交流できる場の設置を図る団体に対し、標識等の貸与、土地の整地その他必要な助成を行う。

(福岡市こども未来局)

- 昼間校庭開放

子どもたちの安全な遊び場を確保し、健全な遊びと集団活動の促進を図るため、幼児及び児童生徒に対し、土日等の学校休業日に小学校の校庭を開放する。

- わいわい広場の開設

子どもたちが自由に安心して自発的に遊びや活動ができる場や機会を創出し、児童の健全育成を図るため、地域関係者等の見守り体制を整備し、平日の週3日程度、授業終了後に小学校の校庭等にわいわい広場を開設する。

2 計画の内容

(福岡市住宅都市局)

- 街区公園等の整備

公園種別	整備完了	継続整備	備考
幼児公園	1箇所	1箇所	
街区公園	15箇所	6箇所	
近隣公園	1箇所	10箇所	
地区公園	0箇所	1箇所	
総合公園	0箇所	2箇所	
運動公園	0箇所	3箇所	
風致公園	0箇所	1箇所	
歴史公園	1箇所	0箇所	
墓園	0箇所	2箇所	
都市緑地	0箇所	4箇所	
緑道	1箇所	0箇所	

(福岡市市民局)

- 児童広場設置状況

44箇所

- 地域交流広場の整備

設置状況 14箇所

(福岡市こども未来局)

○昼間校庭開放

- ・開放時間 土、日、祝日 10時～17時
長期休業中 13時～17時
- ・開放時間中は指導員を配置し、開放場所の調整、施設等の管理及び子どもたちの安全管理にあたる。

(単位：千円)

事業内容	事業量	事業費
昼間校庭開放事業	138箇所	65,966

○わいわい広場

- ・日時 平日の週3日程度 授業終了後～17時（冬季は16時30分）
- ・場所 小学校の校庭等
- ・対象 1～6年生の全児童（登録・任意保険制）
- ・内容 自由遊び
- ・運営 民間事業者、NPO、地域に運営を委託し、開催当日は現場責任者、補助員（地域関係者）、見守りサポーター（保護者）を配置

(単位：千円)

事業内容	継続校	新規開設予定	事業費
わいわい広場	97校	11校	290,486

(福岡国道事務所)

種 目	3 道路交通環境の整備
項 目	(12) 交通安全に寄与する道路交通環境の整備
細 目	ウ 道路法に基づく通行の禁止又は制限

1 計画の実施方針及び重点

道路の構造を保全し、また交通の危険を防止するため、道路の破損、決壊、又は異常気象等により交通が危険であると認められる場合及び道路に関する工事のためやむを得ないと認められた場合には、迅速かつ的確に通行の禁止又は制限を行う。

2 計画の内容

災害、異常気象等により、道路の破損、決壊等の恐れがあると認められる場合及び道路に関する工事のためやむを得ない場合には、通行の禁止又は制限を行う。また、道路との関係において必要とされる車両の寸法、重量等の最高限度を超える車両の通行の禁止又は制限に対する違反を防止するため、必要な体制の拡充・強化を図る。

種 目	4 交通安全思想の普及徹底
項 目	(1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
細 目	ア 幼児に対する交通安全教育
1 計画の実施方針及び重点	
<p>幼児の交通事故を防止するには、幼稚園又は保育所等における交通安全教育や交通安全指導が重要となることから、幼稚園の園長、教諭又は保育所の所長、保育士等を対象とした指導者研修会を開催し、指導体制の充実を図る。</p> <p>また、チャイルドシートの使用促進を図るため、積極的にチャイルドシートの被害軽減効果及び正しい使用方法についての広報啓発活動及び指導を実施する。</p> <p>なお、幼児に対する交通安全教育については「交通安全教育指針」に沿った活動を実施する。</p>	
2 計画の内容	
(福岡県警察)	
(1) 効果的な交通安全教育の実施	
<p>道路における安全な通行に必要な基本的知識及び技能を習得させるため、幼稚園、保育所及び保護者と連携して、人形劇又は紙芝居等の視聴覚教材を活用するなどした、効果的な交通安全教育を実施する。</p>	
(2) 保護者に対する交通安全講習会等の開催	
<p>保護者が常に幼児の手本となって安全に道路を通行するなど、家庭において適切な指導ができるよう保護者に対する交通安全講習会等を開催する。</p>	
(3) 交通安全教育への支援等	
<p>幼稚園又は保育所等に対し、積極的に視聴覚教材や交通安全に関する情報を提供するなど、交通安全教育の支援を行う。</p>	
(福岡市市民局、各区)	
<p>生活安全専門員等が警察署及び関係団体と連携し、幼児と保護者と一緒に交通安全教室を開催する。</p>	

種 目	4 交通安全思想の普及徹底
項 目	(1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
細 目	イ 児童に対する交通安全教育 ウ 中学生に対する交通安全教育 エ 高校生に対する交通安全教育

1 計画の実施方針及び重点

(福岡県警察)

児童を対象とした自転車安全教室を実施するなど、学校教育活動全体での交通安全指導の充実を図る。

関係機関・団体と緊密な連携を図り、児童に対する「交通安全教育指針」に沿った交通安全教育活動を積極的に実施する。

中学生に対する交通安全教育は、日常生活における交通安全に必要な事項について習得させるものである。特に、自転車の正しい乗り方に必要な技能と知識を十分に習得させるため、中学校における「交通安全教育指針」に沿った交通安全教育を効果的に実施するとともに、指導者の育成に努める。

高校生等青少年が自転車、二輪車等車両の利用者・運転者としての必要な技能と知識の習得が図られるよう高校等に対する支援を行う。また、交通社会の一員として責任を持って行動することができる健全な社会人を育成するため、関係機関・団体との連携を図り、「交通安全教育指針」に沿った効果的な交通安全教育を実施する。

なお、学校等における自主的な交通安全教育の充実を図るため、指導者を対象とした講習会や研修会の実施や自転車免許制度等の導入を促進する。

(福岡市教育委員会)

(1) 交通安全教育は、学校における安全教育・安全管理の一環として、日常生活における安全確保のために必要な事項を実践的に理解し、生涯を通じて安全な生活を送る基礎を培うとともに、学校教育活動全体を通して、交通安全に対する理解を深め、常に安全に行動できる判断力や態度、習慣の育成を図る。

このため、平成28年度の交通安全指導の重点を次のように定める。

- ① 児童生徒の発達段階や地域の状況を十分考慮し、学校安全計画に基づき、実施する。この場合、保護者や地域・関係機関・団体との連携を十分に図る。
 - ② 交通ルールの遵守、通行や道路横断の基本ルール、自転車乗車のマナー等を学級活動等において具体的・継続的に指導するとともに、道徳との関連を図って、判断力や態度・習慣を育成する。
 - ③ 「安全教育の手引き」「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育」「子どもたちのセーフティプラン」を活用し、生命尊重を基盤とする交通安全指導を推進する。
- (2) 福岡市の通学路安全の確保に向けた取組として、学校、保護者、地域、各関係機関が連携・協力することを明記した「福岡市通学路交通安全プログラム」を策定し、計画的な通学路の点検及び改善対策を実施するとともに、交通安全教室、自転車教室を実施するなど、交通ルール周知徹底とマナー向上を図る。

(福岡市市民局、各区)

- (1) 通学路の交通安全指導の徹底を図る。
- (2) 学習教材等を活用し交通安全教育を推進する。
- (3) スクールゾーンでの、運転者への啓発や街頭指導を積極的に推進する。

2 計画の内容

(福岡県警察)

(1) 効果的な交通安全教育の実施

歩行者及び自転車利用者として必要な知識及び技術を習得させるとともに、道路交通における危険を予測し、これを回避して安全に通行する意識及び能力を高めるため、小学校、保護者、地域住民等と連携して効果的な交通安全教育を実施する。

○ 子供自転車大会の開催

児童に自転車の正しい乗り方を身に付けさせ、その習慣化を図ることを目的とした自転車交通安全競技会を実施する。

(2) 保護者を対象とした交通安全講習会等の開催

保護者が児童に基本的な交通ルールや交通マナーを教えられるよう交通安全講習会等を開催する。

(3) 通学路等における交通安全指導の促進

交通指導員等の交通ボランティアと連携した通学路等における保護誘導活動の実施に加え、交通ボランティアによる自主的な交通安全指導を促進する。

(4) 小学校における交通安全教育への支援等

視聴覚教材や交通安全に関する情報提供等、小学校において行われる交通安全教育の支援を行うとともに、補完的な交通安全教育を実施する。

(5) 中学生に対する交通安全教育

① 効果的な交通安全教育の実施

自転車で安全に道路を通行するための必要な知識と技能を習得させるとともに、自己の安全だけでなく他人の安全にも配慮できるようにするため、中学校、保護者、地域住民等と連携した参加・体験・実践型の交通安全教育を実施する。

② 教職員を対象とした交通安全講習会等の開催

学校における自主的な交通安全教育を推進するため、その指導に当たる教職員を対象とした交通安全講習会等を開催する。

③ 中学校における交通安全教育への支援等

中学校において行われる交通安全教育が、円滑に実施できるよう指導者の派遣及び情報の提供等の支援を行う。

④ スタントマンを活用した自転車教室の開催

自転車通学を許可している中学校を対象に、自転車の危険運転が原因となる交通事故をスタントマンの実演で再現して、交通事故の現場を疑似体験させる参加・体験型の交通安全教育を実施する。

(6) 高校生に対する交通安全教育

① 効果的な交通安全教育の実施

二輪車の運転者及び自転車の利用者として必要な知識と技能の習得を目的として、高校、保護者、自治体等と連携した参加・体験・実践型の交通安全教育を実施する。

② 教職員を対象とした交通安全講習会等の開催

学校における自主的な交通安全教育を推進するため、その指導に当たる教職員を対象とした交通安全講習会等を開催する。

③ 高校校における交通安全教育への支援等

高校において行われる交通安全教育が、円滑に実施できるよう指導者の派遣及び情報の提供等の支援を行う。

④ 二輪車教室の開催

各警察署単位に、二輪免許の取得を許可している高校の生徒を対象に、当該高校において実技指導を中心とした参加・体験・実践型の交通安全教育の実施の働きかけを行う。

⑤ スタントマンを活用した自転車教室の開催

自転車通学を許可している高校を対象に、自転車の危険運転が原因となる交通事故をスタントマンの実演で再現して、交通事故の現場を疑似体験させる参加・体験型の交通安全教育を実施する。

⑥ 高校において行われる交通安全教育や自転車免許制度導入への支援等

高校において行われる交通安全教育や自転車免許制度の導入などが円滑に行われるよう指導者の派遣及び情報の提供等の支援を行う。

(福岡市教育委員会)

(1) 保健・安全担当者連絡会等を通して、安全指導及び安全管理の充実に努める。

(2) 小学校では交通安全教室を実施し、児童の交通安全に対する意識を高め、登下校の安全を確保する。

(3) 「子どもたちのセーフティプラン」を活用し、通学路マップや安全マップを活用した交通安全指導を推進する。

(4) 福岡市通学路交通安全プログラムに基づいた通学路安全点検実施と対策必要箇所への対応

① 通学路安全対策の確立

② 学校による通学路安全点検の実施

③ 教育委員会・学校・警察署・道路管理者等による合同点検の実施

④ 対策の検討及び実施

⑤ 対策効果の把握及び対策の再検討

(5) 学校における取組の推進

① 保護者及び地域と連携したパトロール等の実施

② 交通安全教室・自転車教室の実施

③ 通学路マップ・安全マップの作成及び見直し

(福岡市市民局、各区)

(1) 小学生に対する交通安全教育

① 新1年生への啓発物の配付

小学新1年生に対して、安全の確保のため「黄色い帽子」「ランドセルカバー」を配付する。
(単位：千円)

事業内容	事業量	事業費
黄色い帽子	14,500個	5,510
ランドセルカバー	15,000枚	2,250

② 交通安全教室の開催

生活安全推進専門員等が警察署及び関係団体と連携し、交通安全教室を開催する。

③ 「子どもたちのセーフティプラン」を市HPに掲載

交通安全（自転車の安全利用）に関する資料を作成し、市HPに掲載する。

(2) 中学生・高校生に対する交通安全教育

① 交通安全教室の開催

生活安全推進専門員等が警察署及び関係団体と連携し、交通安全教室を開催する。

② 体験型自転車教室の開催

スケアード・ストレイト教育技法を用いた体験型自転車教室を開催する。

種 目	4 交通安全思想の普及徹底
項 目	(1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
細 目	才 成人に対する交通安全教育

1 計画の実施方針及び重点

(福岡県警察)

大学、地域又は職域等の組織に働きかけ、地域交通安全活動推進委員等とともに「交通安全教育指針」に沿った交通安全講習会を積極的に開催する。

また、関係機関・団体等との連携の下、交通安全活動に係るボランティアへの参加促進に努め、自主的な安全行動を促すなど、交通安全意識の高揚を図る。

(福岡市市民局、各区)

地域における活動を通じて、市民に広く人命尊重を基盤とした交通安全思想の普及を図る。

2 計画の内容

(福岡県警察)

(1) 大学生に対する交通安全教育の促進

大学生に対する社会的責任の自覚と安全意識の向上を図るため、「大学生の交通事故防止懇話会」を効果的に活用するとともに、大学関係者に働きかけ、大学での交通安全教育の充実を促進する。

また、大学に対する自主的な交通安全活動の促進を図るため、交通事故情勢等の情報提供を積極的に行い、大学生自身の交通安全意識の高揚を図る。

(2) 地域における交通安全活動の推進

地区交通安全協会等との緊密な連携の下に地域のボランティア団体や町内会等を通じ、地域における交通安全活動の活性化を図る。

(3) 職域における交通安全活動の推進

地区安全運転管理協議会等と緊密な連携の下に、企業の事業所等に積極的な働きかけを行い、事業主研修会又は交通安全講習会等を開催し、効果的な交通安全活動を推進する。

(4) 二輪車の運転者及び自転車の利用者に対する街頭指導の実施

二輪車の運転者及び自転車の利用者を対象とした街頭啓発活動等を実施する。

(福岡市市民局、各区)

(1) 地域における交通安全活動の推進

公民館等において成人を対象として開催される学習活動や集会等において、交通安全教育の推進を図るとともに、各種地域団体等における交通安全に関する取り組みについて奨励に努める。

(2) 広報啓発活動の強化

ポスター、チラシ等による広報活動を積極的に実施する。

種 目	4 交通安全思想の普及徹底
項 目	(1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
細 目	力 高齢者に対する交通安全教育

1 計画の実施方針及び重点

(福岡県警察)

高齢者に対する交通安全教育を推進するため、交通安全教育指導者の育成や教材等の配布など指導体制の充実に努めるとともに、関係機関と連携して「交通安全教育指針」に沿った参加・体験・実践型の交通安全教室等の開催、社会教育活動・福祉活動、各種催しの機会を活用した交通安全教育の実施、家庭訪問による個別指導の推進等を図る。

この場合、高齢者の交通事故実態、交通行動の特性等に即した具体的指導を行うこととし、日常的な明るい服装の定着化及び反射材の活用等交通安全用品の普及にも努める。

(福岡市保健福祉局、福岡市市民局、各区)

(1) 市内の高齢者に対して交通安全思想の普及を図るため、市社会福祉協議会等へ働きかける。

(2) 地域の社会活動の場を通じ、高齢者に対し人命尊重を基調とした交通安全思想の普及を図る。

2 計画の内容

(福岡県警察)

(1) 効果的な交通安全教育の実施

高齢者に対して加齢に伴う身体機能の変化が交通行動に及ぼす影響を理解させるとともに、道路及び交通の状況に応じて安全に道路を通行するために必要な実践的技能及び交通ルール等の知識を習得させることを目的とした参加・体験・実践型の交通安全教育を計画的かつ継続的に実施する。

(2) 高齢者の交通安全講習受講者数の拡大

ア 社会福祉協議会、老人クラブ等関係機関・団体のネットワークを活用した交通安全講習受講者数の拡大及び交通安全情報等の積極的な発信に努める。

イ 地域交通安全活動推進委員等と連携して戸別訪問活動による交通安全教育を行う。

(3) 歩行中及び自転車乗用中における明るい服装の着用と反射材の普及促進

明るい色の服及び反射材の視認効果を理解させる参加・体験・実践型の交通安全教育を実施するとともに、広報啓発活動を通じて明るい服装の着用と反射材の普及促進を図る。

(4) 交通安全アドバイザーの育成

地域における高齢者の交通安全意識の浸透を図るため、老人クラブを始めとした高齢者関連団体のリーダー等への働き掛けにより、交通安全教育に資するアドバイザー制度の拡充を図る。

(福岡市市民局、福岡市保健福祉局、各区)

(1) 自動車学校等での参加・体験・実践型の高齢運転者安全運転講習会等を開催し、交通安全意識の高揚に努める。

また、併せて高齢者運転マークの普及に努める。

(2) 公民館で行う高齢者向けの講座などの地域における高齢者教育の場などにおいて、警察や交通安全協会等の関係機関・団体と連携し、交通安全思想の普及に努める。

(3) 夜間の事故防止を図るため、反射材の効果について広報啓発を行い、着用を推進する。

(福岡県警察、福岡市市民局、教育委員会、各区)

種 目	4 交通安全思想の普及徹底
項 目	(1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
細 目	キ 障がい者に対する交通安全教育

1 計画の実施方針及び重点

障がい者に対し、交通安全のために必要な知識及び技能の習得のため、地域における福祉施設、福祉活動の場を利用するなどして、障がいの程度に応じたきめ細かな交通安全教育を推進する。

2 計画の内容

(福岡県警察)

(1) 身体障がい者に対する交通安全教育の推進

福岡県身体障害者福祉協会及び福岡県障害者自動車連合会等の関係機関・団体と連携した交通安全教育を推進する。

(2) 特別支援学校等における交通安全教育への支援

特別支援学校等において行われる交通安全教育が円滑に実施できるよう指導者の派遣、情報の提供等の支援を行う。

(福岡市市民局、教育委員会、各区)

(1) 特別支援学校等における交通安全教育の推進

地域社会の中で自立し、社会参加できるようにするために、歩行者及び自転車利用者として必要な技術や知識を習得させることを主眼とした参加・体験・実践型の交通安全教育を実施し、交通安全意識の高揚を図る。

(福岡県警察、福岡市市民局、教育委員会、各区)

種 目	4 交通安全思想の普及徹底
項 目	(1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
細 目	ク 外国人に対する交通安全教育

1 計画の実施方針及び重点

外国人に対する交通安全教育として、わが国の交通ルール・マナー及び県内の交通情報に関する理解を深めるための施策を効果的に推進する。

2 計画の内容

(福岡県警察)

外国人労働者を雇用している企業及び留学生を受け入れている各種学校等と連携して、日常生活の中で利用頻度の高い自転車の乗り方や基本的な交通ルールを習得させるため、交通安全教育を推進する。特に、道路標識の意味など、日本国内の交通実態に即した適切な交通安全教育を推進する。

(福岡市市民局、教育委員会、各区)

(1) 市内在住の外国人向け広報紙等を活用し、交通安全啓発を行う。

(2) 外国語による交通安全に関するチラシを作成し、区役所等で配布する。

種 目	4 交通安全思想の普及徹底
項 目	(2) 効果的な交通安全教育の推進
細 目	
1 計画の実施方針及び重点	
交通安全教育を行うに当たっては、受講者が、安全に道路を通行するために必要な技能及び知識を習得し、かつ、その必要性を理解できるようにするため、参加・体験・実践型の教育方法を積極的に活用する。	
2 計画の内容	
受講者の年齢や道路交通への参加の態様に応じた交通安全教育指導者の養成・確保、シミュレーター等の教育機材等の充実及び映像記録型ドライブレコーダーによって得られた事故等の情報を活用するなど効果的な教育手法の開発・導入に努める。 さらに、交通安全教育の効果を確認し、必要に応じて教育の方法、利用する機材の見直しを行うなど、常に効果的な交通安全教育を行うことができるように努める。 交通安全教育を行う機関・団体は、交通安全教育に関する情報を共有し、他の関係機関・団体の求めに応じて交通安全教育に用いる資機材の貸与、講師の派遣及び情報の提供等、相互の連携を図りながら交通安全教育を推進する。	

種 目	4 交通安全思想の普及徹底
項 目	(3) 交通安全に関する普及啓発活動の推進
細 目	ア 交通安全運動の推進

1 計画の実施方針及び重点

(福岡県警察)

(1) 実施方針

交通安全県民運動の趣旨、重点実施期間及び実施計画等について、事前に広く市民に周知することにより、市民参加型の交通安全運動の充実・発展を図る。

また、高齢化が進展する中で、高齢者自身の交通安全意識の向上を図るとともに、他の世代に対しても高齢者の特性を知り、その上で高齢者を保護し、高齢者に配慮する意識を高めるための啓発指導を強化し、必要な情報を分かりやすく提供する。

(2) 重点

交通安全県民運動の重点としては、「飲酒運転の撲滅」、「子供の交通事故防止」、「高齢者の交通事故防止」、「自転車の安全利用の促進」、「全ての座席のシートベルト及びチャイルドシートの正しい着用の徹底」、「夜間（特に薄暮時間帯）における交通事故防止」、「交差点の交通事故防止」など、交通情勢に即した事項を設定する。

(福岡市市民局、各区)

交通安全思想の普及及び交通安全意識の高揚を図るため、福岡市及び各区の交通安全推進協議会を中心として、警察及び関係機関・団体、地域住民が一体となった交通安全運動を展開する。

また、交通安全広報啓発活動の拡充を図るため、市政だより等の広報媒体を活用し、より効果的な交通安全広報啓発に努める。

【年間の重点目標】

- ・ 飲酒運転の撲滅
- ・ 自転車安全利用の推進
- ・ 子どもと高齢者の事故防止
- ・ 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

2 計画の内容

(福岡県警察)

(1) 交通ルールの遵守及びマナーの向上

道路を利用する全ての人々が交通ルールを遵守し、正しい交通マナーを実践するよう、関係機関・団体が相互に連携して、市民相互の自覚を促すための交通安全運動を組織的かつ継続的に実施する。

(2) 広報啓発活動の推進

四季の交通安全運動や各種交通安全キャンペーンを通じて、交通事故の発生実態に即した広報啓発や交通事故実態等に関する情報提供を行う。

(福岡市市民局、各区)

(1) 年間の交通安全運動

- | | |
|---------------|----------------|
| ・春の交通安全運動 | 4月 6日～ 4月15日 |
| ・夏の交通安全運動 | 7月10日～ 7月19日 |
| ・秋の交通安全運動 | 9月21日～ 9月30日 |
| ・年末の交通安全運動 | 12月11日～ 12月31日 |
| ・交通事故死ゼロを目指す日 | 5月20日, 9月30日 |

- (2) 市民参加型の交通安全運動の主な取り組み
- ・高齢者交通安全教室の開催
 - ・横断歩道マナーアップ運動
 - ・セーフティステーション
 - ・飲酒運転撲滅キャンペーン
 - ・違法駐車追放キャンペーン
 - ・暴走族追放キャンペーン
 - ・自転車安全利用講習会
 - ・学童に対する交通安全指導
- (3) 交通安全功労者表彰
- 交通事故防止活動を積極的に行い、功績のあった個人・団体を表彰することにより、交通事故に対する市民の意識を高め、市民の交通安全を保持する。

(福岡県警察、福岡市市民局、各区)

種 目	4 交通安全思想の普及徹底
項 目	(3) 交通安全に関する普及啓発活動の推進
細 目	イ 後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルトの正しい着用の徹底

1 計画の実施方針及び重点

後部座席を含めた全ての座席のシートベルト着用の徹底を図るため、四季の交通安全県民運動等の各種キャンペーン等と連動した広報啓発活動を実施する。

2 計画の内容

(福岡県警察)

毎月 1 日と 20 日の「シートベルトとチャイルドシートの正しい着用推進の日」を始めとして、全ての座席でのシートベルト着用の徹底を図るとともに、広報誌等の広報媒体を活用した広報啓発活動を推進する。

また、関係機関・団体と連携した被害軽減効果が実感できる広報啓発活動等を推進する。

(福岡市市民局、各区)

(1) 広報啓発活動の推進

四季の交通安全運動の重点目標として定め、街頭キャンペーンにおいてチラシ・啓発物の配布を行い、全ての座席のシートベルト着用の周知徹底を図る。

(2) 体験型交通安全教室の開催

体験型の交通安全教室において、シートベルトコンビンサーを活用して、シートベルト着用の普及活動を行う。

種 目	4 交通安全思想の普及徹底
項 目	(3) 交通安全に関する普及啓発活動の推進
細 目	ウ チャイルドシートの正しい使用の徹底

1 計画の実施方針及び重点

チャイルドシートの使用を徹底するため、交通安全教育を始め、街頭指導や広報啓発活動を通じて市民の理解を深めるとともに、地域と一体となったキャンペーン等を展開する。

2 計画の内容

チャイルドシートの使用効果及び正しい使用方法について、幼稚園、保育所又は病院等と連携して保護者に対する効果的な広報啓発活動に努め、チャイルドシートの正しい着用の徹底を図る。

種 目	4 交通安全思想の普及徹底
項 目	(3) 交通安全に関する普及啓発活動の推進
細 目	エ 反射材用品等の普及促進

1 計画の実施方針及び重点

高齢歩行者及び自転車の利用者を対象とした、薄暮時及び夜間における交通事故防止に効果的な明るい服装及び反射材の普及促進を図る。

2 計画の内容

(1) 交通安全教育の推進
明るい服装及び反射材の視認効果等の理解を深めるため、参加・体験・実践型の交通安全教育を実施する。

(2) 効果的な広報啓発活動
明るい服装及び反射材の普及に際しては、特定の年齢層に偏ることなく全年齢を対象とし、明るい服着用の定着化及び衣服、靴及び鞄等の身の回り品への反射材の貼付等の取組を推奨するとともに、各種広報媒体を通じて明るい服装及び反射材の効果について積極的な広報啓発活動を開く。

種 目	4 交通安全思想の普及徹底
項 目	(3) 交通安全に関する普及啓発活動の推進
細 目	才 危険 ドラッグ 対策の推進
1 計画の実施方針及び重点	
危険 ドラッグ を使用した上で車両を運転することの悪質性・危険性に関する積極的な広報啓発を推進する。	
2 計画の内容	
各種ポスター・チラシ・パンフレット等を活用し、危険 ドラッグ を使用した上で車両を運転することの悪質性・危険性に関する広報啓発活動を推進する。	

種 目	4 交通安全思想の普及徹底																						
項 目	(3) 交通安全に関する普及啓発活動の推進																						
細 目	力 効果的な広報の実施																						
1 計画の実施方針及び重点																							
(福岡県警察)																							
交通ルールの理解と遵守を促進し、市民の交通安全意識と交通マナーの向上を図るため、報道機関に対する積極的な資料提供など、広報活動の充実強化を図る。																							
(福岡市市長室、市民局、各区)																							
交通安全における広報啓発活動は、交通安全思想の普及を図るため極めて重要である。																							
このため、市政だより、ホームページなどの広報媒体を利用してタイムリーな広報を行う。																							
また、「交通安全は家庭から」を市民に浸透させるため、地域組織を活用した広報資料の配布を行う。																							
(1) 広報資料の作成及び広報活動																							
(2) 広報啓発体制の充実・強化																							
2 計画の内容																							
(福岡県警察)																							
民間団体の交通安全に関する広報活動を支援するため、交通安全に関する資料及び情報の提供を積極的に時機を失すことなく行う。																							
(福岡市市長室、市民局、各区)																							
・広報資料の作成及び広報活動																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>事 業 内 容</th> <th>事 業 量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市政だより</td> <td>8 回</td> </tr> <tr> <td>交通安全教室</td> <td>700 回</td> </tr> <tr> <td>四季の交通安全運動</td> <td>180, 000 枚</td> </tr> <tr> <td>暴走族追放啓発</td> <td>200 枚</td> </tr> <tr> <td>迷惑駐車防止啓発</td> <td>40, 000 枚</td> </tr> <tr> <td>広告看板掲出</td> <td>20 回</td> </tr> <tr> <td>広報車による広報活動</td> <td>随 時</td> </tr> <tr> <td>ホームページへの掲載</td> <td>随 時</td> </tr> </tbody> </table>		事 業 内 容	事 業 量	市政だより	8 回	交通安全教室	700 回	四季の交通安全運動	180, 000 枚	暴走族追放啓発	200 枚	迷惑駐車防止啓発	40, 000 枚	広告看板掲出	20 回	広報車による広報活動	随 時	ホームページへの掲載	随 時	<table border="1"> <thead> <tr> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・交通安全意識の高揚・啓発 ・交通事故情報の提供 ・交通安全運動期間中における重要項目の周知 ・交通ルール順守の啓発 ・地域から暴走族を生み出さない環境づくりを啓発 ・交通事故データの分析に基づいた広報啓発の実施 </td> </tr> </tbody> </table>		備 考	<ul style="list-style-type: none"> ・交通安全意識の高揚・啓発 ・交通事故情報の提供 ・交通安全運動期間中における重要項目の周知 ・交通ルール順守の啓発 ・地域から暴走族を生み出さない環境づくりを啓発 ・交通事故データの分析に基づいた広報啓発の実施
事 業 内 容	事 業 量																						
市政だより	8 回																						
交通安全教室	700 回																						
四季の交通安全運動	180, 000 枚																						
暴走族追放啓発	200 枚																						
迷惑駐車防止啓発	40, 000 枚																						
広告看板掲出	20 回																						
広報車による広報活動	随 時																						
ホームページへの掲載	随 時																						
備 考																							
<ul style="list-style-type: none"> ・交通安全意識の高揚・啓発 ・交通事故情報の提供 ・交通安全運動期間中における重要項目の周知 ・交通ルール順守の啓発 ・地域から暴走族を生み出さない環境づくりを啓発 ・交通事故データの分析に基づいた広報啓発の実施 																							

種 目	4 交通安全思想の普及徹底
項 目	(3) 交通安全に関する普及啓発活動の推進
細 目	ク その他の普及啓発活動の推進

1 計画の実施方針及び重点

—

2 計画の内容

- (1) 高齢者の交通事故防止に関する市民の意識を高めるため、高齢運転者標識の普及・活用を図り、加齢に伴う身体機能の変化が交通行動に及ぼす影響について科学的な知見に基づいた広報を積極的に行う。また、他の年齢層に高齢者の特性を理解させるように努めるとともに、高齢運転者標識を取り付けた自動車への保護意識を高めるよう努める。
- (2) 二輪車運転者の被害軽減を図るため、プロテクターの着用について、関係機関・団体と連携した広報啓発活動を推進するなど、胸部等保護の重要性について理解増進に努める。
- (3) 市民が交通事故の発生状況を認識し、交通事故防止に関する意識の啓発等を図ることができるよう、地理情報システム等を活用した交通事故分析の高度化を推進し、インターネット等を通じて交通事故多発地点等の交通事故に関する情報の提供に努める。また、自動車ユーザー、自動車運送事業者などに適時適切に情報提供することで、関係者の交通安全に関する意識を高める。

種 目	4 交通安全思想の普及徹底
項 目	(4) 交通の安全に関する民間団体等の主体的活動の推進
細 目	

1 計画の実施方針及び重点

(福岡県警察)

交通安全を目的とする民間団体に対しては、交通安全指導者の育成等の事業及び諸行事に対する支援並びに交通安全に必要な資料の提供を充実させる。

また、各団体のリーダーによる交通安全活動が活発に展開されるよう団体相互間の連絡協調体制を強化するとともに、これらの団体の自主活動が真に効果的なものとなるよう助言を行うほか、積極的に資料を提供して、交通安全組織・団体の指導育成に努める。

(福岡市市民局、各区)

市民の交通安全意識の高揚を図るため、交通安全に関する自主的な諸活動をしている民間団体等に対し、支援・協力をを行い、その活動を促進する。

- (1) 地域関係団体の組織化と育成
- (2) 関係団体相互の連絡体制の強化

2 計画の内容

(福岡県警察)

- (1) 関係機関・団体に対する働きかけ

地域ボランティア、自動車関連販売団体及び自動車利用者団体等に対しては、それぞれの立場に応じた交通安全活動が行われるよう、交通安全県民運動等の機会を利用して働きかけを行う。

- (2) 交通関係団体の指導育成

交通関係団体の指導育成に当たっては、警察の交通安全に関する資料を積極的に提供し、各団体の自主積極的な交通安全活動を促進する。

(福岡市市民局、各区)

- (1) 地域関係団体の組織化と育成

① 福岡市交通安全推進協議会及び各区交通安全推進協議会と緊密な連携のもとに、各校区交通安全推進委員会等の自主的な活動を助長する。

② 市内の各交通安全協会が行う事業について助成する。

(単位：千円)

事 業 内 容	事 業 量	事 業 費
市交通安全推進協議会補助金		663
区交通安全推進協議会補助金	7 協議会	4,238
地区交通安全協会補助金	7 協会	3,967

- (2) 関係団体相互の連絡体制の強化

交通安全に関する自主的な活動を容易にするため、必要な資料の提供、指導助言を行い、積極的な参加体制の推進を図る。

(福岡市市民局)

種 目	4 交通安全思想の普及徹底
項 目	(5) 市民の参加・共働の推進
細 目	

1 計画の実施方針及び重点

交通の安全は、住民の安全意識により支えられることから、住民自らが交通安全に関する自らの意識改革を進めることが重要であるので、交通安全思想の普及徹底に当たっては、行政、民間団体、企業等と住民が連携を密にした上で、それぞれの地域における実情に即した身近な活動を推進し、住民の参加・協働を積極的に進める。

2 計画の内容

安全で良好なコミュニティ形成を図るため、住民や道路利用者が主体的に行う「ヒヤリ地図」や「安全安心マップ」を作成や、交通安全総点検等住民が積極的に参加できるような仕組みを構築するなどの交通安全活動を推進する。

(福岡県警察)

種 目	5 安全運転の確保
項 目	(1) 運転者教育等の充実
細 目	ア 運転免許を取得しようとする者に対する教育の充実

1 計画の実施方針及び重点

安全運転を実践できる運転者を育成するため、免許取得前から安全意識を醸成する交通安全教育の充実を図るとともに、実際の交通場面で安全に運転する能力を向上させるための教育を行う。

2 計画の内容

自動車教習所における教習の充実

自動車教習所の教習に関し、教習指導員等の資質の向上、教習内容及び技法の充実を図り、教習水準を高める。

(福岡県警察)

種 目	5 安全運転の確保
項 目	(1) 運転者教育等の充実
細 目	イ 運転者に対する再教育等の充実

1 計画の実施方針及び重点

交通事故を起こさない安全行動がとれるよう交通モラル・マナーの向上を図るほか、安全運転に必要な知識及び技能の習得を目的とした運転者教育を実施する。特に危険予知・危険回避能力の向上を主眼とした効果的な教育内容の充実を図るために、次の対策を推進する。

2 計画の内容

各種講習における教育の充実

取消処分者講習、初心運転者講習、更新時講習及び高齢者講習により運転者に対する再教育が効果的に行われるよう、講習施設・設備の拡充を図るほか、講習指導員の資質向上を図り、講習内容及び講習方法の充実に努める。

種 目	5 安全運転の確保
項 目	(1) 運転者教育等の充実
細 目	ウ 二輪車安全運転対策の推進

1 計画の実施方針及び重点

二輪運転者の安全運転に必要な知識及び技能の向上を図るため、次の対策を推進する。

- (1) 取得時講習の充実
- (2) 二輪車安全運転競技大会の開催

2 計画の内容

- (1) 取得時講習の充実
二輪車講習及び原付講習等の実施機関に対して、立会検査による適時適切な指導監督を行うことにより講習水準の向上を図る。
- (2) 二輪車安全運転大会の開催 ((財)福岡県交通安全協会主催、福岡県警察後援)
二輪車に対する正しい基礎的な知識（二輪車の特性等）、運転操作等を習熟することにより二輪車の交通事故防止を図ることを目的とした、福岡県二輪車安全運転大会を開催する。
- (3) 高齢二輪運転者の交通安全教育の実施
福岡自動車運転免許試験場、指定自動車教習所において、高齢の二輪運転者を対象に、加齢による身体機能の変化等を体感させる参加・体験・実践型の交通安全教育を実施する。

種 目	5 安全運転の確保
項 目	(1) 運転者教育等の充実
細 目	エ 高齢運転者対策の充実

1 計画の実施方針及び重点

(福岡県警察)

高齢運転者の特性に応じたきめ細かな運転者教育を推進し、交通事故抑止を図るため、次の対策を推進する。

- (1) 各種講習における教育の充実
- (2) 試験場等を活用した参加・体験・実践型交通安全講習会の推進
- (3) 指定自動車教習所における交通モラル・マナー講座の充実
- (4) 臨時適性検査等の確実な実施及び相談対応
- (5) 運転免許の申請取消し制度及び運転経歴証明書制度の効果的活用
- (6) 高齢運転者等専用駐車区間制度の適正な運用

(福岡市市民局)

高齢運転者が大幅に増加することが予想されることから、高齢者が交通事故を起こさないようにするための教育や啓発等の取り組みを推進する。

2 計画の内容

(福岡県警察)

- (1) 各種講習における教育の充実

高齢者講習の効果的実施、更新時講習における高齢者学級の拡充等に努める。

- (2) 試験場等を活用した参加・体験・実践型交通安全講習会の推進

自治体・関係機関等と連携し、福岡自動車運転免許試験場及び指定自動車教習所等において、実車等を活用した参加・体験・実践型交通安全講習会「シルバー・セーフティ・ドライビングスクール」を積極的に推進する。

- (3) 指定自動車教習所における交通モラル・マナー講座の充実

高齢者交通事故の実態や身体特性を理解させ、高齢者に対する加害事故を防止するため、免許取得前の指定自動車教習所教習生を対象に交通モラル・マナー講座を実施する。

- (4) 臨時適性検査等の確実な実施及び相談対応

講習予備検査(認知機能検査)の結果、記憶力・判断力が低くなっていると認められ、かつ、特定の違反がある場合には、臨時適性検査等を確実に実施するとともに、高齢者やその家族等からの運転適性相談等に対して適切に対応する。

- (5) 運転免許の申請取消し制度及び運転経歴証明書制度の効果的活用

高齢運転者に対する運転免許の申請取消し制度及び運転経歴証明書制度の周知を徹底し、制度の効果的活用を図る。

- (6) 高齢運転者等専用駐車区間制度の適正な運用

高齢運転者等の安全な運転の支援を支援するため、高齢運転者等専用駐車区間の効果的利用を図るための広範かつ積極的な広報活動を展開するとともに、高齢運転者等の意見・要望や駐車実態等を勘案した適切な専用駐車区間の設置に努めるなど、同制度の適正な運用を図る。

- (7) 高齢運転者標識（高齢者マーク）の活用促進

高齢運転者の安全意識を高めるため、高齢者マークの積極的な活用の促進を図る。

(福岡市市民局)

(1) 高齢運転者安全運転講習会の実施

近年、高齢者が関連する交通事故が増加していることから、高齢者自身に年齢を重ねることに伴って身体機能や判断能力が低下することを理解した安全運転を促し、また、家族をはじめとする他の世代の方には高齢者の特性に配慮した思いやりのある運転に努めていただくことを目的とする。

(2) 高齢者簡単スキルアップ駐車支援教室の開催

高齢の運転者が駐車する際に運転操作を誤ることにより発生する事故を防止するため、駐車教室を開催。

インストラクターの指導により、安全確認や操作の練習を通して、駐車のコツを学ぶことができる。

(福岡県警察)

種 目	5 安全運転の確保
項 目	(1) 運転者教育等の充実
細 目	オ シートベルト、チャイルドシート及び乗車用ヘルメットの正しい着用の徹底

1 計画の実施方針及び重点

シートベルト、チャイルドシート及び乗車用ヘルメットの正しい着用の一層の徹底を図るため、関係機関・団体等と連携しあらゆる機会を通じて着用の習慣付けを図る。

2 計画の内容

全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底を図るとともに、交通安全運動の重点にするほか、あらゆる広報媒体を活用した広報啓発活動を推進する。

種 目	5 安全運転の確保
項 目	(1) 運転者教育等の充実
細 目	力 自動車安全運転センターの活用

1 計画の実施方針及び重点

(1) 累積点数通知業務

運転者の累積点数が運転免許の効力停止処分を受ける直前に達した者（行政処分の前歴がない場合は4点又は5点、行政処分の前歴が1回ある場合は2点又は3点）に対して、累積点数を書面で直接本人に通知し、安全運転の励行を促す。

(2) 運転経歴証明業務

「無事故・無違反証明書」、「運転記録証明書・累積点数証明書」又は「運転免許経歴証明書」を申請に応じて交付し、交通安全意識の高揚を図る。

2 計画の内容

(1) 累積点数通知業務の効果的推進

累積点数の通知を適正かつ迅速に実施するとともに、交通法令の遵守及び安全運転の励行を呼びかけるための資料提供を行い、交通事故防止の徹底を図る。

(2) 広報活動の推進

安全運転管理者等選任事業所及び運行管理者選任事業所等に対し、運転記録証明書の活用による運転者の安全運転管理及び運行管理を充実させるとともに、交通事故抑止のための各種広報活動を積極的に推進する。

種 目	5 安全運転の確保
項 目	(1) 運転者教育等の充実
細 目	キ 自動車運転代行業の指導育成等

1 計画の実施方針及び重点

- (1) 自動車運転代行業について「自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成 13 年法律第 57 号、以下「代行業法」という。）」に基づき、営業所への立入り等事業者に対する指導監督を徹底するとともに、業界団体による業界健全化に向けた自主的な取組に対する支援・協力をすることにより、その健全化を図る。
- (2) 自動車運転代行業者の従業員による違法駐停車、無認定営業、損害賠償措置義務違反、白タク行為等の違法行為の厳正な取締りを実施する。
また、適切な行政処分を実施し、実施した際は平成 25 年 2 月に制定した「自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく行政処分に係る公表に関する規程」に基づき被処分者を県警のホームページにおいて公表する。
- (3) 飲酒運転撲滅条例に係る自動車運転代行業者の責務について、その周知を図る。

2 計画の内容

- (1) 自動車運転代行業者の営業所への立入り
 - ① 県下の自動車運転代行業営業所に対する立入検査を実施し、業務の適正な運営及び従業員に対する安全運転管理を確保するための指導に努める。
 - ② 代行業法に基づく国土交通大臣の事務・権限の委譲を受けた福岡県知事（県交通政策課）との連携を強化し、合同立入の実施に努める。
 - ③ 重大事故、悪質な違反を引き起こした営業所に対する立入検査を行う。
- (2) 違法行為の厳正な取締りの実施
 - ① 無認定営業、名義貸し、損害賠償措置義務違反、白タク行為等の悪質性の高い対象事犯の取締りを強化する。
 - ② 道路交通法令違反については、運転者の検挙のみに終わることなく、下命容認事件を念頭においた捜査を実施し、運転代行業者の責任追及を的確に行う。
- (3) 飲酒運転撲滅条例の周知徹底等

立入検査や自動車運転代行業者が来署した際などの機会を捉え、飲酒運転を現認したときの警察官への通報義務の教示や飲酒運転に関する情報提供を依頼する。

種 目	5 安全運転の確保
項 目	(1) 運転者教育等の充実
細 目	ク 自動車運送事業等に従事する運転者に対する適性診断の充実

1 計画の実施方針及び重点

自動車事故対策機構による適性診断の充実化を促進し、安全運転の確保を図るため、次の事項を推進する。

- (1) 診断業務の充実化を図るため、新診断手法及び交通環境適応テスト等、研究開発を促進する。
- (2) 運転者に対する適性診断の受診について、広報活動等により推進する。
- (3) 運転者の安全運転教育等における適性診断結果の活用について指導する。

2 計画の内容

(1) 運転者適性診断

事故対策機構が実施する事業用自動車等の運転者に対する定期的診断及び特定診断（初任、高齢、事故惹起等）の受診を指導する。

受診予定人員	定期	12,820人
	初任	6,310人
	高齢	2,670人
事故惹起者		125人
	計	21,925人

種 目	5 安全運転の確保
項 目	(1) 運転者教育等の充実
細 目	ケ 危険な運転者の早期排除

1 計画の実施方針及び重点

違反を繰り返す運転者や重大な交通事故を起こした運転者を道路交通の場から早期に排除するため、仮停止を始めとする行政処分を迅速・的確に実施する。

- (1) 迅速かつ的確な行政処分の執行
- (2) 仮停止・準仮停止制度の確実な運用
- (3) 臨時適性検査等の確実な実施

2 計画の内容

(1) 適正かつ迅速な行政処分の執行

- ① 行政処分の早期上申を図るとともに、交通違反等の適正かつ迅速な登録を推進する。
- ② 行政処分手配者の発見活動を強化し、未執行者の解消を図る。

(2) 仮停止及び準仮停止制度の確実な運用

- ① 死亡事故、ひき逃げ事故等特異・重大交通事故を起こした者に対する仮停止処分制度の確実な運用を推進する。
- ② 仮停止対象外の悪質・危険違反行為者に対する準仮停止制度を効果的に活用し、違反登録の迅速化・行政処分の早期執行を推進する。

(3) 臨時適性検査等の適切な運用

認知症、アルコール依存症等、運転に支障を及ぼす病気の疑いがある者に対する臨時適性検査等を的確に実施し、きめ細やかな運転免許の可否判断に基づく、適正な行政処分等を実施する。

種 目	5 安全運転の確保
項 目	(2) 安全運転管理の推進
細 目	
1 計画の実施方針及び重点	
<p>安全運転管理者及び副安全運転管理者（以下「安全運転管理者等」という。）に対する講習の充実等により、これらの者の資質及び安全意識の向上を図るとともに、事業所内で交通安全教育指針に基づいた交通安全教育が適切に行われるよう安全運転管理者等の指導を推進する。</p>	
2 計画の内容	
<p>安全運転管理者等による若年運転者対策及び貨物自動車の安全対策の一層の充実を図るとともに、安全運転管理者等の未選任事業所の一掃を図り、企業内の安全運転管理体制を充実強化し、安全運転管理業務の徹底を図る。</p> <p>事業活動に伴う交通事故防止を更に促進するため、映像記録型ドライブレコーダー、デジタル式運行記録計等（以下「ドライブレコーダー等」という。）の安全運転の確保に資する車載機器の普及促進に努めるとともに、ドライブレコーダー等によって得られた事故等の情報の交通安全教育や安全運転管理へ活用する方法について周知を図る。</p>	

種 目	5 安全運転の確保
項 目	(3) 事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進
細 目	ア 運輸安全マネジメント等を通じた安全体質の確立
1 計画の実施方針及び重点	
<p>(1) 第一当事者となる死亡事故を惹起した事業者に対し、運輸安全マネジメント制度の教育や啓発に主眼を置いた運輸安全マネジメント評価を行う。</p> <p>(2) 貸切バス事業者に対し運輸安全マネジメント評価を行い、事業者によるコンプライアンスを徹底・遵守する意識付けの取組を確認する。</p>	
2 計画の内容	
<p>(1) 第一当事者となる死亡事故を惹起した事業者に対し、運輸安全マネジメント評価を実施する。</p> <p>(2) 保有車両数 50両未満の貸切バス事業者に対し、運輸安全マネジメント評価を実施する。</p> <p>ア 実施時期 平成 28 年 6 月～平成 29 年 2 月</p> <p>イ 実施予定事業者数 12 事業者</p>	

種 目	5 安全運転の確保
項 目	(3) 事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進
細 目	イ 自動車運送事業者に対するコンプライアンスの徹底

1 計画の実施方針及び重点

- (1) 自動車運送事業者の事業所に立ち入り、運行管理について指導を行う。
- (2) 空港等のバス発着場を中心とした街頭監査を行い、指導を行う。
- (3) 貨物自動車運送適正化事業実施機関との協議を踏まえ指導を行う。

2 計画の内容

- (1) 重大事故、悪質な違反を引き起こした事業所及び覚醒剤等薬物服用・使用・無免許運転等の事業所等を重点に監査を行うほか、他の事業者についても交通安全運動期間等機会あるごとに隨時指導を行う。
- (2) 街頭監査によりバス事業における交代運転者の配置、運転者の飲酒・過労等の運行実態を把握し、指導を行うことにより運行の安全性確保に努める。
- (3) 適正化事業実施機関との会議等を通して、運行管理業務の適正化を推進するとともに、自主研修会の開催等を支援する。

種 目	5 安全運転の確保
項 目	(3) 事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進
細 目	ウ 飲酒運転の撲滅

1 計画の実施方針及び重点

自動車運送事業の安全を確保するため、事故対策機構の行う運行管理者等に対する指導講習の機会を捉え、飲酒運転の防止及び危険ドラッグ等の使用禁止について指導を行う。

2 計画の内容

- (1) 運行管理者等一般講習

ア 実施時期	平成 28 年 7 月～平成 29 年 2 月
イ 実施場所及び回数	福岡市 10 回、北九州市 7 回 筑後市 4 回、飯塚市 3 回 計 24 回
ウ 受講予定人数	3,200 人

(2) 運行管理者特別講習

重大事故を惹起した営業所の運行管理者及び輸送の安全確保に係るものに違反をして処分を受けた営業所の運行管理者のうち、当該事故又は当該行政処分について、統括運行管理者及び責任がある運行管理者に対し、事故対策機構が開催する運行管理者特別講習を受講させる。

種 目	5 安全運転の確保
項 目	(3) 事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進
細 目	エ I C T・新技術を活用した安全対策の推進

1 計画の実施方針及び重点

事業者による事故防止の取り組みを推進するため、衝突被害軽減ブレーキ等のASV装置や運行管理に資する機器等の普及促進に努める。

また、自動車のICT化の進展や通信システムを利用したテレマティクス技術により取得可能な運転情報や自動車運転者の生体情報、事故情報等を含むビッグデータを活用した事故防止運行モデル等を構築し、同モデルの普及を図るとともに、車両と車載機器、ヘルスケア機器等を連携させた次世代型の運行管理・支援システムを検討・実現するほか、急加速・急ブレーキの回数等の様々な運転情報を基に、安全運転指導サービスや安全運転を促すテレマティクス保険など、民間による安全運転促進のための新たなサービスの提供を促進することにより、更なる事故の削減を目指す。

種 目	5 安全運転の確保
項 目	(3) 事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進
細 目	オ 業態ごとの事故発生傾向、主要な要因等を踏まえた事故防止対策

1 計画の実施方針及び重点

輸送の安全を図るため、トラック・バス・タクシーの業態毎の特徴的な事故傾向を踏まえた事故防止の取組を現場関係者とも一丸となって実施させるとともに、新たな免許区分である準中型免許の創設を踏まえ、初任運転者向けの指導・監督マニュアルの策定や、高齢運転者等に対する、より効果的な指導方法の確立など、更なる運転者教育の充実・強化を検討・実施する。

さらに、平成28年1月15日に発生した軽井沢スキーバス事故を踏まえ、規制緩和後の貸切バス事業者の大幅な増加と監査要員体制、人口減少・高齢化に伴うバス運転者の不足、旅行業者と貸切バス事業者の取引関係等の構造的な問題を踏まえつつ徹底的に再発防止策について検討状況を踏まえ、結論の得られたものから速やかに実施する。

種 目	5 安全運転の確保
項 目	(3) 事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進
細 目	カ 事業用自動車の事故調査委員会の提案を踏まえた対策

1 計画の実施方針及び重点

社会的影響の大きな事業用自動車の重大事故については、事故の背景にある組織的・構造的問題の更なる解明や、より客観的で質の高い再発防止策を提言するため、平成26年に事業用自動車事故調査委員会が発足したところであり、引き続き、同委員会における事故の原因分析・再発防止策の提言を受け事業者等の関係者が適切に対応し、事故の未然防止に向けた取組を促進する。

(九州運輸局福岡運輸支局)

種 目	5 安全運転の確保
項 目	(3) 事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進
細 目	キ 運転者の体調急変に伴う事故防止対策の推進

1 計画の実施方針及び重点

運転者の体調急変に伴う事故を防止するため、「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」の周知・徹底を図るとともに、睡眠時無呼吸症候群、脳ドック等のスクリーニング検査の普及を図るための方策を検討・実施する。

(九州運輸局福岡運輸支局)

種 目	5 安全運転の確保
項 目	(3) 事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進
細 目	ク 貨物自動車運送事業安全性評価事業の促進等

1 計画の実施方針及び重点

貨物自動車運送適正化事業実施機関において、貨物自動車運送事業者について、利用者が安全性の高い事業者を選択できるようにするとともに、事業者全体の安全性向上に資するものとして実施している「貨物自動車運送事業安全性評価事業」（通称Gマーク事業）を促進する。

また、県、市町村及び民間団体等において、貨物自動車運送を伴う業務を発注する際には、それぞれの業務の範囲内で道路交通の安全を推進するとの観点から、安全性優良事業所（通称Gマーク認定事業所）の認定状況も踏まえつつ、関係者の理解も得ながら該当事業所が積極的に選択されるよう努める。

種 目	5 安全運転の確保
項 目	(4) 交通労働災害の防止等
細 目	ア 交通労働災害の防止 イ 運転者の労働条件の適正化等

1 計画の実施方針及び重点

(1) 交通労働災害の防止

「交通労働災害防止のためのガイドライン」の周知徹底を行うことにより、事業場における管理体制の確立、適正な労働時間等の管理、運転者に対する教育、健康管理、交通労働災害防止に対する意識の高揚等を促進する。

(2) 運転者の労働条件の適正化等

自動車運転者の労働時間、休日、割増賃金、賃金形態等の労働条件の改善を図るために、労働基準法等の関係法令及び「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（平成元年労働省告示第7号、改正平成9年労働省告示第4号）の履行を確保するための指導を実施する。

2 計画の内容

- (1) 交通事故多発事業場等に対する臨検監督の実施
- (2) 業者団体等に対する集団指導
- (3) 関係行政機関との相互通報の実施

種 目	5 安全運転の確保
項 目	(5) 道路交通に関する情報の充実
細 目	ア 危険物輸送に関する情報提供の充実等

1 計画の実施方針及び重点

・ 高圧ガスの輸送について

高圧ガスを車両により移動する場合は、高圧ガス保安法により積載方法及び移動方法等の移動基準が定めてあり、輸送業者は、同法の移動基準を遵守する自主保安の義務がある。

この自主保安体制の確立を促進するため、同事業者で組織する「九州地区高圧ガス防災協議会」や「LPGガス配送コンテスト」について支援・指導を行い、保安の確保に努める。

2 計画の内容

- ・九州地区高圧ガス防災協議会（福岡県支部）及び九州液化石油ガス保安連絡協議会を支援・指導し、県内における高圧ガス移動時の保安の確保に努める。

種 目	5 安全運転の確保
項 目	(5) 道路交通に関する情報の充実
細 目	イ 國際海上コンテナの陸上輸送に係る安全対策

1 計画の実施方針及び重点

国際海上コンテナの陸上輸送における安全の確保を図るため、関係者に対して、コンテナ貨物の重量等に関する情報の伝達やコンテナロックの確実な実施等を内容とする「国際海上コンテナの陸上における安全輸送ガイドライン」を地方連絡会議や関係業界を通じて、現場への周知徹底を図る。

種 目	5 安全運転の確保
項 目	(5) 道路交通に関する情報の充実
細 目	ウ 気象情報等の充実

1 計画の実施方針及び重点

道路交通に影響を及ぼす台風、大雨、竜巻等の激しい突風、地震、津波、火山噴火等の自然現象について、的確な実況監視を行い、関係機関、道路利用者等が必要な措置を迅速にとることで事故の防止・軽減に資するよう、適時・適切に特別警報・警報・予報等を発表する。

また、これらの情報の内容の充実と効果的利活用の促進を図るため、防災関係機関等との間の情報の共有や I C T の活用等に留意し、主に次のことを行う。

2 計画の内容

(1) 情報の提供等

交通事故の防止・軽減に資するため、主に次の情報を適時・適切に発表し、防災情報提供システム等を用いて、関係機関等に迅速かつ確実に伝達するとともに、報道機関等の協力により道路利用者に周知する。また、住民に対し、気象庁ホームページや国土交通省防災情報提供センターを通じて気象情報等をリアルタイムで分かり易く提供する。

ア 気象特別警報・警報・予報等

気象による道路交通障害が予想される時は、適時・適切に気象特別警報・警報・予報等を発表する。

イ 緊急地震速報（予報及び警報）、津波警報等

地震・津波による道路交通障害が予想される時は、適時・適切に緊急地震速報（予報及び警報）、津波警報等、地震情報等を発表する。

ウ 東海地震に関する情報

東海地域の地震・地殻活動に変化があった場合には、その現象の状況に応じて「東海地震に関する情報」（東海地震予知情報、東海地震注意情報、東海地震に関する調査情報）を発表する。

エ 噴火警報等

火山現象による道路交通障害が予想される時は、平常時からの火山防災協議会で共同検討した避難計画に基づき、当該道路の交通規制等の防災対応がとられるよう噴火警戒レベルをして噴火警報等を発表する。また、道路利用者の降灰量に応じた適切な防災行動に資するよう、降灰予報を発表する。

(2) 気象観測予報体制、地震・津波・火山の監視・警報体制の整備等

ア 気象観測予報体制の整備等

台風、大雨、竜巻等の激しい突風などの気象現象を早期かつ正確に把握し、適時・適切な特別警報・警報・予報等を発表するため、主として次に述べるような観測予報体制の強化を図る。

(ア) 平成 27 年 7 月 7 日に運用を開始した静止気象衛星ひまわり 8 号及び運輸多目的衛星新 2 号（ひまわり 7 号）の適切な運用を継続するとともに、ひまわり 9 号の平成 28 年度打ち上げに向け着実に推進する。

イ 地震・津波・火山の監視・警報体制の整備等

(ア) 緊急地震速報（予報及び警報）の利活用の推進

緊急地震速報（予報及び警報）について、受信時の対応行動等のさらなる周知・広報を行うとともに、交通機関における利活用の推進を図るため、有効性や利活用方法等の普及・啓発及び精度向上に取り組む。

(イ) 津波警報等の確実な運用

的確な防災対応に資するよう、平成25年3月から開始している新しい津波警報等の運用を確実に行うとともに、広帯域強震計や沖合津波計を活用して地震の規模や津波の状況の正確な把握及び迅速・的確な津波警報等の更新や沖合の津波情報の発表を行う。

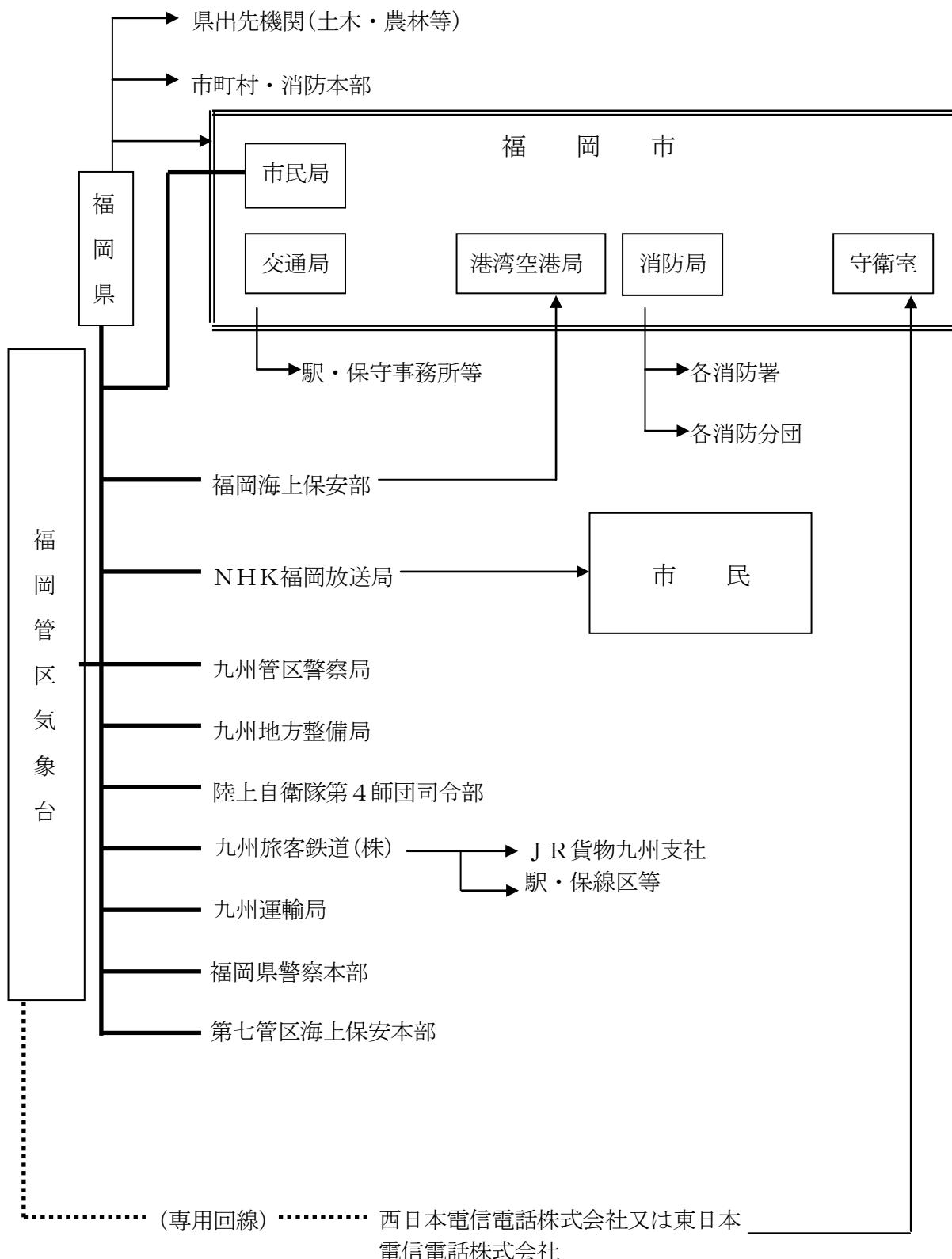
(ウ) 火山監視体制と噴火時等の避難体制の推進

火山活動の監視・評価の結果に基づき、警戒が必要な範囲（この範囲に入ると生命に危険が及ぶ）を明示して噴火警報等を発表するとともに、平常時からの火山防災協議会における避難計画の共同検討を通じて、噴火警戒レベルの設定や改善を推進する。また、道路利用者の降灰量に応じた適切な防災行動に資するよう、降灰予報を適時・適切に発表する。

(3) 気象知識等の普及

気象、地象、水象に関する知識の普及のため、気象情報等の利活用方法等に関する講習会の開催、広報資料の作成・配布などを行うほか、防災機関の担当者を対象に、特別警報・警報・予報等の伝達などに関する説明会を開催する。

気象予報・警報伝達系統図



※ ————— は、防災情報提供システムを使用

種 目	6 車両の安全性の確保
項 目	(1) 自動車の検査及び点検整備の充実
細 目	ア 自動車検査の充実

1 計画の実施方針及び重点

自動車保有台数の増加に対応し自動車検査の円滑かつ適正な実施を行うため、次の事項を推進する。

- (1) 指定自動車整備事業制度の活用とその検査体制の充実を図る。
 - ア 指定自動車整備工場に対し、立入監査を行い検査業務の適正な執行について指導を行う。
 - イ 自動車検査員に対し、法令、検査技術について研修を行いその能力の維持向上を図る。
- (2) 自動車検査場の設備の充実により、正確で効率のよい検査を実施する。

2 計画の内容

- (1) 指定自動車整備工場立入監査

1,069工場に対して1工場年1～2回の立入監査を行う。
- (2) 自動車検査員研修
 - ① 実施時期 平成29年1月～2月
 - ② 実施回数 17回
 - ③ 研修予定人員 3,400名

種 目	6 車両の安全性の確保
項 目	(1) 自動車の検査及び点検整備の充実
細 目	イ 自動車点検整備の充実

1 計画の実施方針及び重点

整備不良車両の運行を防止するため定期点検整備の励行に関する事項を推進する。

- (1) 街頭検査並びに運送事業者立入監査の際に指導を行う。
- (2) 不正改造車を排除する運動を実施する。
- (3) 自動車点検整備推進運動を実施する。
- (4) 自動車分解整備事業者及び運送事業者並びに整備管理者の選任を必要とする自家用自動車の使用者に対する指導監督の強化。
- (5) 一般の自動車使用者に対する指導の充実。
- (6) 法定点検整備の励行についての広報活動の推進を行うとともに、ユーザー行政の実効性を期するため関係団体との積極的な協力体制を推進する。

2 計画の内容

- (1) 街頭検査並びに立入監査
春、秋の交通安全運動期間並びに年末年始輸送の安全総点検期間を重点的に実施する。
また、運送事業者の立入監査等も交通安全運動期間中を重点に、その他必要に応じ隨時実施する。
- (2) 不正改造車を排除する運動
平成28年6月1日から6月30日までの1ヶ月間(強化月間)実施する。
- (3) 自動車点検整備推進運動
例年9月、10月の2か月間を強化期間として実施する。
- (4) 研修会等を利用し的確な点検整備の実施を徹底させる。
 - ① 整備主任者研修

実施時期	平成28年10月～11月
実施回数	19回
研修予定人員	3,800名
 - ② 整備管理者研修

実施時期	平成28年7月～平成29年3月
実施回数	8回
研修予定人員	2,600名
- (5) 自動車使用者に対する指導
 - ① 一般の自動車使用者に対しては、運輸支局窓口に「自動車の点検及び整備に関する手引き」を備え閲覧に供するとともに確実な実施について指導を行う。
 - ② 自動車整備工場においては、定期点検整備を実施した自動車には点検実施済みステッカーを前面ガラスに貼付するとともに、次回点検時期を使用者に周知させる。
 - ③ 暴走族車両(不正改造車)に対しては、整備命令書を交付するとともに、「不正改造車」のステッカーを貼付し、道路運送車両の保安基準(昭和26年7月28日付、運輸省令第67号)に適合させるよう強力に指導する。
- (6) 広報活動等の推進
法定点検整備の励行についての広報活動の推進を図るため、ポスター等によるPRを引き続き行うとともに、ユーザー行政の実効性を期するため、自動車整備振興会主催のマイカ一点検教室の支援など関係団体との積極的な協力体制を推進する。

種 目	6 車両の安全性の確保
項 目	(2) リコール制度の充実・強化
細 目	

1 計画の実施方針及び重点

(九州運輸局福岡運輸支局)

自動車の欠陥等によって発生する事故・公害の未然防止を図ることを目的としたリコール制度の適切な運用を図るため、自動車の欠陥や不具合などに関する情報を広く各方面から収集し、リコール関連業務についての監視を行う。

2 計画の内容

(九州運輸局福岡運輸支局)

九州運輸局・国土交通省では、自動車不具合ホットラインを設置し、ホームページやパンフレット等により、ユーザーから自動車の不具合状況を収集する。

収集した情報については、分析を行い、同じ不具合が多発するなどリコールの疑いがあればメーカーに対しリコールの迅速かつ確実な実施を指示する。

また、リコール及び改善対策の届け出が行われた都度、国土交通省のホームページに掲載し、インターネットを通じて、「自動車リコール等情報の検索システム」（最近10年間に届け出されたリコール等のデータを収納、調べたい車がリコール等の対象車かどうか確認することができる。）により情報提供を行う。

種 目	7 道路交通秩序の維持
項 目	(1) 交通の指導取締りの強化等
細 目	ア 一般道路における効果的な指導取締りの強化等 イ 高速自動車国道等における指導取締りの強化等

1 計画の実施方針及び重点

多発する交通事故から市民を守り安全で円滑な交通社会の実現を目的として、交通事故抑止に直結する悪質性・危険性及び迷惑性の高い違反に重点指向した、交通事故抑止に資する交通指導取締りを推進する。

2 計画の内容

- (1) 重点を指向した取締りの強化
交通事故に直結する悪質性・危険性の高い違反及び地域の交通実態や市民の要望を踏まえた迷惑性の高い違反として、飲酒運転、無免許運転、速度違反、交差点関連違反、駐（停）車違反、整備不良等に重点を指向した取締りを強化する。
- (2) 白バイ・パトカーによる街頭監視活動の強化
白バイ・パトカーの機動警らなど、交通街頭監視活動を強化する。
- (3) 市民の要望等を踏まえた取締りの実施
飲酒運転や周辺者三罪等に対する取締りの強化を始め、市民の取締り要望等を踏まえた迷惑性の高い違反に重点を指向した取締りを実施する。
- (4) 交通立番等街頭活動の強化
交通事故多発交差点や通学路等における交通事故多発時間帯の立番、高齢歩行者等に対する保護誘導活動を実施する。
- (5) 使用者責任の追及
事業活動に関してなされた過積載や過労運転等の違反については、自動車の使用者等に対する責任追及を徹底するとともに、必要に応じ公安委員会による指示処分や自動車の使用制限命令等を行い、この種の違反の防止を図る。
なお、事業用自動車の運転者が、当該業務に関して酒気帯び運転等の悪質な違反を行った場合は、運輸支局長及び車両の使用者に対する通知を徹底し、事業用自動車による交通事故の一層の抑止を図る。

種 目	7 道路交通秩序の維持
項 目	(2) 交通事故事件等に係る適正かつ緻密な捜査の一層の推進
細 目	ア 危険運転致死傷罪の立件を視野に入れた捜査の徹底 イ 専従捜査体制の強化等 ウ 交通事故事件等に係る科学的捜査の推進

1 計画の実施方針及び重点

捜査員の捜査能力の一層の向上及び捜査体制の充実に努め、死亡事故等重大特異交通事故事件、ひき逃げ及び交通保険金詐欺事件等の悪質な交通特殊事件の捜査における緻密な交通事故事件捜査の推進を図る。

2 計画の内容

(1) 死亡事故等の重大特異交通事故事件に対する組織的な捜査の推進

被害者死亡等の重大特異交通事故事件の発生に際しては、初期の段階から警察本部交通捜査課交通科学鑑識係員等を派遣するなど、組織的な捜査を推進し、交通事故原因の徹底究明を図る。

(2) ひき逃げ事件捜査の強化

ア 初動捜査体制の確立

効果的な緊急配備及び迅速な初動捜査を実施するとともに、警察本部交通捜査課事故捜査係員等を早期に投入し、迅速・的確な現場採証・検索活動を推進することにより、被疑者の検挙活動を強化する。

イ 科学的捜査の推進

ステレオカメラ、交通事故自動記録装置及び交通鑑識資機材等の効果的な活用を図るなど科学的捜査を推進する。

(3) 交通特殊事件捜査の強化

ア 交通保険金詐欺事件等の捜査強化

交通事故を偽装した保険金詐欺事件、自動車の不法改造・不正車検・不正登録事件、運転免許証不正取得、文書の偽（変）造事件など交通社会に潜在する悪質知能犯罪事件に対する組織的な情報収集、管理体制を確立し、捜査を強化する。

イ 背後責任の追及と根源対策の推進

過積載、放置行為の下命・容認等構造的悪質違反事件については、自動車の使用者、荷主等の背後責任追及捜査を推進するとともに、関係機関・団体へ自主規制措置を促す。

種 目	7 道路交通秩序の維持
項 目	(3) 暴走族等対策の推進
細 目	ア 暴走族追放気運の高揚及び地域、家庭、学校等における青少年の指導の充実 イ 暴走行為阻止のための環境整備 ウ 暴走族等に対する指導取締りの推進 エ 暴走族関係事犯者の再犯防止 オ 車両の不正改造の防止

1 計画の実施方針及び重点

(福岡県警察)

暴走族対策を強力に推進するため、関係機関・団体が連携し、地域ぐるみでの暴走族追放機運の高揚等に努め、暴走行為をさせない環境づくりを推進するとともに、取締り体制及び装備資機材の充実強化を図る。

(福岡市市民局、教育委員会、各区)

- (1) 暴走行為による交通事故の発生を防止するため、家庭、学校、職場、地域等に対して暴走族追放の気運を盛り上げる広報活動を積極的に行うとともに、青少年に対する適切な指導の実施等を促進する。
- (2) 「暴走族追放三ない運動」を徹底させる。
「暴走をしない、させない、見にいかない」

2 計画の内容

(福岡県警察)

□ 暴走族追放気運の高揚及び家庭、学校等における青少年の指導の充実

暴走族追放気運を高揚させるため、報道機関等に対する資料提供を積極的に行い、暴走族の実態が的確に広報されるよう努めるなど、広報活動を積極的に行う。また、家庭、学校、職場、地域等において、青少年に対し、「暴走族加入阻止教室」を開催するなどの指導等を促進する。暴走族問題と青少年の非行等問題行動との関連性を踏まえ、地域の関連団体等との連携を図るなど、青少年の健全育成を図る観点から施策を推進する。

□ 暴走行為阻止のための環境整備

暴走族等（暴走族及び違法行為を敢行する旧車會員（暴走族風に改造した旧型の自動二輪車等を運転する者））及びこれに伴う群衆のい集場所として利用されやすい施設の管理者に協力を求め、暴走族等及び群衆をい集させないための施設の管理改善等の環境づくりを推進するとともに、地域における関係機関・団体が連携を強化し、暴走行為等ができるない道路交通環境づくりを積極的に行う。

また、事前の情報入手に努め、集団不法事案に発展するおそれがあるときは、早期に暴走族等と群衆を隔離するなどの措置を講ずる。

□ 暴走族等に対する指導取締りの推進

暴走族等取締りの体制及び装備資機材の充実を図るとともに、集団暴走行為、爆音暴走行為その他悪質事犯に対しては、共同危険行為等の禁止違反を始めとする各種法令を適用して検挙及び補導を徹底し、併せて解散指導を積極的に行うなど、暴走族等に対する指導取締りを推進する。

また、複数の県にまたがる広域暴走事件に迅速かつ効率的に対処するため、関係県警

察相互の捜査協力を積極的に行う。

さらに、違法行為を敢行する旧車會員に対する実態把握を徹底し、把握した情報を関係県警察間で共有するとともに、騒音関係違反及び不正改造等の取締りを推進する。

また、「不正改造車を排除する運動」等を通じ、街頭検査において不正改造車両の取締りを行うとともに、不正改造車両等の押収のほか、司法当局に没収（没取）措置を働き掛けるなど暴走族等と車両の分離を図り、不正改造等暴走行為を助長する行為に対しても背後責任の追及を行う。

□ 行政処分の徹底

暴走行為に対する運転免許に係る行政処分を迅速かつ厳正に実施する。

更に、同乗者等についても重大違反唆し等の処分規定を効果的に適用し、厳重かつ迅速な行政処分に努め、道路交通からの早期排除を図る。

□ 暴走族関係事犯者の再犯防止

暴走族関係事犯者の捜査に当たっては、個々の犯罪事実はもとより、組織の実態やそれぞれの被疑者の非行の背景となっている行状、性格、環境等の諸事情をも明らかにしつつ、グループの解体や暴走族グループから構成員等を離脱させるなど暴走族関係事犯者の再犯防止に努める。また、暴力団とかかわりのある者については、その実態を明らかにするとともに、暴力団から離脱するよう指導を徹底する。

暴走族関係保護観察対象者の処遇に当たっては、遵法精神のかん養、家庭環境の調整、交友関係の改善指導、暴走族組織からの離脱指導等、再犯防止に重点を置いた処遇の実施に努める。

また、暴走行為に対する運転免許の行政処分については、特に迅速かつ厳重に行う。

□ 車両の不正改造の防止

暴走行為を助長するような車両の不正な改造を防止するよう、また、保安基準に適合しない部品等が不正な改造に使用されることがないよう、「不正改造車を排除する運動」等を通じ、各種広報活動の推進及び企業、関係団体に対する指導を積極的に行う。

また、自動車ユーザーだけでなく、不正改造等を行った者に対して、必要に応じて事務所等に立入検査を行う。

(福岡市市民局、教育委員会、各区)

(1) 6月の暴走族取締り強化月間を中心に家庭、学校、職場、地域等に対して暴走族追放気運の盛り上げを図るため、ポスターその他広報媒体を活用した広報活動を行う。

また、警察をはじめ、関係団体との緊密な連携のもと、次の対応策を実施する。

① 警察との連携強化

福岡市暴走族対策連絡会議を開催し、警察との連携を強化

② 地域ぐるみの暴走族追放気運の盛り上げ

○ 暴走族追放三ない運動の推進

○ 校区による暴走族追放連絡協議会の設置及び活動に対する支援

③ 通報体制の確立

暴走行為が頻発する沿道住民や、暴走族たまり場地域住民、警察への通報協力の要請

④ ポスター等による追放運動の周知徹底

・ 街頭キャンペーンの実施

・ ポスター等を作成し、学校・関係団体に配布

(2) 学校長及び生徒指導担当者等に対して、連絡会を実施するほか、暴走族の実態や対応について情報交換を行い、更に交通安全及び交通ルール遵守意識の向上等の指導をする。

暴走族追放推進協議会等の設置校区

設置年月日	協議会等の名称	校区名
H 8. 10. 31	暴走族をみんなでなくそう七隈校区推進委員会 金山校区暴走族追放推進委員会	七隈、金山
H 9. 2. 14	暴走族を追放する福浜校区連絡会	福浜
H 9. 7. 20	暴走族をなくそう田隈中学校区推進協議会	野芥、田村、田隈
H10. 12. 19	暴走族をなくそう城香地区（香椎・城浜校区）推進協議会	香椎浜、城浜
H11. 12. 4	馬出校区暴走族追放推進協議会	馬出
H12. 2. 4	三宅中学校区暴走族追放推進協議会	野多目、三宅
H12. 2. 24	老司中学校区暴走族追放推進協議会	老司
H12. 2. 6	別府校区暴走行為・非行防止推進委員会	別府
H13. 7. 15	鳥飼校区暴走行為・非行防止推進委員会	鳥飼
H13. 9. 27	片江校区暴走族根絶推進委員会	片江
H14. 4. 25	西区西部地区暴走族根絶非行防止推進協議会	今宿、周船寺、元岡、玄洋、今津、北崎

種 目	8 救助・救急活動の充実
項 目	(1) 救助・救急体制の整備
細 目	ア 救急体制の整備・拡充
1 計画の実施方針及び重点	
<p>交通事故による被災者を迅速に救護するため、救助工作車、ヘリコプター等の効率的な運用と迅速な救助・救急体制の確立を図るとともに、今後増大し、複雑多様化が予想される救助・救急事案に対処するため車両等の一層の整備拡充を図り、負傷者を救急医療機関へ迅速に収容できるよう情報連絡体制の強化を行う。</p> <p>その他、大量輸送機関の事故に備えた集団事故対策、あるいは山間部、離島など地理的制約の大きい地域での事故に迅速に対応できる施策を講じる。</p>	
2 計画の内容	
<ul style="list-style-type: none"> (1) 救助工作車等の整備 救助資器材の購入、車両の更新等を行い機能の強化を図る。 (2) 山間部、離島地域での事故対策 ヘリコプターによる救助・救急活動の強化及び救助訓練を実施する。 山岳航空救助隊による山間部での救助・救急活動を実施する。 (3) 高速自動車道における交通事故等の救助・救急活動 高速自動車道関係市町村等で締結した「高速自動車道における消防相互応援協定」に基づいた救助・救急体制の整備・充実を図る。 	

種 目	8 救助・救急活動の充実
項 目	(1) 救助・救急体制の整備
細 目	イ 多数負傷者発生時における救助・救急体制の充実
1 計画の実施方針及び重点	
<p>大規模道路交通事故等による多数の負傷者が発生した集団救急事故に対処するため、情報連絡体制の整備、救出救護訓練の実施や事故現場への医師・看護師等の出動体制の充実及び医療機関情報収集機能の強化を図る。</p>	
2 計画の内容	
<ul style="list-style-type: none"> (1) 連絡体制の整備 消防指令管制情報システムを中心とした有線・無線設備の充実強化を図り、広域的な消防通信体制の整備を行う。 (2) 救出・救護訓練 集団救急事故に対する総合的な救出・救護訓練を関係機関と協力・実施し、事故発生時に備える。 (3) 活動体制の充実 福岡市消防活動基本規程に基づいた訓練等を実施し、効果的な活動体制を充実させる。 (4) 医療機関情報 救急病院協会と連携をとり、事故の際の迅速な情報伝達体制を構築する。 	

種 目	8 救助・救急活動の充実
項 目	(1) 救助・救急体制の整備
細 目	ウ 自動体外式除細動器の使用を含めた心肺蘇生法等の応急手当の普及啓発活動の推進

1 計画の実施方針及び重点

交通事故から尊い命を守り、被害を最小限に止めるためには、事故現場でバイスタンダー（現場にい合わせた人）による負傷者への適切な応急手当の実施など、市民の協力が不可欠である。

このため、自動体外式除細動器(AED)の使用を含めた市民に対する応急手当の普及啓発を積極的に推進する。

また、平成21年10月以降は、市民と共に行う応急手当市民サポーター制度を活用してさらなる応急手当の普及啓発を推進する。

2 計画の内容

(1) 講習会の実施

消防本部及び各消防署において、年間を通じて心肺蘇生法等の「救命講習」を行い、認定証や修了証を交付して市民による応急手当の普及啓発を推進する。

(2) 広報活動の推進

パンフレット、チラシ、機関紙のほか、市の広報媒体を活用して、応急手当の普及啓発を行う。

種 目	8 救助・救急活動の充実
項 目	(1) 救助・救急体制の整備
細 目	エ 救急救命士の養成及び救急業務の高度化への取り組み

1 計画の実施方針及び重点

負傷者の救命率の向上を図るために、高度な救命処置を行うことができる救急救命士を養成し、現場や搬送途上に高度な救命処置が実施できる体制の充実を図る。

2 計画の内容

(1) 救急救命士の養成

救急振興財団等が行う救急救命士養成研修所等に救急隊員を派遣し、資格を取得させる。

(2) 救急救命士の処置範囲拡大への対応

気管挿管、薬剤投与及び心肺停止前の重度傷病者に対する処置の追加講習並びに病院での実習を実施する。

種 目	8 救助・救急活動の充実
項 目	(1) 救助・救急体制の整備
細 目	才 救助・救急用資機材の整備及び消防ヘリコプターによる救急業務の推進

1 計画の実施方針及び重点

高規格救急自動車・高度救命処置用資機材等の整備を推進するとともに消防ヘリコプターによる救急業務を推進する。

2 計画の内容

(1) 高規格救急自動車の整備

救急現場及び搬送途上での救命率向上のために、高度な救命用資機材を積載した高規格救急自動車の更新を行い機能の強化を図る。

(2) 高度な救命処置用資機材

C P A (心肺停止状態) の患者を救命するために、高度救命処置用資機材を整備し救命効果の向上を図る。

(3) 救命処置用資機材 (A E D等)

C P A (心肺停止状態) 事案の際に救急隊と警防隊等を同時に出動させ、警防隊等が先着時に救命処置 (A E Dを含む) を行い救命効果の向上を図る。

(4) 救急業務における消防ヘリコプターの積極的活用

種 目	8 救助・救急活動の充実
項 目	(1) 救助・救急体制の整備
細 目	力 救助隊員教育訓練の充実

1 計画の実施方針及び重点

複雑多様化する救助・救急事案に対処するため、救急隊員及び救助隊員には、高度な知識と技術が要求されている。

このため、消防学校、医療機関などにおいて、訓練、教育等を実施し隊員の資質の向上を図る。

2 計画の内容

(1) 救急隊員の技術向上

救急隊員の年間教育訓練計画に基づく外来講師による教育、医学会への参加及び救急隊員の救急ワークステーション研修（メディカルコントロール体制に基づく救急救命士の再教育を含む。），さらに消防学校において観察処置技術、特に外傷対応技術の向上のための教育を実施する。

(2) 救助隊員の技術向上

救助隊員の年間教育訓練計画に基づき救出救助訓練を実施する他、消防学校において救助専科教育を実施する。

種 目	8 救助・救急活動の充実
項 目	(2) 救急医療体制の整備
細 目	

1 計画の実施方針及び重点

頻発する交通事故から市民の生命と健康を守るために、救急医療の有機的な活動体制を確立するとともに、救急医療従事者の専門技術の向上を図ることを目的として関係機関・団体に対し助成を行う。

2 計画の内容

(単位：千円)

事 業 内 容	事 業 費
福岡市救急病院協会事業補助	10,330

種 目	8 救助・救急活動の充実
項 目	(3) 救急関係機関の協力関係の確保等
細 目	

1 計画の実施方針及び重点

救急医療施設への迅速・円滑な受入れを確保するため、救急医療機関及び消防機関等における緊密な連携・協力関係を確立する。

また、救急医療機関間の受入れ、連絡体制の明確化等を図る。

2 計画の内容

(1) 医師会及び救急病院協会との連携を密にし、体制強化を図る。

(2) メディカルコントロール体制の推進

救急活動の事後検証、救急救命士が行う特定行為に対する医師からの指示体制、救急隊の活動に対する指導、助言及び救急隊員再教育の充実を図る。

種 目	9 被害者支援の充実と推進
項 目	(1) 被害者救済の充実等
細 目	
1 計画の実施方針及び重点	
被害者救済の充実を図るため、次の事項を推進する。	
(1)車両の損害賠償責任保険（損害賠償責任共済）の無保険運行を防止するため街頭取締り及び自賠責制度PRを実施する。	
(2)無保険（無共済）車指導員制度（平成22年3月26日付け国土交通省通達）に基づき指導員を委嘱し、無保険（無共済）車の監視並びに保険加入の指導を行う。	
2 計画の内容	
(1) 全国交通安全運動期間及び年末年始輸送の安全総点検期間中を重点的に実施する。	
(2) 自賠責制度PRを平成28年9月1日から9月30日の1か月にかけて実施する。	
(3) 無保険（無共済）車の監視 指導員による監視並びに指導を計画的に実施する。	

種 目	9 被害者支援の充実と推進												
項 目	(2) 交通事故相談活動の推進等												
細 目	ア 交通事故相談活動の推進												
1 計画の実施方針及び重点													
相談内容の多様化、複雑化に対応するため、基本的な考え方や一般的な留意事項の教示にとどまることなく、交通事故被害者等の心情に配慮したうえで、個別的かつ深度のある相談、指導を行うべく、相談員の研修を強化してその資質の向上を図る。													
2 計画の内容													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>事 業 内 容</th> <th>事 業 量</th> <th>事 業 費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>交通事故相談所の運営</td> <td>700件</td> <td rowspan="4">—</td> </tr> <tr> <td>研 修</td> <td>5回</td> </tr> <tr> <td>市 民 相 談 一 覧 表</td> <td>6,000部</td> </tr> <tr> <td>広 報</td> <td>ふくおか市 生活ガイド 市 ホ ー ム ペ ー ジ</td> </tr> </tbody> </table>		事 業 内 容	事 業 量	事 業 費	交通事故相談所の運営	700件	—	研 修	5回	市 民 相 談 一 覧 表	6,000部	広 報	ふくおか市 生活ガイド 市 ホ ー ム ペ ー ジ
事 業 内 容	事 業 量	事 業 費											
交通事故相談所の運営	700件	—											
研 修	5回												
市 民 相 談 一 覧 表	6,000部												
広 報	ふくおか市 生活ガイド 市 ホ ー ム ペ ー ジ												

(福岡県警察)

種 目	9 被害者支援の充実と推進
項 目	(2) 交通事故相談活動の推進等
細 目	イ 損害賠償請求の援助活動等の強化
1 計画の実施方針及び重点	
交通事故被害者に対する適正かつ迅速な救助の一助とするため、救済制度の教示や交通事故相談活動を積極的に推進する。	

(福岡市保健福祉局)

種 目	9 被害者支援の充実と推進
項 目	(3) 交通事故被害者支援の充実強化
細 目	ア 自動車事故被害者等に対する援助措置の充実
1 計画の実施方針及び重点	
福岡県交通遺児を支える会において、交通事故被害者の各種相談を受け、被害者の支援を図る。	
2 計画の内容	
(単位：千円)	
事 業 内 容	事 業 費
交通遺児等援護事業補助金	450

種 目	9 被害者支援の充実と推進
項 目	(3) 交通事故被害者支援の充実強化
細 目	イ 交通事故被害者等の心情に配慮した対策の推進

1 計画の実施方針及び重点

交通事故による被害者等に対しては、交通事故の概要等の情報提供など、捜査過程における二次的被害の防止等を図り、被害者の心情に配慮した適切かつ効果的な被害者対策を推進する。

2 計画の内容

(1) 被害者連絡の実施等

交通死亡事故やひき逃げ事故の被害者やその遺族等に対しては、捜査状況等について連絡するほか、事故の概要等について説明を求められた場合には、適切に対応するなど、交通事故の遺族等の心情に配意した適切かつ確実な被害者連絡の実施等を行う。

(2) 「交通事故被害者の手引き」の活用

交通事故被害者等に対する情報提供のために「交通事故被害者の手引き」を配布し、効果的な活用を図る。

(3) 被害者等からの行政処分等に関する問い合わせへの対応

交通事故の遺族等からの加害者の行政処分に関する問い合わせを受けた場合には、適切な情報の提供に努める。

種 目	10 道路交通事故要因の総合的な調査分析の推進
項 目	
細 目	

1 計画の実施方針及び重点

交通事故抑止に資するため、交通事故の諸要因を分析し、その結果を効果的に各種対策に活用する。

- (1) 交通死亡事故等現場調査及び分析の充実強化
- (2) 交通事故総合システムによる交通事故統計分析機能の高度化
- (3) 各種関連データ・社会指標等の有効活用
- (4) 各種広報媒体を活用した交通事故統計情報の発信
- (5) 関係機関・団体等に対する積極的な交通事故統計分析資料の提供

2 計画の内容

- (1) 交通死亡事故等現場調査及び分析の充実強化
交通死亡事故等現場調査を早期に実施し、徹底した事故要因の分析及び多角的な再発防止策の検討を行う。
- (2) 交通事故統計分析の高度化
 - ① 交通事故データの迅速かつ正確な収集とデータの有効活用を図るため、交通事故総合システムの充実強化を図る。
 - ② 位置情報（緯度・経度）を入力し、G I Sによる多角的な分析を行う。
- (3) 各種関連データ・社会指標等の有効活用
(公財)交通事故総合分析センター等関係機関と連携して、各種関連データ・社会指標等を利用した総合的な分析を実施する。
- (4) 各種広報媒体を活用した交通事故統計情報の発信
ホームページコンテンツの充実強化を図りつつ、迅速かつ効果的な情報発信に努める。
- (5) 関係機関団体等に対する積極的な交通事故統計資料の提供
 - ① 福岡市等の効果的な交通安全活動の促進を図るため、G I S及び多次元分析システムの活用による詳細な交通事故統計分析資料を積極的に提供する。
 - ② 道路管理者等の交通安全施設の充実を図るため、G I S及び多次元分析システムの活用による詳細な交通事故統計分析資料を積極的に提供する。

第2章 鉄道交通の安全

(九州運輸局、鉄道事業者、福岡市交通局)

種 目	1 鉄道交通環境の整備
項 目	(1) 鉄道施設等の安全性の向上
細 目	

1 計画の実施方針や重点

鉄道施設の維持管理及び補修を適切に実施するとともに、老朽化が進んでいる橋梁等の施設について、長寿命化に資する補強・改良を進める。特に、人口減少等による輸送量の伸び悩み等から厳しい経営を強いられている地域鉄道については、補助制度等を活用しつつ、施設、車両等の適切な維持・補修等の促進を図る。研究機関の専門家による技術支援制度を活用するなどして技術力の向上についても推進する。

また、多発する自然災害へ対応するために、防災・減災対策の強化が喫緊の課題となっている。このため、切土や盛土等の土砂災害への対策の強化、地下駅等の浸水対策の強化等を推進する。

さらに、駅施設等について、高齢者、障がい者等の安全利用にも十分配慮し、段差の解消、ホームドア又は内方線付き点状ブロック等による転落防止設備の整備等によるバリアフリー化を引き続き推進する。

2 計画の内容

会社別計画の内容

(単位：千円)

会 社 名	種 別	事 業 費	備 考
九州旅客鉄道	軌道改良	682,024	分岐器改良、ロングレール化、その他
	軌道整備	2,080,000	レール交換、分岐器交換、枕木交換
	ホーム等改良	319,714	ホーム扛上
	防護設備	444,309	のり面工、柵改良、その他
	小 計	3,526,047	
西日本鉄道	軌道改良	389,800	分岐器改良、ロングレール化、踏切改良等
	軌道整備	869,230	レール交換、軌道補修、踏切補修、マクキ交換等
	防護設備	86,120	側溝改良、法面改良
	ホーム等改良	162,000	ホーム扛上
	小 計	1,507,150	
福岡市交通局	軌道整備	233,595	軌道保守、軌道材料、分岐器改良
	ホーム等改良	1,763,531	内外装仕上改良、構造物改良、トイレ改良等
	その他	260,429	線路検査、構造物全般検査、実施設計、水準測量
	小 計	2,257,555	
合 計	7,290,752		

地震対策の強化

会 社 名	計画の有無	事 業 量	事 業 費	備 考
九州旅客鉄道	有	1箇所	64,400	高架橋耐震強化
西日本鉄道	有	柱 51 本補強	713,000	高架橋耐震強化・駅部含む
		落橋防止工	49,000	工事 2 基、設計 4 基
合 計			826,400	

種 目	1 鉄道交通環境の整備
項 目	(2) 運転保安設備等の整備
細 目	

1 計画の実施方針や重点

曲線部等への速度制限機能付き A T S 等、運転士異常時列車停止装置、運転状況記録装置等について、法令により整備の期限が定められたもの（※）の整備については、平成 28 年 6 月までに完了するが、これらの装置の整備については引き続き推進を図る。

※ 1 時間あたりの最高運行本数が往復 10 本以上の線区の施設又はその線区を走行する車両若しくは運転速度が 100km/h を超える車両又はその車両が走行する線区の施設について 10 年以内に整備するよう義務付けられたもの。

2 計画の内容

会社別計画の内容

(単位：千円)

会 社 名	種 别	事 業 費	備 考
九州旅客鉄道	信号保安設備	1,073,030	連動装置更新、信号機構 L E D 化、軌道回路更新、列車制御システム更新
	踏切保安設備	251,130	踏切設備改良、踏切しゃ断機取替、踏切警報機取替
	保安通信設備	527,715	通信回線改良、列車無線基地局取替、通信設備更新
	小 計	1,851,875	
西日本鉄道	信号保安設備	115,500	連動装置更新、ATS 装置更新、軌道回路機器更新、継電器取替、器具箱取替
	踏切保安設備	88,500	踏切支障報知装置新設、障害物検知装置更新、踏切保安設備機器更新
	保安通信設備	49,500	列車無線基地局新設、有線通信装置更新、通信電源装置更新
	小 計	253,500	
福岡市交通局	信号保安設備	304,042	ATC 改良、CTC 改良
	通信保安設備	20,000	列車無線装置更新
	変電所設備	48,000	主配電盤改良、非常用発電機更新
	小 計	372,042	
合 計		2,477,417	

種 目	2 鉄道交通の安全に関する知識の普及
項 目	
細 目	

1 計画の実施方針及び重点

運転事故の約9割を占める人身障害事故と踏切障害事故の多くは、利用者や踏切通行者、鉄道沿線住民等が関係するものであることから、これらの事故の防止には、鉄道事業者による安全対策に加えて、利用者等の理解と協力が必要である。このため、学校、沿線住民、道路運送事業者等を幅広く対象として、関係機関等の協力の下、全国交通安全運動や踏切事故防止キャンペーンの実施、鉄道事業者が一体となって、鉄道利用者にホームにおける「ながら歩き」の危険性の周知や醉客に対する事故防止のための注意喚起を行うプラットホーム事故0（ゼロ）運動等において広報活動を積極的に行って、鉄道の安全に関する正しい知識を浸透させる。

また、これらの機会を捉え、駅ホーム及び踏切道における非常押ボタン等の安全設備について分かりやすい表示の整備や非常押ボタンの操作等の緊急措置の周知徹底を図る。

2 計画の内容

各社の計画

会 社 名	九 州 旅 客 鉄 道	西 日 本 鉄 道	福 岡 市 交 通 局
計 画			
ア 広報関係			
チラシの配付	○	○	○
ポスター等の掲示	○	○	○
新聞・テレビ・ラジオPR			
駅構内・車内放送案内	○	○	○
グッズ・ティッシュの配付等	クリアファイル	マナーグッズ	マナーグッズ
踏切道での現地指導	○	○	
イ 列車妨害事故等踏切安全通行の協力要請活動 (園児、学校、事業者等)	・小学校 ・自治体 ・交通事業者 ・自動車学校等	・幼稚園 ・小中学校 ・交通事業者 ・警察関係	
ウ 踏切事故防止キャンペーンの実施	○	○	
エ 独自のイベント行事・啓発活動	・踏切事故防止講習会の実施	・一日駅長 ・交通安全協会主催の安全運転管理者講習会にて踏切事故防止に関する講話	・乗車マナー向上キャンペーン ・乗車マナー教室
オ 人身障害事故防止対策	・ホーム監視 ・学校要請 ・立入防止柵設置の拡大	・ホーム監視 ・立入禁止柵の整備 ・非常押しボタン(ホーム・踏切)の周知 ・非常通報装置の設置	

種 目	3 鉄道の安全な運行の確保						
項 目	(1) 保安監査の実施						
細 目							
1 計画の実施方針及び重点							
<p>鉄道事業者に対し、定期的に又は重大な事故等の発生を契機に保安監査を実施し、輸送の安全の確保に関する取組の状況、施設及び車両の保守管理状況、運転取扱いの状況、乗務員等に対する教育訓練の状況等について適切な指導を行うとともに、過去の指導のフォローアップを実施する。また、JR北海道問題を踏まえて平成26年度に実施した保安監査の在り方の見直しに係る検討結果に基づき、計画的な保安監査のほか、同種トラブルの発生等の際にも臨時保安監査を行うなど、メリハリの効いたより効果的な保安監査を実施するなど、保安監査の充実を図る。</p>							
2 計画の内容							
<p>(1) 定期的な保安監査の実施</p> <p>計画に基づき定期的に保安監査を実施する。</p> <table> <tr> <td>ア 運輸局 鉄道関係</td> <td>4社(4回)</td> </tr> <tr> <td>イ 運輸局 軌道関係</td> <td>2社(2回)</td> </tr> <tr> <td>ウ 運輸局 索道関係</td> <td>3社(3回)</td> </tr> </table> <p>(2) 臨時、特別に実施する保安監査の実施</p> <p>重大な事故が発生した場合や事故を頻発する鉄軌道業者に対しては、必要に応じて特別に保安監査等を実施する。</p>		ア 運輸局 鉄道関係	4社(4回)	イ 運輸局 軌道関係	2社(2回)	ウ 運輸局 索道関係	3社(3回)
ア 運輸局 鉄道関係	4社(4回)						
イ 運輸局 軌道関係	2社(2回)						
ウ 運輸局 索道関係	3社(3回)						

種 目	3 鉄道の安全な運行の確保
項 目	(2) 運転士の資質の保持
細 目	

1 計画の実施方針及び重点

運転士の資質の確保を図るため、動力車操縦者運転免許試験を適正に実施する。また、資質が保持されるよう、運転管理者及び乗務員指導管理者が教育等について適切に措置を講ずるよう指導する。

2 計画の内容

(1) 教育訓練体制の充実

ア 各種教育訓練を実施する。

会社名	養成教育（添乗指導）	有責惹起者の特別訓練
九州旅客鉄道	1,455人に対し、一人あたり月1回実施	必要に応じて
西日本鉄道	295人に対し一人あたり月2回以上実施	必要に応じて
福岡市交通局	151人に対し1人あたり月1回実施	必要に応じて

イ 教育訓練体制の整備・充実を図る。

○ 九州旅客鉄道

経験年数やレベルに応じた計画的な教育を継続して実施するとともに、平成23年に開講した安全創造館研修は、「安全について考える」ことを主眼において更なる安全意識の向上を図る教育を実施する。

また、CAI（コンピュータ支援教育）や運転シミュレーター、実習線や現車を活用したより実践的な教育・訓練を実施する。

○ 西日本鉄道

年間指導【教育】指針に基づき、毎月各職場にて助役・運転士・車掌に対して業務研究会（2時間/回）を実施する。

また、教習所にて運転シミュレーターによる異常時等の特殊な想定下での取扱いの訓練や運転士経験1・3・5・10年（以降、5年毎）の者を対象とした定期復習教育を行う。

○ 福岡市交通局

乗務員・乗務助役・乗務指導助役に対し、現車訓練並びに机上教育を併せて年間4回実施する（5時間以上/回）。また、運転シミュレーターを活用した効果的な教育訓練を実施する。

(2) 乗務員等の適性の確保

適性検査の定期的な実施（3年に1回実施）を指導する。

九州旅客鉄道	500名	西日本鉄道	91名	福岡市交通局	124名
--------	------	-------	-----	--------	------

(3) 乗務員等の管理の改善

ア 基本動作の励行、服務規律の遵守の徹底（確実な引継・報告の励行）

イ 就業時の安全管理の徹底

（ア）点呼の厳正執行

ウ 異常時の適切な対応

（ア）マニュアル等の点検・整備

（イ）異常時総合訓練等の実施により早期復旧体制の点検確立を図る。

（ウ）適正な運転整理…………ダイヤ入力による運転整理

（エ）的確な気象情報の収集

- エ アルコール検知体制の厳正なる執行
 オ 健康管理体制（S A S, 飲酒, 薬物等）の強化③ 異常時の適切な対応
- (4) 動力車操縦者免許試験の適正な実施
- ア ○筆記試験 第1回＝平成28年9月1日, 第2回＝平成29年3月2日
 ○実技試験 第1回＝平成28年11～12月, 第2回＝平成29年5～6月
 イ 指定養成機関に対する適正実施の指導等
 運輸局鉄道部職員の修了試験への立会いを極力実施する。

(九州運輸局, 鉄道事業者, 福岡市交通局)

種 目	3 鉄道の安全な運行の確保
項 目	(3) 安全上のトラブル情報の共有・活用
細 目	

1 計画の実施方針及び重点

主要な鉄道事業者の安全担当者等による鉄道保安連絡会議を開催し, 事故等及び再発防止対策に関する情報共有等を行うとともに, 安全上のトラブル情報を関係者間において共有できるよう, 情報を収集し, 速やかに鉄道事業者へ周知する。また, 国への報告対象となっていない安全上のトラブル情報について, 鉄道事業者による情報共有化を推進する。さらに, 運転状況記録装置等の活用や現場係員による安全上のトラブル情報の積極的な報告を推進するよう指導する。

種 目	3 鉄道の安全な運行の確保
項 目	(4) 気象情報等の充実
細 目	

1 計画の実施方針及び重点

気象情報等を早期に収集・把握し、運行管理へ反映させることで、鉄道施設の被害軽減及び列車の安全運行の確保に努める。

2 計画の内容

(福岡管区気象台)

気象観測予報体制の整備、地震・津波・火山監視体制の整備、各種情報の提供、気象知識等の普及を行う。

特に、竜巻等の激しい突風による列車転覆等の被害の防止に資するため、竜巻注意情報を適時・適切に発表するとともに、分布図形式の短時間予測情報として竜巻発生確度ナウキャストを提供する。

また、走行中の列車における地震発生時の転覆等の被害の防止に資するため、緊急地震速報（予報及び警報）の鉄道交通における利活用の推進を図る。

(九州運輸局、鉄道事業者)

鉄道交通に影響を及ぼす台風、大雨、竜巻等の激しい突風、地震、津波、火山噴火等の自然現象を的確に把握し、特別警報・警報・予報等の適時・適切な発表及び迅速な伝達に努めるとともに、これらの情報の質的向上に努める。鉄道事業者は、これらの気象情報等を早期に収集・把握し、運行管理へ反映させることで、安全を確保しつつ、鉄道施設の被害軽減と安定輸送に努める。また、気象、地震、津波、火山現象等に関する観測施設を適切に整備・配置し、維持するとともに、防災関係機関等との間の情報の共有化やＩＣＴを活用した観測・監視体制の強化を図るものとする。さらに、広報や講習会等を通じて気象知識の普及に努める。

(福岡市交通局)

鉄道の運行に影響を及ぼす自然災害に備え、独自に整備した気象情報観測装置等（風速・雨量・河川水位・地震等）により、情報を早期的確に把握し列車の安全運行に努める。

- ・風速・雨量警報装置

地下鉄構内（地上部）に風速計を3箇所、雨量計を4箇所設置し、荒天時には必要に応じて運転規制（運転停止・徐行等）を実施。

- ・河川水位監視システム

地下鉄沿線18箇所の河川水位状況（氾濫危険水位・氾濫注意水位）を把握し、河川氾濫の恐れがある場合は事前に巡回・止水板の設置準備等を実施。

- ・地震計

地下鉄沿線4箇所に設けた地震計により、地震を感じ。震度4以上の地震を感じた場合は、緊急停止信号を発信（震度5弱以上は自動発信）し、全列車を停車させて被害の軽減を図る。

- ・緊急地震速報受信装置

気象庁から配信される緊急地震速報を受信し、震度4以上の地震が予測される場合は、自動的に全列車に緊急停止信号を発信し、強い揺れが始まる前に列車を停車あるいは減速させて被害の軽減を図る。

種 目	3 鉄道の安全な運行の確保
項 目	(5) 大規模な事故等が発生した場合の適切な対応
細 目	

1 計画の実施方針及び重点

国及び鉄道事業者における、夜間・休日の緊急連絡体制等を点検・確認し、大規模な事故又は災害が発生した場合に、迅速かつ的確な情報の収集・連絡を行う。

また、都市圏、幹線交通における輸送障害等の社会的影響を軽減するため、鉄道事業者に対し、列車の運行状況を的確に把握して、乗客への適切な情報提供を行うとともに、迅速な復旧に必要な体制を整備するよう指導する。

2 計画の内容

(1) 列車の運行管理体制の改善

ア CTC、ATS等の導入整備と高機能化による改善
未整備事業者、線区に対する整備・改善を指導する。

イ 列車無線機の整備による異常時の体制改善
未整備事業者、線区に対する整備・改善を指導する。

(2) 安全意識の高揚、体制整備

年末年始の輸送に関する安全総点検等の機会を通じ、企業挙げての安全管理に取り組む体制の徹底を指導する。

ア 安全運転教育の確立 …………… 業務研修会の開催
イ 計画的な実技訓練（現車使用）

種 目	3 鉄道の安全な運行の確保
項 目	(6) 運輸安全マネジメント評価の実施
細 目	

1 計画の実施方針及び重点

鉄道事業者の安全管理体制の構築・改善状況を国が確認する運輸安全マネジメント評価を行う。運輸安全マネジメント評価にて、事業者によるコンプライアンスを徹底・遵守する意識付けの取組を的確に確認する。

種　　目	4 鉄道車両の安全性の確保
項　　目	
細　　目	

1 計画の実施方針及び重点

(九州運輸局、鉄道事業者)

発生した事故や科学技術の進歩を踏まえつつ、適時、適切に鉄道車両の構造・装置に関する保安上の技術基準を見直す。

鉄道車両の検査について、新技術を取り入れた検査機器の導入を促進して検査精度の向上を図るとともに、新技術の導入に対応した検修担当者の教育訓練内容の充実を図る。

また、車両の故障データ及び検査データを保守管理へ反映し、車両故障等の予防を図る。

(福岡市交通局)

新技術を取り入れた信頼性が高い鉄道車両・機器の導入を促進して安全性の向上を図るとともに、新技術の導入に対応した検修担当者の教育訓練内容の充実を図る。

また、検査精度の向上を図るとともに、車両の故障データ及び検査データを保守管理へ反映し、車両故障等の予防を図る。

2 計画の内容

(九州運輸局、鉄道事業者)

西日本鉄道

- ① 列車検査・・・10日を超えない期間ごとに行う検査
- ② 月検査（告示の状態・機能検査をいう）・・・3月を超えない期間ごとに行う検査
- ③ 重要部検査・・・4年又は当該車両の走行距離が60万キロメートルを超えない期間の
いづれか短い期間ごとに行う検査
- ④ 全般検査・・・8年を超えない期間ごとに行う検査
- ⑤ 自動列車停止装置の検査・・・1年を超えない期間ごとに行う検査
- ⑥ 列車無線装置の検査・・・1年を超えない期間ごとに行う検査
- ⑦ 臨時検査
 - (ア) 新製又は購入した場合
 - (イ) 改造又は修繕した場合
 - (ウ) 脱線その他の運転事故が発生した車両で故障又はその疑いがある場合
 - (エ) 使用を休止した車両を使用する場合
 - (オ) その他必要がある場合

以上の検査内容に加え故障発生時には、その都度、原因を追究し「緊急対策・恒久対策」を策定し鉄道輸送の安全確保に努める。

(福岡市交通局)

- ① 列車検査・・・10日を超えない期間ごとに行う検査
- ② 月検査・・・3月を超えない期間ごとに行う検査
- ③ 重要部検査・・・4年を超えない期間ごとに行う検査
- ④ 全般検査・・・8年を超えない期間ごとに行う検査
- ⑤ 臨時検査
 - (ア) 新製又は購入した場合 (イ) 改造又は修繕した場合
 - (ウ) 脱線その他の運転事故が発生した車両で故障又はその疑いがある場合
 - (エ) 使用を休止した車両を使用する場合 (オ) その他必要がある場合

以上の検査内容に加え故障発生時には、その都度、原因を追究し「緊急対策・恒久対策」を策定し鉄道輸送の安全確保に努めている。新型車両の導入及び装置の更新に際しては、信頼性が高い新技術を取り入れ、安全性の向上に努める。

また、車両の検査にあたっては、検査精度の向上を図り、過去の車両故障データ及び検査データを踏まえた検査内容とするなどして、車両故障の予防を図る。

種　　目	5 救助・救急活動の充実
項　　目	
細　　目	
1 計画の実施方針及び重点	
鉄道の重大事故等の発生に対して、避難誘導、救助・救急活動を迅速かつ的確に行うため、主要駅における防災訓練の充実や鉄道事業者と消防機関、医療機関その他の関係機関との連携・協力体制の強化を図る。	
また、鉄道職員に対する、自動体外式除細動器（AED）の使用も含めた心肺蘇生法等の応急手当の普及啓発活動を推進する。	
2 計画の内容	
(九州運輸局、鉄道事業者)	
西日本鉄道	
災害発生等を想定し、総合訓練及びテロ対策訓練を実施。二次災害防止・旅客の避難誘導及び負傷者の救出・関係各所への連絡体制等の確認と習熟を図る。	
(福岡市交通局)	
災害等による重大事故発生を想定して、旅客の避難誘導等の総合訓練及び駅浸水防止訓練等を実施。異常時における救助・救急能力の向上を図る。	

第3章 踏切道における交通の安全

(九州運輸局、鉄道事業者、福岡市住宅都市局、福岡市道路下水道局)

種 目	1 踏切道の立体交差化、構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備の促進
項 目	
細 目	

1 計画の実施方針及び重点

遮断時間が特に長い踏切道（開かずの踏切）や、主要な道路で交通量の多い踏切道等については、抜本的な交通安全対策である連続立体交差化等により、除却を促進するとともに、道路の新設・改築及び鉄道の新線建設に当たっては、極力立体交差化を図る。

加えて、立体交差化までに時間の掛かる「開かずの踏切」等については、効果の早期発現を図るため各踏切道の状況を踏まえ、歩道拡幅等の構造の改良や歩行者立体横断施設の設置等を促進する。

なお、歩道が狭隘な踏切についても、踏切道内において歩行者と自動車等が錯綜することがないよう事故防止効果の高い構造への改良を促進する。

以上のとおり、立体交差化等による「抜本対策」と構造の改良等による「速効対策」の両輪による総合的な対策を促進する。

また、従前の踏切対策に加え、当面の対策や踏切周辺対策等も踏切対策に位置付け、ソフト・ハード両面からできる対策を総動員する。

2 計画の内容

(1) 立体交差化の推進

会社別計画の内容

(福岡県内 単位：千円)

会社名	計画の有無	踏切名及び事業量	全体事業費	備考
九州旅客鉄道	有	折尾高架 9箇所	34,930,981	H34まで
西日本鉄道	有（雑餉隈）	井尻7・8・9号 雑餉隈1・2・3・5号	34,004,000	側道事業 含む
	有（春日原）	雑餉隈6・8・9号、春日原1・2・3・4・ 5・6号、白木原1・3号、下大利1号	39,632,143	側道事業 含む

(2) 構造改良の促進

会社別計画の内容

(福岡県内 単位：千円)

会社名	計画の有無	事業量	事業費	備 考
九州旅客鉄道	有	5箇所	433,382	三平、下平、片平3号、野中 、境
西日本鉄道	有	拡幅3箇所	199,230	紫3号・安武13号・香椎花園 前2号

種 目	2 踏切保安設備の整備及び交通規制の実施
項 目	
細 目	

1 計画の実施方針及び重点

(九州運輸局、鉄道事業者)

踏切遮断機の整備された踏切道は、踏切遮断機の整備されていない踏切道に比べて事故発生率が低いことから踏切道の利用状況、踏切道の幅員、交通規制の実施状況等を勘案し、着実に踏切遮断機の整備を行う。

主要な地方都市にある踏切道のうち、列車運行本数が多く、かつ、列車の種別等により警報時間に差が生じているものについては、必要に応じ警報時間制御装置の整備等を進め、踏切遮断時間を極力短くする。

自動車交通量の多い踏切道については、道路交通の状況、事故の発生状況等を勘案し必要に応じ、障害物検知装置、オーバーハング型警報装置、大型遮断装置等、より事故防止の高い踏切保安設備の整備を進める。

高齢者等の歩行者対策としても効果が期待できる、全方位型警報装置、非常押ボタンの整備、障害物検知装置の高規格化を推進する。

道路の交通量、踏切道の幅員、踏切保安設備の整備状況、う回路の状況等を勘案し、必要に応じ、自動車通行止め、大型自動車通行止め、一方通行等の交通規制を実施するとともに、併せて道路標識等の大型化、高輝度化による視認性の向上を図る。

(福岡県警察)

踏切道における交通の安全と円滑を図るため、道路の交通量、踏切道の幅員、踏切保安設備の整備状況、う回路の状況等を踏まえ、踏切道及び踏切道に近接する道路において、車両通行止め、一方通行等必要な交通規制の実施や見やすい道路標識・標示の設置を図るとともに、車両等の踏切通行時の違反行為に対する指導取締りを推進する。

2 計画の内容

(九州運輸局、鉄道事業者)

踏切保安設備の整備(平成28年度)

(福岡県内 単位：千円)

会社名	種別	箇所	事業費	備考
九州旅客鉄道	遮断機の整備	2	10,000	新原、坂石2号
西日本鉄道	障害物検知装置	2	31,000	都府楼前6号、紫3号
	踏切支障報知装置	7	5,600	大橋3号 他6箇所予定
	オーバーハング型警報装置	1	3,000	香椎花園前2号

(福岡県警察)

踏切道の改良や踏切に関連する交通事故の発生状況、交通量、踏切周辺の交通環境等を勘案し、交通実態に応じた適切な交通規制の実施・見直しを推進する。

種 目	3 踏切道の統廃合の促進			
項 目				
細 目				
1 計画の実施方針及び重点				
<p>踏切道の立体交差化、構造改良等の実施に併せて、近接踏切道のうち、その利用状況、う回路の状況等を勘案して、第3、4種踏切道など地域住民の通行に特に支障を及ぼさないと認められるものについて、統廃合を進めるとともに、これら近接踏切道以外の踏切道についても同様に統廃合を促進する。</p> <p>ただし、構造改良のうち、踏切道に歩道がないか、歩道が狭小な場合の歩道整備については、その緊急性を考慮して、近接踏切道の統廃合を行わずに実施することとする。</p>				
2 計画の内容				
会社別計画の内容				
(福岡県内 単位：千円)				
会社名	計画の有無	事業量	事業費	備考
西日本鉄道	有	1箇所	500	三沢2号

種 目	4 その他踏切道の交通の安全と円滑化等を図るための措置
項 目	
細 目	

1 計画の実施方針及び重点

(九州運輸局、鉄道事業者)

緊急に対策が必要な踏切道は、「踏切安全通行カルテ」を作成・公表し、透明性を保ちながら各踏切の状況を踏まえた対策を重点的に推進する。

また、踏切道における交通の安全と円滑化を図るために、必要に応じて、踏切道予告標、踏切信号機の設置や踏切保安設備等の高度化を図るために研究開発等を進めるとともに、車両等の踏切通行時の違反行為に対する指導取締りを積極的に行う。

自動車運転者や歩行者等の踏切道通行者に対し、交通安全意識の向上及び踏切支障時における非常ボタンの操作等の緊急措置の周知徹底を図るために、踏切事故防止キャンペーンを推進する。また、学校、自動車教習所等において、踏切の通過方法等の教育を引き続き推進するとともに、鉄道事業者等による高齢者施設や病院等の医療機関へ踏切事故防止のパンフレット等の配布を促進する。踏切事故による被害者等への支援についても、事故の状況等を踏まえ、適切に対応していく。このほか、踏切道に接続する道路の拡幅については、踏切道において道路の幅員差が新たに生じないよう努めるものとする。

(福岡市道路下水道局)

踏切道の「抜本対策」である鉄道と道路の立体交差化等が困難な踏切については、道路の遮断時間や踏切横断者数等を考慮し、「速効対策」として早期の歩道設置及びカラー舗装等、歩行者の安全対策に努めていく。また、踏切前後の道路整備を行う場合は、原則として道路と踏切との幅員差が生じないよう整備を行う。

2 計画の内容

(1) 踏切支障報知装置等の整備

会社名	ア踏切支障報知装置	イ踏切信号機	ウ踏切予告標	エ歩行者用横断歩道橋
九州旅客鉄道	有	—	—	—
西日本鉄道	有	—	—	—

(2) 踏切支障時における緊急装置、措置の周知徹底（踏切通行者に対する広報）

- ・九州旅客鉄道 ○ 模擬踏切を用いて、踏切の安全通行や閉じ込められた際の脱出方法について、講習会及び実際に体験していただくことにより認識を深める。

(3) 関係機関と連携し、踏切事故防止対策を効果的に推進（鉄道事業者、警察、地方公共団体等）

- ① 踏切事故防止総合対策の推進
- ② 踏切道調整連絡会議の開催

(4) 広報活動の強化

- ・九州旅客鉄道 ○ 踏切事故防止用ノベルティ（クリアファイル）を自動車学校等に配布し、ドライバーへの周知を図る。
○ ポスター掲示及び協力要請文による活動
○ 沿線の自治体、小学校訪問（低学年用いたずら防止のイラスト入りクリアファイルの配布）、自動車学校等に対する事故防止啓発活動の実施
- ・西日本鉄道 ○ 踏切通行者、車に対し現地指導の実施
○ ポスター掲示及び協力要請文による活動
○ 交通安全協会主催の安全運転管理者講習会にて踏切に関する講話の実施

交通事故抑止目標達成のための各区の施策

第 10 次福岡市交通安全計画における抑止目標の設定について

福岡市の交通事故発生件数は、平成 23 年から平成 27 年の 5 年間において、年間 1 万 2 千件前後で推移したが、依然として高水準にある。また、福岡市の人ロ 1 万人当たりの交通事故発生件数は、平成 27 年において 77 件と 20 政令市中ワースト 4 となっている。

なお一層の交通安全対策の効果的推進を図り、交通事故を防止していくため、第 10 次福岡市交通安全計画において、平成 32 年までに死者数 20 人以下、発生件数 **9,500 件以下**とする抑止目標を設定した。

また、福岡市の自転車事故についても、年々減少傾向にあるものの、平成 27 年は 2,582 件発生しており、市内全交通事故の 21.9% 及び福岡県内で発生している自転車事故の 44.7% を占めていることから、自転車の安全利用の更なる推進を図るため、新たに、本計画より自転車事故の発生件数についても、平成 32 年までに 2,100 件以下に減少させる目標を設定している。

これに伴い、各区においてもそれぞれ下表のとおり、交通事故発生件数について抑止目標を設定し、この抑止目標達成のため、関係機関相互の連携を密にし、ハード、ソフト両面にわたる各種交通安全対策を、総合的かつ効果的に推進するものとする。

交通事故発生件数の抑止目標（各区分）

（単位：件）

福岡市	東 区	博多区	中央区	南 区	城南区	早良区	西 区
9,500 以下	1,600 以下	2,270 以下	1,580 以下	1,370 以下	610 以下	980 以下	1,090 以下

種 目	区の抑止目標達成に向けた施策
行 政 区	東 区

1 計画の実施方針及び重点目標

平成28年度の東区の交通安全対策については、交通の安全と円滑を確保し、区民を交通事故の脅威から守るため「飲酒運転の撲滅」「子どもと高齢者の交通事故抑止」「自転車の安全利用促進」を重点項目として掲げ交通事故の抑止を図るとともに、飲酒運転事故発生件数「ゼロ」を目指す。

以上のことについて、東警察署や東福岡交通安全協会、学校、ねんりんクラブ、校区自治協議会などと連携を密にし、交通安全教室や啓発活動をはじめ、あらゆる機会をとらえ交通安全意識の向上、飲酒運転の撲滅、交通モラル・マナーの推進など、総合的な交通安全対策を実施する。

2 計画の内容

(1) 交通安全思想の普及徹底

① 飲酒運転の撲滅

- ・ 東区役所主催の飲酒運転撲滅キャンペーンの実施
(花火大会、放生会、高齢者乗車券、四季のキャンペーン等)
- ・ 四季の交通安全キャンペーンやNPO法人等の実施する飲酒運転撲滅キャンペーンに職員が積極的に参加する。(目標：東区職員600人参加)

② 自転車の安全利用の促進

- ・ 自転車安全利用キャンペーンの実施(毎月8日の自転車安全利用の日に合わせて)
- ・ 四季の交通安全キャンペーン、小中学生対象の自転車教室の実施

③ 子どもと高齢者の交通事故防止

- ・ 高齢者交通安全教室(東警察署主催)
- ・ 園児、児童対象の交通安全教室(東警察署、東区役所)

④ 交通安全思想の普及徹底

- ・ 交通安全啓発DVDの貸出
- ・ 街頭パトロールでの広報啓発活動の実施
- ・ 交通安全のぼり旗、ポスターの掲示

(2) 交通安全施設の整備

地域から提出される交通安全施設要望書(道路反射鏡、路面標示、防護柵、照明灯、横断歩道、信号機)を受け、整備担当課及び警察に依頼を実施することにより、住民が安全で安心して快適に暮らせる町を目指して、地域・行政・警察の共働により、問題点や危険箇所についての対応を実施する。

種 目	区の抑止目標達成に向けた施策
行 政 区	博 多 区
1 計画の実施方針及び重点目標	
<p>博多区における平成27年の交通事故発生件数は2,855件であり、第9次福岡市交通安全計画(平成23～27年度)抑止目標2,510件以下に対し、345件上回り、抑止目標は達成できなかった。</p> <p>交通事故のない社会を目指すためには、市民一人ひとりが交通ルールを守り、交通マナーの向上を図る必要があることから、街頭キャンペーンや交通安全教室、広報活動をより一層推進していく。</p> <p>特に、子どもに対して交通安全意識の向上、正しい自転車の乗り方の普及啓発、交通モラル・マナーの推進等を各種関係機関・団体と相互に連携を取りながら、地域住民一体となって行う。</p> <p>交通安全施設整備については、校区交通安全推進委員会、警察等の関係機関と連携・協力して効果的な対応を行う。</p>	
2 計画の内容	
<p>(1) 交通安全思想の普及徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 啓発活動 <ul style="list-style-type: none"> ・交通安全教室の実施（保育園（所）、幼稚園、小・中学校、高齢者等） ・交通安全運動キャンペーンの実施（春・夏・秋・年末） ・セーフティステーションの実施 ・交通安全教室の充実 ・飲酒状態疑似体験ゴーグルを使用した飲酒運転撲滅意識の徹底 ・自転車安全利用キャンペーンの実施（毎月8日） ② 広報活動 <ul style="list-style-type: none"> ・校区交通安全等のチラシを配付 ・校区交通安全街頭指導の強化 ③ 子ども、高齢者などへの交通安全推進活動 <ul style="list-style-type: none"> ・シルバードライバー教室の実施 ・交通安全施設の点検、整備促進 ・シートベルト・チャイルドシートの体験普及活動 ・高齢者交通安全教室の実施 <p>(2) 道路交通環境の整備</p> <p>交通安全施設整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スクールゾーンの整備（スクールゾーン点検等） ・危険箇所に電柱幕・路面シール等による注意喚起 	

種 目	区の抑止目標達成に向けた施策
行 政 区	中 央 区
1 計画の実施方針及び重点目標	
<p>平成 27 年中の中央区内の交通事故発生件数は 1,821 件（前年比 -2），死者数 2 人（前年比 -1），傷者数 2,169 人（前年比 -47）であり，前年と比べると減少している。</p> <p>しかし，自転車関連の交通事故発生件数は 474 件（前年比 -38）で，全事故件数の 26.0%（全市では 21.9%）を占めており，減少傾向ではあるが自転車安全利用の推進が課題となっている。</p> <p>このため，自転車マナー向上の推進・自転車事故の防止を中心に，地域と一体となって交通安全運動を推進していく。</p>	
<p>【重点目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 自転車マナー向上の推進・自転車事故の防止 ○ 高齢者交通安全の推進 ○ 飲酒運転撲滅運動 ○ 交差点での交通事故防止 	
2 計画の内容	
<p>(1) 交通安全思想の普及徹底</p> <p>① 自転車マナー向上の推進・自転車事故の防止</p> <p>毎月 8 日の「自転車安全利用の日」に，地域の実情に合わせたキャンペーンや街頭指導を実施するとともに，夜間無灯火・歩道での無謀走行等が多数見受けられることから，交通ルール・マナーの遵守と自転車の安全利用を呼びかけるため，警察等と連携して街頭啓発等を実施する。</p> <p>② 高齢者の交通安全の推進</p> <p>高齢者交通安全教室等を開催するとともに，福岡県警が実施する「いきいき講習キャンペーングループ」の参加を呼びかける。</p> <p>③ 交通安全関連団体・機関との連携強化</p> <p>年 4 回（春・夏・秋・年末）の交通安全運動期間中の啓発活動等を充実させるため，区交通安全推進協議会校区代表者会等を必要に応じて開催し，地域に根ざした活動を積極的に展開する。</p> <p>④ 交通安全啓発活動の展開</p> <p>春・秋の交通安全運動初日に区交通安全推進協議会を中心とした交通安全街頭キャンペーン等を行い，交通安全運動を広く市民に呼びかける。</p> <p>夏の交通安全運動期間に区内のコンビニ等の事業所に暴走族対策ポスターの掲示を依頼し，暴走族追放を呼びかける。</p> <p>二学期初日の 9 月 1 日「中央区交通安全の日」に各校区一斉街頭指導を実施し，児童に対する啓発活動の展開を図る。</p> <p>⑤ 交通安全教室の実施</p> <p>地域や幼稚園，保育園，小・中・高校等で交通安全教室を開催する。併せて，自転車の危険走行の抑止のため，専門学校・短大・一般等への交通安全教室についても強化を図る。</p> <p>⑥ 飲酒運転撲滅運動</p> <p>中央区商店街連合会や専門学校，企業，地域等と共に飲酒運転撲滅運動の取り組みを推進するとともに，各地域での取り組みについて効果的な支援を行う。</p> <p>毎月 25 日の「飲酒運転撲滅の日」の取り組みについて，継続的な取り組みを実施する。</p> <p>⑦ 交差点での事故防止</p> <p>交通事故の多発する交差点付近の歩道に，注意を喚起するための路面シールを貼付する。</p> <p>(2) 道路交通環境の整備</p> <p>① 交通事故を防止するために道路環境の整備を推進する。</p> <p>② 中央区内のスクールゾーン路面標示の総点検を実施し，補修と新規設置を行う。</p>	

種　　目	区の抑止目標達成に向けた施策
行　政　区	南　区
1 計画の実施方針及び重点目標	
<p>人命尊重の理念の下、1人ひとりが交通ルールを正しく守り、交通マナーの向上を図るために、日常生活に溶け込んだ交通安全思想の普及と年齢層に応じた参加・体験・実践型の交通安全教育、広報活動など、一層推進していく必要がある。</p> <p>特に、子どもに対しての自転車の正しい乗り方の普及啓発や、高齢歩行者に対しての道路の正しい横断をはじめとする交通ルールの遵守や反射材の活用を呼びかけていく。</p> <p>交通安全活動の推進については、区交通安全推進協議会及び校区交通安全推進委員会を中心として、各種関係機関・団体と相互に連携をとりながら、地域住民一体となって行う。</p> <p>交通安全施設整備については、校区交通安全推進委員会、警察等の関係機関団体と連携・協力して効果的に推進していく。</p>	
<p>【年間重点目標】（平成28年春の交通安全重点目標を年間重点目標とする）</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 子どもと高齢者の交通事故防止 (2) 飲酒運転を撲滅しよう (3) 自転車の安全利用を推進しよう（特に自転車安全利用5則の周知徹底） (4) すべての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用を徹底しよう 	
2 計画の内容	
<p>(1) 交通安全思想の普及徹底</p> <p>ア 啓発活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通安全教室の実施(幼稚園、保育園、小・中・高等学校、校区など) ・交通安全推進街頭キャンペーン(大橋駅及び高宮駅周辺) ・飲酒運転撲滅キャンペーン(高宮駅周辺) ・セーフティステーション(大橋駅前交差点・高宮駅前) ・高齢者交通安全キャンペーン(区内スーパー等) <p>イ 広報活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・のぼり・横断幕・懸垂幕の掲示 ・交通死亡事故多発のチラシ、交通安全新聞の全校区へ配布 ・市政だより区版への掲載 ・交通安全啓発パネル展 <p>ウ 子ども、高齢者への交通安全推進活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども達を守ろう！5,000人大作戦！！(各校区) ・三世代自転車教室の実施 ・高齢者交通安全教室の実施 <p>(2) 道路交通環境の整備</p> <p>ア 通学路の歩車分離事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歩道の設置が困難な通学路の交通安全推進のため、路側帯のカラー化を実施する。 <p>イ 交通安全施設整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歩道、路面標示(一時停止強化)、カーブミラー、防護柵、照明灯、区画線等の整備促進を図る。 	

種 目	区の抑止目標達成に向けた施策
行 政 区	城 南 区
1 計画の実施方針及び重点目標	
<p>城南区における平成27年の交通事故発生件数は789件で、抑止目標670件以下に対し、119件上回り、抑止目標は達成できなかった。</p> <p>交通事故は依然として後を絶たず、引き続き交通安全施策を推進する必要がある。第10次福岡市交通安全計画（平成28～32年度）では、城南区における交通事故発生件数の抑止目標は610件以下となっており、抑止目標を達成するために問題点・課題の改善に向けて、より重点的かつ効果的な事業を展開し、交通事故のない安全で快適なまちづくりを進めていく。</p>	
<p>(1) 交通安全思想の普及</p> <p>市民一人ひとりが交通ルールを守り、交通マナーの向上を図るため、各校区交通安全推進団体や地域住民等と一体となって交通安全運動を展開するとともに、年齢各層に応じた交通安全教育や参加・体験活動等を推進し、さらに交通安全思想の普及浸透を図る。</p> <p>(2) 道路交通環境の整備</p> <p>警察署や校区交通安全推進団体等の関係機関・団体と一体となって交通安全施設等道路交通環境を整備することにより、交通安全の確保を図る。</p>	
2 計画の内容	
<p>(1) 交通安全思想の普及</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 交通安全教育 <ul style="list-style-type: none"> ・子ども交通安全教室(保育園児・幼稚園児・小学生・中学生・高校生) ・高齢者交通安全・防犯教室 ② 啓発活動 <ul style="list-style-type: none"> ・四季の交通安全運動キャンペーン（春・夏・秋・年末） ・新入学児童交通安全一斉キャンペーン（11校区） ・安全安心街頭キャンペーン（交通安全・防犯等の呼びかけ） ・暴走族追放推進活動に対する支援や広報・啓発 ・飲酒運転撲滅運動（小学生高学年向けチラシ（子どもから親への注意喚起用）の作成） ・高齢者交通安全・防犯啓発 ・自転車安全利用推進キャンペーン ・横断歩道マナーアップキャンペーン（平成28年中） ③ 参加・体験活動 <ul style="list-style-type: none"> ・自転車教室（小中学生の自転車事故防止とルール・マナー等呼びかけ） ④ 広報活動 <ul style="list-style-type: none"> ・懸垂幕、のぼり、ポスターの掲出 ・市政だよりへの掲載（城南区版） ⑤ 各校区交通安全活動の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・各校区における交通安全活動は、校区交通安全推進団体が校区自治協議会との連携を図り推進する（チラシ回覧・配布、横断歩道誘導、のぼり・看板掲出、ポスター掲示等） (2) 道路交通環境の整備 <ul style="list-style-type: none"> ① 交通安全施設の整備（歩道の整備、道路照明灯の設置、道路反射鏡の設置等） ② 道路の改良（道路の舗装及び側溝の新設・補修） ③ スクールゾーンの路面標示設置 	

種 目	区の抑止目標達成に向けた施策
行 政 区	早 良 区
1 計画の実施方針及び重点目標	
<p>交通マナーの向上を図るためにには、交通安全運動の普及や広報活動、年齢層に応じた参加・体験型の交通安全教育をおお一層推進していく必要がある。</p> <p>特に、交通事故の件数が減少している中、高齢者の交通事故が占める割合は、増加傾向にあるため、道路の正しい横断をはじめとする交通ルールの遵守や反射材の活用を呼びかけ、事故の抑制を図る。</p> <p>また、自転車の交通事故は、年々減少しているものの、依然として多数発生しているため、利用者に対して、乗車マナー向上に向けた取組みを積極的に推進する。飲酒運転に対しては、四季の交通安全運動期間を中心に街頭キャンペーン等を行い、撲滅意識の徹底を図る。</p> <p>地域で活動している交通安全指導者に対しては、講習会を実施する等、区交通安全推進協議会や校区交通安全推進組織が中心となって、各関係機関・団体が相互に連携を取りながら地域住民と一体となって交通安全運動を推進する。</p>	
2 計画の内容	
<p>(1) 交通安全思想の普及徹底</p> <p>① 啓発活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通安全教室の実施 保育所（園）、幼稚園、小・中・高等学校、各校区、高齢者等を対象に歩行教室や自転車教室等の交通安全教室を実施 ・「自転車安全利用の日」街頭キャンペーン（毎月 8 日） ・自転車マナーアップ教室の実施 各校区において、小学生を対象に夏休み期間中を利用した自転車のマナーアップ教室を実施 ・各校区への啓発物支援 春夏秋の交通安全運動期間や、校区での自転車のマナーアップ運動時等に啓発物を支援するとともに、自転車の交通安全対策・飲酒運転撲滅対策の横幕を配付 ・年末の交通安全運動街頭キャンペーンの実施 <p>② 広報活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通安全等のチラシ校区回覧 ・ポスター、のぼり、懸垂幕等の掲出による PR ・市政だよりによる広報 ・早良区安全安心まちづくりキャラクター「ぴかりん」による広報・啓発活動 <p>③ 子ども、高齢者等への交通安全推進活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通安全指導者講習会の実施 ・高齢者交通安全教育の実施 <p>(2) 道路交通環境の整備</p> <p>① 交通安全施設整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歩道整備や交差点改良等の計画的な道路整備と共に、地域からの要望を反映し、道路反射鏡、路面標示、防護柵、照明灯などの交通安全施設の整備を推進する。 ・警察と連携し、事故多発箇所における交差点部のドットラインや一時停止の強調表示（路面標示）を実施し事故の減少を図る。 ・歩道の設置されていない通学路について、児童が安心して安全に歩行出来る空間を確保するため、整備担当課と協力し、路側帯のカラー化を実施する。 ・校区において、安全で安心して快適に暮らせるまちを目指して、地域・行政・警察の共働により、問題点や危険箇所について対応策を検討し、地域と共に働くまちづくりを実施する。 	

種 目	区の抑止目標達成に向けた施策
行 政 区	西 区
1 計画の実施方針及び重点	
<p>平成27年中の西区の交通事故状況は、発生件数1,426件（前年比 - 38件）、死者数6人（前年比+2人）、傷者数1,848人（前年比69人）である。</p> <p>交通事故撲滅のため、市民一人ひとりが交通ルールを守り、交通マナーの向上を図るための取り組みを行っていく必要があることから、西区では日常生活にとけ込んだ交通安全運動や年齢層に応じた参加・体験型の交通安全教育、広報活動、交通安全施設の整備・点検等を関係団体・機関と一体となって一層推進し、交通事故のない安全で安心なまちづくりを進めていく。</p>	
2 計画の内容	
<p>(1) 交通安全思想の普及徹底等</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 校区交通危険箇所点検の実施 ② 交通安全教室の実施 ③ 幼児交通安全指導者研修会 ④ 春、夏、秋、年末の交通安全運動キャンペーンの実施 ⑤ 校区交通安全街頭キャンペーンの強化 ⑥ 暴走族対策 西区西部地区暴走族根絶・非行防止推進協議会の活動支援 ⑦ 西区交通安全奨励賞表彰 ⑧ 交通安全施設の点検、補修 ⑨ のぼり旗・ポスター・チラシ等による広報 ⑩ 高齢者交通安全教育事業 ⑪ 自転車マナーアップキャンペーン ⑫ 自転車安全利用の日キャンペーン ⑬ 飲酒運転撲滅キャンペーンの実施 毎月25日（土日祝日の場合はその前の平日）に街頭キャンペーンを姪浜駅で開催し、警察署や企業、地域、各種団体の参加を頂き取り組んでいる。 <p>(2) 道路交通環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 交差点等におけるクロスマーク、ドットライン、一時停止等の強調表示の実施 ② 自転車通行環境整備事業 ③ 通学路・路側帯のカラー舗装化 ④ 交通安全施設の新設・補修 (歩道、区画線、防護柵、反射鏡、標識、照明灯等及びスクールゾーン路面標示の新設、補修等) ⑤ 交通安全施設等に関する要望事項の調査及び警察との連絡調整 ⑥ 自転車放置禁止区域での放置自転車の撤去 ⑦ 通学路ストップマーク貼付事業 	

[資 料 集]

○福岡市自転車の安全利用に関する条例

平成 24 年 12 月 27 日

条例第 81 号

(目的)

第 1 条 この条例は、自転車の安全利用の推進及び促進に関し、基本理念を定め、市、市民等その他の主体の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、自転車の安全利用に関する普及啓発及び環境の整備を図るための諸施策を推進し、もって市民等の交通安全の確保及び自転車の利用促進に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 自転車 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 2 条第 1 項第 11 号の 2 に規定する自転車をいう。
- (2) 市民等 市内に居住し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。
- (3) 地域等 地域、学校、家庭又は職場をいう。
- (4) 灯火 道路交通法施行令（昭和 35 年政令第 270 号）第 18 条第 1 項第 5 号に規定する灯火をいう。
- (5) 自転車事故の保険等 自転車に関する交通事故により生じた損害を賠償し、及び傷害を補償するための保険又は共済をいう。
- (6) 関係機関 自転車の安全利用に関する施策を実施する国及び地方公共団体の機関をいう。
- (7) 関係団体 交通安全に関する活動を行うことを主な目的として組織された団体及び自転車の安全利用に関する活動を行う団体をいう。
- (8) 専修学校等 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 124 条に規定する専修学校及び同法第 134 条第 1 項に規定する各種学校をいう。

(基本理念)

第 3 条 自転車の安全利用の推進及び促進は、市民等一人ひとりが自転車の安全利用について理解を深め、交通事故を防止するよう心がけ、他人を思いやり、互いに譲り合う精神を醸成するとともに、市その他の主体が自転車を安全に利用することができる環境の整備に努め、もって人に優しく安全で快適なまち福岡の実現を目指すことを基本理念として行うものとする。

(市の責務)

第 4 条 市は、第 1 条の目的を達成するため、次に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) 自転車の安全利用に関する教育、啓発及び指導
- (2) 地域等における自転車の安全利用に関する活動の支援
- (3) 自転車への灯火の備付け、自転車の両側面への反射器材の備付け、自転車の定期的な点検整備及び自転車事故の保険等への加入の促進
- (4) 自転車の安全利用を促進するための道路環境の整備
- (5) 前各号に掲げるもののほか、第 1 条の目的を達成するために必要な施策

2 市は、前項各号に掲げる施策の実施に当たっては、関係機関及び関係団体と緊密な連携を図り、必要な協力を求めるものとする。

(市民等の責務)

第5条 市民等は、自転車の安全利用について理解を深め、交通事故の防止に努めるとともに、地域等において自転車の安全利用の促進に寄与するよう努めなければならない。

(自転車利用者の責務)

第6条 自転車利用者は、道路交通法その他の法令を遵守しなければならない。

2 自転車利用者は、歩道においてその利用する自転車の進行が歩行者の通行を妨げるおそれがあるときは、あらかじめ当該自転車を押して歩く等、歩行者の交通安全の確保に十分に配慮するよう努めなければならない。

3 自転車利用者は、その利用する自転車に灯火を備え付けるとともに、当該自転車の両側面に反射器材を備え付けるよう努めなければならない。

4 自転車利用者は、その利用する自転車を定期的に点検し、必要に応じ整備するよう努めるとともに、自転車事故の保険等に加入するよう努めなければならない。

5 自転車利用者のうち道路交通法第84条第1項に規定する運転免許を現に受けている者は、自転車の利用において、特に他の者の模範となるよう努めなければならない。

(保護者等の責務)

第7条 子（15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者に限る。以下同じ。）の保護者は、当該子に対し、自転車の安全利用に関する教育及び指導に努めなければならない。

2 保護者は、子が自転車を利用するときは、乗車用ヘルメットを着用させるよう努めなければならない。

3 保護者は、子が降雨時に自転車を利用するときは、レインコートを着用させるよう努めなければならない。

4 保護者は、子が利用する自転車を定期的に点検し、必要に応じ整備するよう努めるとともに、子に係る自転車事故の保険等に加入するよう努めなければならない。

5 高齢者の家族は、当該高齢者に対し、乗車用ヘルメットの着用その他自転車の安全利用に関する助言に努めなければならない。

(自動車等の運転者の責務)

第8条 自動車及び原動機付自転車の運転者は、自転車の側方を通過するときは、当該自転車との間に安全な間隔を保ち、又は徐行するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第9条 事業者は、自転車通勤をする従業員その他事業活動に従事する者に対し、自転車の安全利用に関する教育、啓発及び指導に努めるとともに、事業活動を通じて、自転車の安全利用の促進に努めなければならない。

(自転車販売業者等の責務)

第10条 自転車販売業者は、自転車の販売に当たっては、自転車を購入しようとする者に対し、第6条及び第7条に定める責務の周知並びに自転車事故の保険等に関する情報の提供に努めなければならない。

2 自転車販売業者は、自転車の販売に当たっては、道路において利用する自転車を購入しようとする者に対し、灯火を備え付けていないもの、両側面に反射器材を備え付けていないもの及び道路交通法第63条の9第1項に規定する制動装置を備え付けていないものを販売しないよう努めなければならない。

3 自転車販売業者は、事業活動を通じて、自転車の安全利用に関する啓発に努めなければならない。

- 4 自転車貸出業者は、貸し出す自転車に灯火を備え付け、当該自転車の両側面に反射器材を備え付けるとともに、当該自転車に係る自転車事故の保険等に加入するよう努めなければならない。
- 5 自転車貸出業者は、貸出しを受けて自転車を利用しようとする者に対し、自転車の安全利用に関する啓発に努めなければならない。

(学校の長の責務)

第11条 小学校、中学校及び高等学校（市立の小学校、中学校及び高等学校を除く。）の長は、児童又は生徒に対し、当該各学校における教育活動として、自転車の安全利用に関する教育、啓発及び指導に努めなければならない。

- 2 市立の小学校、中学校及び高等学校の長は、児童又は生徒に対し、当該各学校における教育活動として、自転車の安全利用に関する教育、啓発及び指導を行わなければならない。
- 3 中学校及び高等学校の長は、生徒の自転車通学を認めるときは、当該生徒に対し、必要な教育を行うとともに、自転車の安全利用を条件に自転車運転免許証（当該各学校の長が自転車通学を認めることを証明する書類をいう。）を交付する等、自転車の安全利用を確保する措置を講じるよう努めなければならない。
- 4 大学及び専修学校等の長は、学生又は生徒に対し、自転車の安全利用に関する教育、啓発及び指導に努めなければならない。

(市の施策への協力)

第12条 市民等、事業者及び学校の長（小学校、中学校、高等学校、大学及び専修学校等の長をいう。）は、市が行う自転車の安全利用に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(教育及び啓発)

第13条 市は、自転車の安全利用について市民等の理解を深めるよう、関係機関及び関係団体と相互に連携協力し、自転車の安全利用に関する教育及び啓発を積極的に行うものとする。

- 2 市は、自転車の安全利用に関する教育及び啓発を行う者に対し、関係機関及び関係団体と相互に連携協力し、情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

(押し歩き推進区間)

第14条 市長は、歩行者の交通安全を確保するため特に必要があると認める歩道の区間を、押し歩き推進区間として指定することができる。

- 2 前項の規定による指定は、終日又は時間帯を限って行うことができる。
- 3 自転車利用者は、押し歩き推進区間を通行するときは、自転車を押して歩くよう努めなければならない。
- 4 市は、関係機関及び関係団体と連携し、押し歩き推進区間における自転車の押し歩きが推進されるよう、啓発及び指導を行うものとする。
- 5 市長は、押し歩き推進区間を指定し、変更し、又は解除したときは、規則で定めるところにより、その旨を告示するものとする。

(指導員)

第15条 市長は、この条例の規定に違反して自転車を利用する者又は利用させる者（以下「違反者」という。）に対し、必要な指導を行うことができる。

- 2 市長は、前項に規定する指導を行うため、市職員のうちから自転車安全利用指導員（以下「指導員」という。）を任命することができる。

3 指導員は、歩行者の交通安全を確保するため特に必要があると認めるときは、違反者に対し、歩道における徐行、自転車からの降車、灯火の点灯その他交通安全の確保に必要な措置をとるよう求めることができる。

(推進員)

第 16 条 市長は、地域等における自転車の安全利用に関する活動を促進するため、自転車安全利用推進員(以下「推進員」という。)を委嘱することができる。

2 推進員は、地域等において自転車の安全利用に関する教育及び啓発を行うとともに、自転車利用者に対し、必要な指導を行うことができる。

3 市は、推進員の活動が円滑かつ効果的に行われるよう、情報の提供その他必要な支援を行うものとする。
(灯火の備付け等の促進)

第 17 条 市は、自転車への灯火の備付け、自転車の両側面への反射器材の備付け、自転車の定期的な点検整備及び自転車事故の保険等への加入を促進するため、必要な啓発を行うものとする。

(道路環境の整備)

第 18 条 市は、自転車の安全利用を促進するため、関係機関と相互に連携協力し、自転車を安全に利用することができる道路環境の整備に関する事業を推進するものとする。

(自転車安全利用の日)

第 19 条 市は、自転車の安全利用について市民等の関心と理解を深めるため、毎月 8 日を自転車安全利用の日とし、その趣旨にふさわしい取組を実施するものとする。

(委任)

第 20 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 14 条の規定は、公布の日から施行する。

○福岡市交通安全対策会議条例

昭和 46 年 4 月 1 日条例第 18 号
改正 昭和 47 年 3 月 30 日条例第 40 号
昭和 53 年 3 月 30 日条例第 5 号
昭和 57 年 4 月 1 日条例第 23 号
昭和 62 年 3 月 26 日条例第 43 号
平成元年 10 月 2 日条例第 49 号
平成 18 年 3 月 30 日条例第 37 号

(設置)

第 1 条 交通安全対策基本法（昭和 45 年法律第 110 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、福岡市交通安全対策会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 福岡市交通安全計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、本市の区域における陸上交通の安全に関する総合的な施策の企画に関して審議し、及びその施策の実施を推進すること。

(会長及び委員)

第 3 条 会議は、会長及び委員をもつて組織する。

- 2 会長は、市長をもつて充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもつて充てる。
 - (1) 国の関係地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (2) 福岡県の部内の職員のうちから市長が任命する者
 - (3) 福岡県警察官のうちから市長が任命する者
 - (4) 市長がその部内の職員のうちから任命する者
 - (5) 福岡市教育長
- 6 前項第 1 号、第 2 号、第 3 号及び第 4 号の委員の定数は、それぞれ 6 人、1 人、2 人及び 21 人とする。
- 7 委員は、非常勤とする。

（昭和 47 条例 40・昭和 53 条例 5・昭和 57 条例 23・平成元条例 49・一部改正）

(特別委員)

第 4 条 会議に、特別の事項を審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

- 2 特別委員は、九州旅客鉄道株式会社、西日本高速道路株式会社その他の陸上交通に関する事業を営む公共的機関の職員のうちから、市長が任命する。
- 3 特別委員は、当該特別の事項に関する審議が終了したときは、解任されるものとする。
- 4 特別委員は、非常勤とする。

（昭和 62 条例 43・平成 18 条例 37・一部改正）

(幹事)

第5条 会議に、幹事42人以内を置く。

- 2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから市長が任命する。
- 3 幹事は、会議の所掌事務について会長、委員及び特別委員を補佐する。
- 4 幹事は、非常勤とする。

(昭和47条例40・昭和53条例5・昭和57条例23・一部改正)

(議事等)

第6条 前各条に定めるもののほか、会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和47年3月30日条例第40号)

この条例は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則(昭和53年3月30日条例第5号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則(昭和57年4月1日条例第23号)

この条例は、昭和57年5月10日から施行する。

附 則(昭和62年3月26日条例第43号)

この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則(平成元年10月2日条例第49号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年3月30日条例第37号)

この条例は、公布の日から施行する。

○交通安全対策基本法（抄）

昭和 45 年 6 月 1 日法律第 110 号

改正 昭和 46 年 6 月 2 日法律第 98 号

昭和 50 年 7 月 10 日法律第 58 号

昭和 58 年 12 月 2 日法律第 80 号

平成 11 年 7 月 16 日法律第 102 号

平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号

平成 18 年 5 月 17 日法律第 38 号

平成 23 年 8 月 30 日法律第 105 号

平成 25 年 6 月 14 日法律第 44 号

平成 27 年 9 月 11 日法律第 66 号

（目的）

第 1 条 この法律は、交通の安全に関し、国及び地方公共団体、車両、船舶及び航空機の使用者、車両の運転者、船員及び航空機乗組員等の責務を明らかにするとともに、国及び地方公共団体を通じて必要な体制を確立し、並びに交通安全計画の策定その他国及び地方公共団体の施策の基本を定めることにより、交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図り、もつて公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

（地方公共団体の責務）

第 4 条 地方公共団体は、住民の生命、身体及び財産を保護するため、その区域における交通の安全に関し、国の施策に準じて施策を講ずるとともに、当該区域の実情に応じた施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

（市町村交通安全対策会議）

第 18 条 市町村は、市町村交通安全計画を作成し、及びその実施を推進させるため、条例で定めるところにより、市町村交通安全対策会議を置くことができる。

2 前項に規定するもののほか、市町村は、協議により規約を定め、共同して市町村交通安全対策会議を置くことができる。

3 市町村交通安全対策会議の組織及び所掌事務は、都道府県交通安全対策会議の組織及び所掌事務の例に準じて、市町村の条例（前項の規定により置かれる市町村交通安全対策会議にあつては、規約）で定める。

（関係行政機関等に対する協力要求）

第 19 条 中央交通安全対策会議、都道府県交通安全対策会議及び市町村交通安全対策会議（市町村交通安全対策会議を置かない市町村にあつては、市町村の長。次条並びに第二十六条第一項及び第五項において同じ。）は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長（関係行政機関が委員会である場合にあつては、関係行政機関）及び関係地方行政機関の長、関係地方公共団体の長その他の執行機関並びに政令で定めるその他の関係者に対し、資料の提供その他必要な協力を求めることができる。

（交通安全対策会議相互の関係）

第 20 条 都道府県交通安全対策会議及び市町村交通安全対策会議は、その所掌事務の遂行について、相互に、又はそれぞれ他の都道府県の都道府県交通安全対策会議若しくは他の市町村の市町村交通安全対策会議と協力しなければならない。

- 2 中央交通安全対策会議は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、都道府県交通安全対策会議及び市町村交通安全対策会議に対し、必要な勧告をすることができる。
- 3 都道府県交通安全対策会議は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、市町村交通安全対策会議に対し、必要な勧告をすることができる。

(市町村交通安全計画等)

第 26 条 市町村交通安全対策会議は、都道府県交通安全計画に基づき、市町村交通安全計画を作成するよう努めるものとする。

- 2 市町村交通安全対策会議を置かない市町村の長は、前項の規定により市町村交通安全計画を作成しようとするときは、あらかじめ、関係指定地方行政機関の長及び関係地方公共団体の長その他の執行機関の意見を聴かなければならない。
- 3 市町村交通安全計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 市町村の区域における陸上交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱
 - (2) 前号に掲げるもののほか、市町村の区域における陸上交通の安全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 4 市町村長は、市町村の区域における陸上交通の安全に関し、当該年度において市町村が講ずべき施策に関する計画（以下「市町村交通安全実施計画」という。）を作成するよう努めるものとする。この場合において、市町村交通安全実施計画は、都道府県交通安全実施計画に抵触するものであつてはならない。
- 5 市町村交通安全対策会議は、第一項の規定により市町村交通安全計画を作成したときは、速やかに、その要旨を公表するよう努めるとともに、市町村交通安全計画を都道府県知事に報告しなければならない。
- 6 市町村長は、第四項の規定により市町村交通安全実施計画を作成したときは、速やかに、これを都道府県知事に報告しなければならない。
- 7 第二項及び第五項の規定は市町村交通安全計画の変更について、前項の規定は市町村交通安全実施計画の変更について準用する。

(地方公共団体の長の要請等)

第 27 条 地方公共団体の長は、都道府県交通安全計画又は市町村交通安全計画の的確かつ円滑な実施を図るため必要があると認めるときは、当該地方公共団体の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長及び関係地方公共団体の長その他の執行機関に対し、これらの者が陸上交通の安全に関し処理すべき事務について、必要な要請をし、又は法令の定めるところにより必要な勧告若しくは指示をすることができる。

